

## 「自己点検・評価報告書」の公開にあたって

東京女子大学は、2023年度に（公財）大学基準協会の認証評価を受審し、「大学基準に適合している」と認定されました。本学は2009年度の第1期認証評価受審以来、毎年自己点検・評価を実施し、様々な課題に取り組んでまいりました。今回の認証評価に向けては、2021年度より全学的な自己点検・評価活動を開始し、翌2022年1月には「2021年度東京女子大学自己点検・評価報告書」に係る外部評価を実施しております。今般の「2022年度自己点検・評価報告書」は、上述の自己点検・評価、および外部評価の結果を踏まえ、改めて全学的な自己点検・評価を行い取り纏めたものです。皆様にご高覧頂ければ幸いです。

このたびの評価結果では、本学の一層の改善と向上のために、大学基準協会よりいくつかの提言を受けました。「長所」として「社会連携・社会貢献」（第9章）では、女性起業家の育成を目指した活動として、高等学校の生徒から社会人までの幅広い層を対象に実施している「東京女子大学ビジネス・プランニング・コンテスト」について、産学官連携で女性のキャリア構築支援に取り組んでいることが評価されました。また、改善課題として挙げられた内部質保証体制の充実および大学院学生定員の充足につきましても、大学一体となり努力してまいり所存です。

今後も、本学の特徴であるキリスト教精神を基盤としたリベラルアーツ教育をさらに深化させるため、教育・研究活動の質の向上に向けて、学内の内部質保証体制をより一層強化し、発展に努めてまいります。

最後になりましたが本報告書の作成を進めるにあたり、丁寧なご指導を賜りました大学基準協会の関係者の皆様に厚く御礼を申し上げます。

2024年3月

東京女子大学 学長 森本 あんり  
自己点検・評価委員長 竹内 健蔵

東京女子大学

2022年度  
自己点検・評価報告書

2023年3月

東京女子大学自己点検・評価委員会

# 目 次

序章 .....	1
本章	
第 章 理念・目的.....	3
第 章 内部質保証.....	1 0
第 章 教育研究組織.....	2 2
第 章 教育課程・学習成果.....	2 7
第 章 学生の受け入れ.....	6 0
第 章 教員・教員組織.....	6 9
第 章 学生支援.....	7 9
第 章 教育研究等環境.....	8 9
第 章 社会連携・社会貢献.....	1 0 0
第 章 大学運営・財務	
第 1 節 大学運営.....	1 0 7
第 2 節 財務.....	1 1 6
終章 .....	1 2 1

## 序章

本学の自己点検・評価について、学則第1条の2および大学院学則第2条に「教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する」と規定している。また、自己点検・評価委員会規程には、「建学の精神に基づき教育目的及び社会的使命を達成し教育研究水準の向上を図るために、東京女子大学学則第1条の2及び東京女子大学大学院学則第2条の規定に基づき、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。そのために自己点検・評価委員会を置く」として自己点検・評価の目的を述べている。自己点検・評価を行うことによって、PDCAを適切に機能させ、点検・評価を受けて改善・改革を進め、本学の教育・研究活動の質を向上させることが重要である。

本学では、大学全体で組織的に自己点検・評価に取り組み、毎年個別のテーマを決めて、自己点検・評価委員会のもとに専門委員会を設け、恒常的に自己点検・評価を行っている。2016年度には、大学基準協会による第2期認証評価を受審し、「大学基準に適合している」との大学評価結果を得ている。一方、本学が引き続き取り組むべき事項として3つの努力課題が指摘された。自己点検・評価委員会でこれらの助言のみならず総評に付された指摘についても、改善の方向付けを行い、改善状況を各委員会等から定期的に報告を受け、必要に応じてさらなる改善を求めた。努力課題については、2020年8月に改善状況を報告した。「改善の認められる項目が確認できる。」との評価をいただいたが、学生の受け入れについて、収容定員に対する在籍学生数比率が、理学研究科博士前期課程では0.25と大学評価時よりもさらに低くなっており、同研究科博士後期課程でも0.11と依然として低いため、引き続き改善が望まれるとのコメントが付された。これについては、自己点検・評価委員会が各部署等と連携して改善に取り組んでいる。

また、2014年に制定した「東京女子大学グランドビジョン」の更なる達成に向けて、2020年3月に「学校法人東京女子大学中期計画」を策定した。2016年に受審した第2期認証評価の結果を踏まえ、将来計画推進委員会で案を作成し、各担当部署の意見を取り込んだものである。自己点検・評価委員会の下にある18課程専門委員会が、2019年度から2020年度にかけて、2018年度学科専攻再編及び教育課程改定について点検・評価を行った結果を受け、2021年3月には新たな取り組みを盛り込むため、中期計画の一部改訂を行っている。大学全体の内部質保証体制を適切に運用し、目標に向かって大学全体で取り組んでいる。

本中期計画を着実に実行していくことにより、理念・目的に沿った学生を育成し、かつ、女子教育の重要性と社会における認知をさらに高め、東京女子大学があらゆる可能性に開かれた大学であることを広く社会に示していくことを目指している。

新型コロナウイルス感染拡大は、世界の日常を一変させ、従来の常識や行動様式だけでなく、それらの根底にある基本的な世界観や倫理意識も問い直されることとなった。このような苦難にあっても、本学が開学以来行ってきたキリスト教精神を基盤としたりペラル・アーツ教育の真価が発揮される。学生一人ひとりを大切に育てる伝統を守りながら、グローバル化・情報化・多様化する社会に貢献できる女性の育成に今後も力を注いでいきたい。

2023年3月31日

東京女子大学

学長 森本 あんり

## 第 章 理念・目的

### 1.1.現状説明

1.1.1.大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

#### 評価の視点

- 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容
- 大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

#### 東京女子大学設立の経緯と建学の理念

東京女子大学は、北米プロテスタント6 教派の援助を得て、1918（大正7）年、「キリスト教の主義に基づいて本国の女子に高等教育を施すことを目的とする」リベラル・アーツ・カレッジ「私立東京女子大学」として創立された【1-1 p.35,36,37】。女性に大学の門戸を開放し、キリスト教主義に立脚したリベラル・アーツ教育による人格教育を行うことを目指した。

教育の根底にある「キリスト教の精神」について、初代学長新渡戸稲造は「たとえば犠牲と奉仕ということほど、この精神を代表するものはない。また、みなさんの全生涯を通じてこの精神ほど大切なものはないと思う。英語では、Service and Sacrificeだ。（以下略）」と述べており、本学では頭文字をとり「SS（Service and Sacrifice）精神」としている【1-2 p.2】。

また、キャンパスの中心に位置する本館には、竣工時特別委員会により「大学に対する希望を特に示すもの」として、『新約聖書』「フィリピの信徒への手紙」第4章第8節からラテン語で“QUAECUNQUE SUNT VERA”（すべて真実なこと）という文字が刻まれ、「真理探究の場」である本学の標語とされた【1-2 p.2】。

新渡戸は、本学の教育について「キリスト教の精神に基づいて、個性を重んじ、知識よりも見識、学問よりも人格を尊び、人材よりも人物の養成」を目指すと説き、女性を良妻賢母主義によって教育するのではなく、女性一人ひとりを独立した人間として尊重し、その人格の育成を教育目標とした。こうした学生一人ひとりの人格を尊重する考え方は各所に反映されている。例えば、大学名の英語表記には創立当初より「Woman」（単数形）を用い、「Tokyo Woman's Christian University」としている【1-2 p.3】。また、善福寺キャンパスに当初建設された東西寮（1924年竣工）の寮生居室は全て、当時としてはめずらしい個室であった。これも「学生は一個の人格として一日に一度はただひとりになって祈り、瞑想する時を持つことが必要である」という、新渡戸の理念によるものであった【1-1 p.19】。

上述の建学の精神とそれに基づく大学としての教育理念・目的を、以下のとおり寄附行為と学則に定めている。

【学校法人東京女子大学寄附行為】【1-3】

第3条

この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、女子高等教育を行うことを目的とする

第3条 第2項

この法人の設置する学校は、キリスト教の精神をもって、人格形成の基礎とする

【東京女子大学学則】【1-4】

第1条

東京女子大学は、キリスト教を教育の根本方針となし、学問研究及び教育の機関として、女子に高度の教養を授け、専門の学術を教授研究し、もって真理と平和を愛し人類の福祉に寄与する人物を養成することを目的とする

第3条第2項

現代教養学部は、広い識見と創造性を有し、専門性をもつ教養人として、現代社会の多様な課題を主体的に解決しうる人物の育成を目的とする

【東京女子大学大学院学則】【1-5】

第1条

東京女子大学大学院は、キリスト教精神に基づく人格形成を教育の根本方針となし、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展と人類の福祉とに寄与することを目的とする

2018年に本学創立100周年を迎えるにあたっては、リベラル・アーツ教育の一層の充実と発展を目指し、現代教養学部の再編を行った（基準3 p.22参照）。再編にあたっては、2014年度に制定した「東京女子大学グランドビジョン」の「大学として育成する人物像」（次ページ参照）に基づき、どの専攻においても国際的な視野、女性としてのリーダーシップの育成、社会のステークホルダーとのつながり、そして一人ひとりの学生の自己確立とキャリア構築など、これからの女性に求められる資質を育成することとした。

各学科の教育目標においても「専門性をもつ教養人」の育成に向けて、分野横断的に広い視野で学ぶこと、それぞれの分野での学びを役立てて社会に貢献できる人材の育成を目指すことなどを学則に定め、次ページの通り明示している。

大学院においても、専門性を追求するとともに幅広い視野を養い主体的に研究する女性を育成することを目的として、大学院学則に次ページのとおり定め、明示している。

**【東京女子大学グランドビジョン 大学として育成する人物像】**

1. 知力（知識）を行動力にするリーディングウーマン
2. 国際的な視野をもった地球市民としての女性
3. 専門性と幅広い教養をもった女性
4. キャリアをカスタマイズする女性
5. 21世紀の高度情報化社会に対応できる女性

学 部

**【東京女子大学学則第4条抜粋】**

- ・ 国際英語学科は、国際共通語としての英語とその言語文化の広がりを専門的に考究し、英語の実践的かつ高度な運用能力と発信力を身に付けることを通して、世界の諸地域や国際化が進む日本国内の各地域で社会の発展に貢献できる人物の育成を目的とする。
- ・ 人文学科は、哲学、文学、史学の分野を横断的に学ぶことを通して、人間の文化に関わる基礎的知識を広く修め、考究の姿勢、応用能力を社会のあらゆる分野に生かし、文化の創造と社会の発展に貢献できる人物の育成を目的とする。
- ・ 国際社会学科は、国際関係、経済学、社会学、コミュニティ構想の分野を横断的に学ぶことを通して、現代社会を世界的な視野でとらえ、豊かな教養と専門性を備えた地球市民として、地域社会や国際社会で活躍できる人物の育成を目的とする。
- ・ 心理・コミュニケーション学科は、心理学、コミュニケーションの分野を横断的に学ぶことを通して、分析能力、問題解決能力を養い、人間・社会・世界を科学的に探求し、現代に生きる人間のあり方を考究・提言できる人物の育成を目的とする。
- ・ 数理科学科は、理系学問の基礎となる数学の修得を基に、数学、情報科学、応用数理学の分野を横断的に学ぶことを通して、数理科学的知識と柔軟な論理的思考力及び技術をもって社会と科学技術の発展に寄与できる人物の育成を目的とする。

大学院

**【東京女子大学大学院学則第5条抜粋】**

人間科学研究科

学際的視点からの研究を深め、専攻分野での自立的な研究能力を高めることにより、共生社会実現に指導的役割を担うことのできる研究者及び高度な専門的職業人の育成を目的とする。

理学研究科

数学及び数理科学に関連する領域の研究能力を深め、幅広い視野を持ち、多くの分野において学術の進展と社会の発展に貢献できる研究者及び高度な専門的職業人の育成を目的とする。

1.1.2.大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点

- 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示
- 教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

大学の理念・目的は、先述のとおり寄附行為及び学則に定め、在学生に配付する「学生要覧」、教職員に配付するハンドブックにより周知し、本学公式サイト等に掲載して広く公表している【1-2 p.2】【1-6 p.1】【1-7】。

毎年の入学式や年度始オリエンテーションにおいては、学長自ら建学の精神についての説明を行っているほか、1年次の必修授業に「キリスト教学（入門）」を置き、4年間の学修の基礎として、東京女子大学の建学の精神を理解することを到達目標としている【1-8】【1-9 p.11-15】。

学部においては学部、学科ごと、大学院においては研究科ごと、課程ごとに教育の目的を学則に定めている。また、各学科・専攻の理念・目的は、それぞれのカリキュラム・マップ、ディプロマ・ポリシーとともに本学公式サイトに掲載している【1-10】。学生に配付する「履修の手引き」に掲載し、オリエンテーション等で説明を行っている。本学の教育の根幹であるリベラル・アーツ教育についても「履修の手引」に記載し、教育目標や教育課程の意図を理解した上で自律的に履修計画を立てられるよう配慮している【1-11 p.65】。

大学院各研究科の教育目標、人材養成目標については、本学公式サイトに掲載している。学生に配付する「大学院履修便覧」には大学院学則を掲載し、オリエンテーション等で説明を行っている【1-12 p.7】。

入学式や卒業式などの式典をキリスト教の礼拝形式で執り行い、建学理念の根幹であるキリスト教の精神に触れ、教職員、学生がともに考える機会を多く設けている。また、キリスト教センターでは、日々の礼拝をはじめ、宗教週間や昼の集会など学内外に向けて多様な活動を展開している【1-13】。日々の礼拝については、コロナ禍によるキャンパスへの入構制限の際には、動画配信を行った【1-13】。

本館にある新渡戸記念室では、本学の歴史、創立を支えた人々、建築など、大学に関する資料・写真を展示し、随時見学者を受け入れている【1-14】。

1.1.3.大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点

- 将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定
- 認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定

2018年に創立100周年を迎えるにあたり、建学の精神であるキリスト教の精神に基づく

人格教育により、21世紀の人類・社会に貢献する女性を育てるために「東京女子大学グランドビジョン」を2014年12月に制定した【1-15】。このグランドビジョンに基づき、2018年度には現代教養学部の学科専攻の改編を行い、国際英語学科と心理・コミュニケーション学科を新設し、国際社会学科にコミュニティ構想専攻が加わった。新しい体制のもと、長年にわたり培ってきたリベラル・アーツ教育を基盤に、国際性、女性の視点、実践的学びを重視した教育を一層充実させ、自ら課題を発見し、知識・能力を行動に移す「専門性をもつ教養人」の育成を行っている。

2020年3月にはグランドビジョンの更なる達成に向け、2020年度からの5年間を実施期間とする「学校法人東京女子大学中期計画」を策定した。本計画は、2018年6月に3名の卒業生を招いて行った全学シンポジウム「これからの東京女子大学を考える」【1-16】で得た本学の教育等に対する意見をもとに、若手教職員を中心とするワーキング・グループで作成中であった「2025アクション・プラン」を織り込んだものである。2016年に受審した第2期認証評価の評価結果を踏まえ将来計画推進委員会で作成した案に、各担当部署の意見を取り込んでいる。大学評議会の審議を経て、評議員会で意見を徴し、理事会で決定した【1-17】。

本中期計画は、全体の統一テーマを「開かれた大学」とし、教職協働の下、教育、研究、大学運営の充実に取り組むための計画を（ ）教学改革、（ ）東京女子大学SDGs宣言、（ ）高大接続改革、（ ）国際交流、（ ）社会連携・地域貢献、（ ）アクションを支える体制の充実、の6つの大項目に分類してそれぞれ具体的目標とその目的達成のための取り組みを立てている。例えば（ ）教学改革では、分野横断的・文理横断的なカリキュラムの再構築をはじめとして、教育内容や方法、学部・大学院の学びの接続性など多様な面から開かれた教育を推進することにより、本学のリベラル・アーツ教育を強化する。また、本学の研究環境の改善・研究力の向上を図り、あわせて教員の研究活動や社会活動の成果を社会に開示することにより、本学のブランド力の向上を目指す。

本中期計画を着実に実行していくことにより、グランドビジョンを具現化し、主体的に学ぶ態度を身につけ、自分のキャリアを未来へつなぐことのできる女性、正答のない社会・未知なる世界にも積極的に挑戦する知性をそなえた女性を育成していくこととしている。さらに、女子高等教育をけん引する大学として、女子教育の重要性と社会における認知をさらに高め、東京女子大学があらゆる可能性に開かれた大学であることを広く社会に示していくことを目指している。

中期計画の策定に当たっては、2009年度以降の実績値額、2019年度決算見込み額をもとに、中期計画の対象期間となる2020年度から2024年度の5年間について財政収支の見通しが立てられた。大学基礎データに照らして財源が担保されていることが確認できる。今後、計画の具体化に合わせ、経費支出、投資額を逐次改訂していく。

2020年度には将来計画推進委員会において、中期計画の進め方について、各取り組みは各責任者のもとで進めていくこと、計画全体の取りまとめは学長室会及び企画室で行うことを確認し、新たに「目標の説明」「主管委員会・事務局」「責任者」「数値目標」を追加した。各責任者は、目標の趣旨（目標の説明）に沿って、主管委員会等との協力のもと、目標達成に向けて各取り組みを実行していく。数値目標は達成度を測定する一つの指標とする。

策定から約1年が経過した2021年3月に、新たな取り組みを盛り込むため、中期計画の一部改訂を行った。今後、本中期計画を着実に実行していくため、定期的に各部局からの進捗状況の報告を企画室で取りまとめ、将来計画推進委員会で確認を行う。改善を要する事項があれば各部局にフィードバックする。自己点検・評価委員会からの提言を踏まえて策定した箇所について、将来計画推進委員会から適宜報告を行い、学内の内部質保証体制とも整合性をとっている（基準2 p.16参照）。

## 1.2.長所・特色

建学の精神であるキリスト教の精神をよく理解した上で4年間の学生生活を送ることができるよう、入学式やオリエンテーションでの説明や配付物への記載だけでなく、1年次必修科目「キリスト教学（入門）」や、日々の礼拝をはじめ、宗教週間等のキリスト教センターによる催しなど様々な形で学生が学ぶ機会を設けている。

キリスト教への理解については、4年次学生に調査を行ったところ、4年間の学びを通してキリスト教への理解を深めることができたと認識している者が9割近いことを確認している【1-18 図7】。また、キリスト教への理解と大学生活への満足度には相関が認められ、キリスト教への理解を深めることができたと考える者は大学生活に満足しているとの結果が出ている【1-19 図20-6】。（基準4 p.54 卒業生調査参照）

## 1.3.問題点

なし。

## 1.4.全体のまとめ

建学の精神と教育理念・目的を、寄附行為と学則に定めている。これに基づき、現代教養学部の各学科、大学院の各研究科の教育目的を大学院学則に定めている。また、2018年に創立100周年を迎えるにあたり、「東京女子大学グランドビジョン」を2014年12月に制定した。

大学の理念・目的は、在学生に配付する「学生要覧」、教職員に配付するハンドブックにより周知し、本学公式サイト等に掲載して広く公表している。学部の各学科・専攻の理念・目的は、それぞれのカリキュラム・マップ、ディプロマ・ポリシーとともに本学公式サイトに掲載している。学生に配付する「履修の手引」に掲載し、オリエンテーション等で説明を行っている。大学院各研究科の教育目標、人材養成目標については、本学公式サイトに掲載するとともに、学生に配付する「大学院履修便覧」には大学院学則に掲載し、オリエンテーション等で説明を行っている。

2020年3月にグランドビジョンの更なる達成に向け、2020年度からの5年間を実施期間とする「学校法人東京女子大学中期計画」を策定した。2016年に受審した第2期認証評価の評価結果を踏まえ将来計画推進委員会で作成した案に、各担当部署の意見を取り込んでいる。中期計画は、全体の統一テーマを「開かれた大学」とし、教職協働の下、教育、研究、大学運営の充実に取り組むための計画を（ ）教学改革、（ ）東京女子大学SDGs宣言、（ ）高大接続改革、（ ）国際交流、（ ）社会連携・地域貢献、（ ）

アクションを支える体制の充実、の6つの大項目に分類してそれぞれ具体的目標とその目的達成のための取り組みを立てている。策定から約1年が経過した2021年3月に、新たな取り組みを盛り込むため、中期計画の一部改訂を行った。中期計画を着実に実行していくため、定期的に各部局からの進捗状況の報告を企画室で取りまとめ、将来計画推進委員会で確認を行う。必要に応じ自己点検・評価委員会に報告するほか、改善を要する事項があれば各部局にフィードバックする。

## 第 章 内部質保証

### 2.1.現状説明

#### 2.1.1.内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

##### 評価の視点

- 下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示
- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
  - ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
  - ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（P D C Aサイクルの運用プロセスなど）

「東京女子大学方針『大学の内部質保証に関する方針』」【2-1】に基づき、2020年度第5回自己点検・評価委員会において「東京女子大学 内部質保証の方針・手続き」（以下、「方針・手続き」）を策定し【2-2】、2021年3月大学評議会で決定した【2-3】【2-4】。本学の内部質保証に対する「基本的な考え方」として以下の5点を定め、これに基づき「内部質保証に係る責任・役割」、「教育の行動指針」、「手続・運用」を定めている。

- (1) 本学の建学の精神に基づき教育目的及び社会的使命を達成し教育研究水準の向上を図るため、大学の諸活動について自ら点検・評価を行い、その結果を踏まえて質の向上に向けた恒常的な改善・改革を推進する。
- (2) 全学における内部質保証の推進に責任を負う組織は、自己点検・評価委員会とする。委員会の事務局は大学運営部総務課に置く。
- (3) 自己点検・評価の妥当性・客観性を担保するため、外部評価を実施する。全学的な内部質保証体制については、学外委員を中心に構成する内部質保証体制評価委員会において、定期的に評価を行う。
- (4) 自己点検・評価結果、外部評価について、情報公開を通して、透明性を確保し、社会に対する説明責任を果たす。
- (5) 質保証について、各組織が全学一体となって連携・協力し、大学としての責任を果たす。

合わせて、全学、学部・研究科、授業レベルの3階層の意思決定プロセスと階層同士の関わりを図にまとめ、「内部質保証体系図」として決定した（p.12に掲載）。

「方針・手続き」と「内部質保証体系図」については、設定した旨を教授会および部長・課長会で報告し、本学公式サイトに掲載し公表している【2-5】。

また、これら「方針・手続き」と「内部質保証体系図」の設定を契機として、各部局においては改善・改革を行う際には原則として検証を踏まえること、各決定機関で規定された手続きを踏むこと、根拠資料を蓄積することを改めて周知した【2-6】【2-7】。

以上のとおり本学では、内部質保証に対する考え方として「方針・手続き」を明確かつ簡潔に定めており、学内外への周知も十分に行っている。また、「方針・手続き」及び「内部質保証体系図」を定めたことにより、内部質保証体制やプロセスが明確になり、各部局での取り組みの円滑化に寄与していると評価できる。

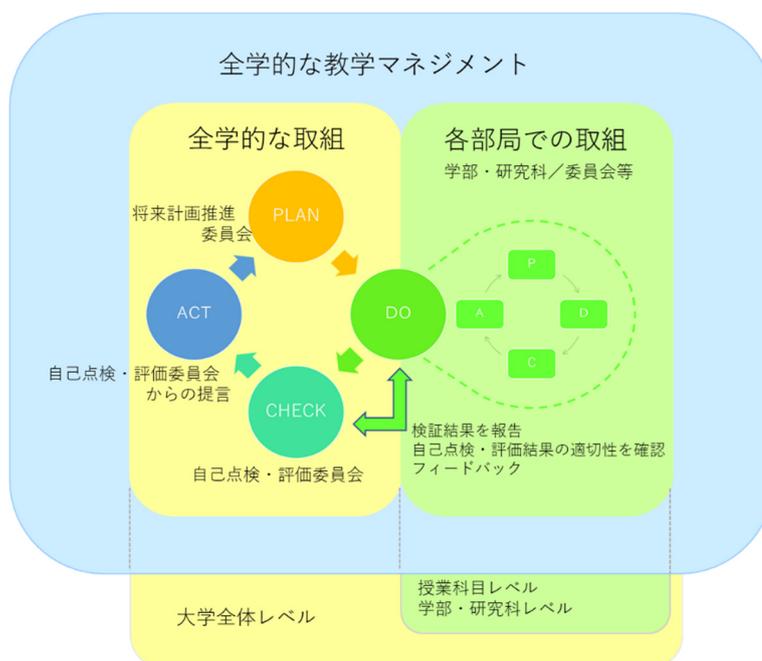
## 2.1.2.内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

### 評価の視点

全学内部質保証推進組織・学内体制の整備  
全学内部質保証推進組織のメンバー構成

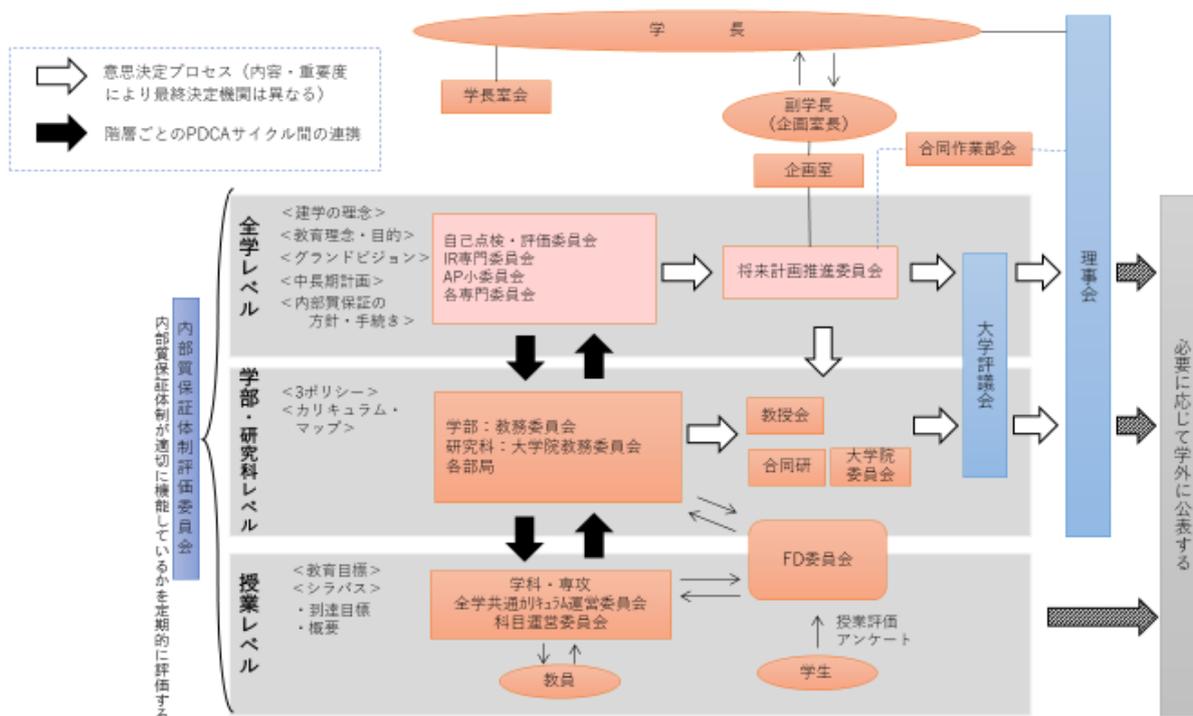
本学では、全学的なPDCAサイクルを下図のとおり整理し、自己点検・評価委員会【2-8】がCheckとAct、将来計画推進委員会【2-9】がPlanの機能を担っている。両委員会はいずれも、教学にかかわる全学的に重要な事項を審議する大学評議会【2-10】の下に位置づけられている。この二つの委員会を、学長を長とする大学評議会の下に位置付けることにより、学長のリーダーシップのもと連携を取りながらPDCAサイクルを循環させることが可能となっている。

東京女子大学 PDCAサイクル



次ページの「内部質保証体系図」に示すとおり、全学、学部・研究科、授業レベルの3階層において各々の方針に基づいてPDCAサイクルを回すこと、階層同士でも連携すること、としている。また、これらの取り組み全体について定期的に内部質保証体制評価委員会による外部評価を受けることを「方針・手続き」に定め、これを本学の内部質保証体制としている。

東京女子大学内部質保証体系図



全学内部質保証推進組織である自己点検・評価委員会と、内部質保証を担う主な組織については以下のとおりである。

(1) 自己点検・評価委員会

自己点検・評価委員会を本学の全学内部質保証推進組織に位置付けている。委員会の目的、審議事項、構成については自己点検・評価委員会規程に定めるとおりである【2-8】。

全学レベルのPDCAサイクルにおいてCheckとActの機能を担い、全学的な事項の意思決定プロセスを進める際に踏まえるべき検証・提言を行っている。また、学部・研究科レベル・授業レベルのPDCAサイクルをマネジメントする役割を担っており、学部・研究科、その他の部署で行われた自己点検・評価について報告を受け、全学的見地から検証し、審議を経て、当該部局にフィードバックし、問題点の洗い出しおよび効果があがっている点の確認を行う。

また、内部質保証の一環として、文部科学省大学教育再生加速プログラム（AP）「リベラル・アーツ教育のアセスメント・モデル構築による学修成果の向上と可視化」【2-11】の事業期間終了を受け、同事業の運営を引き継いでいる。（事業の内容については基準4参照。）

専門委員会の設置

自己点検・評価委員会の下には、個別の点検・評価を機動的に進められるよう実質的な作業を担う専門委員会を設置することができる【2-8 第6条】。専門委員会は、自己点検・評価委員長の諮問により、個別の点検項目について自己点検・評価を実施し、その結果を報告書案にまとめ改善策として提示する【2-8 第6条第2項】。これまでに、個別の自己点検・評価実施を目的として時限的に設置した専門委員会は資料のとおり【2-12】。

### 1) 18課程専門委員会

2019年度には、2018年度の学科専攻再編及び教育課程改定について振り返る専門委員会（通称「18課程専門委員会」）を設置した【2-13 議題1】。（実施内容については、p.16参照）

### 2) 英語教育自己点検・評価専門委員会

2018年度から2019年度にかけて、学部全体の英語教育について自己点検・評価を行う専門委員会を設置した【2-14】。全学的に英語教育を見直す一環で、多岐にわたる教育プログラムの中からキャリア・イングリッシュ・アイランドとキャリア・イングリッシュ課程に焦点をあて、自己点検・評価を行った。

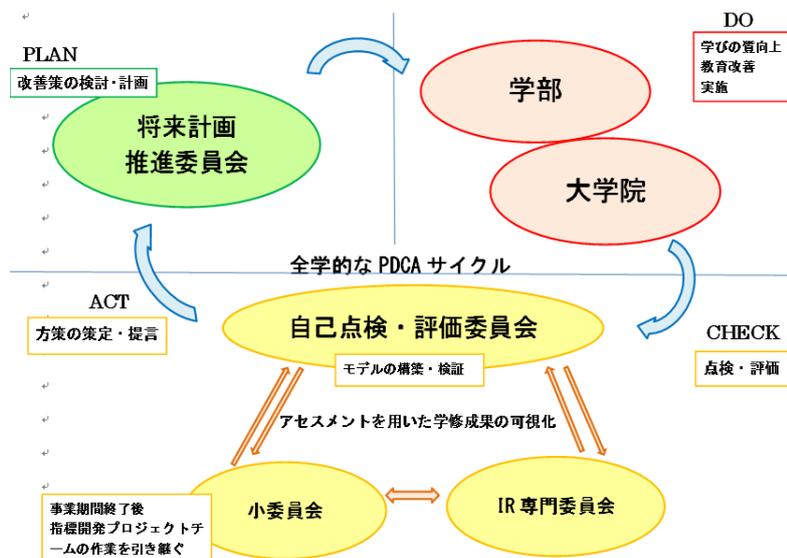
### 3) 教職課程専門委員会

教職課程の自己点検・評価を3年に1度実施することとし、2022年度に教職課程運営委員会を専門委員会として設置した【2-15】。点検・評価報告書については、自己点検・評価委員会において確認する予定である。

#### 常設の専門委員会

自己点検・評価委員会の活動のため、IRや学修成果の可視化、分析を目的として、二つの専門委員会を常設している。

自己点検・評価委員会では、IR専門委員会及びAP小委員会の報告を受け、全学的な教学改革に資する内容については大学評議会でも報告を行い、情報共有に努めている。



図「AP事業期間終了後の体制」AP自己点検・評価報告書より抜粋

### 1) IR専門委員会

2014年度より、統計を専門とする専任教員を含む構成で発足した【2-16】。教学情報を中心とするデータ分析を行い、分析結果をもとに教育改善・教育改革に資する提言を行い、学内のPDCAサイクルの機能を向上させていくことを目的としている。

毎年自己点検・評価委員会で実施している4年次アンケートおよび在学生アンケートの調査結果を分析し「IR専門委員会報告書」【2-17,2-18】をまとめ、本学公式サイトに掲載している。同分析結果は、自己点検・評価委員会を通して大学評議会に報告を行い、次年

度以降の教育課程編成方針の適切性検証に役立っている。

日経BPコンサルティング「大学ブランド・イメージ調査」など、学外のデータも活用して分析を行っている【2-19】。分析の結果は教授会で報告し、学内で共有している。

AP事業ではアセスメント結果の分析等を担い、事業期間終了後も後述のAP小委員会と連携し、各種アンケートの実施や分析を行っている。

## 2) AP小委員会

自己点検・評価委員会がAP事業運営を引き継いだことを受け、2020年度より自己点検・評価委員会の下にAP小委員会を設置した。各種アセスメントの実施を担当するほか、アセスメント・モデルを持続可能な形で運用していくための指標の見直し、学修成果の測定方法の検討等を行う【2-13 議題3】。

学部のディプロマ・ポリシーに基づき、本学のリベラル・アーツ教育が重視する3つの領域（専門知識・汎用的能力・態度志向）の学修成果について、直接指標と間接指標の両方により多角的に可視化、分析を行っている。活動で得られた知見は、自己点検・評価委員会に報告し【2-20 報告2】、教育改善に資するものはFD研修等により適宜学内教職員に共有している【2-21】。

## (2) 将来計画推進委員会

将来計画推進委員会は、教育研究に関する緊急課題及び中・長期計画を審議し、全学的なPDCAサイクルのうち、Planの機能を担っている。構成や審議事項については規程に定めるとおりである【2-9】。自己点検・評価委員会の点検・評価結果および改善の方策についての提言を受けて、将来計画推進委員会は中長期的な改革の方針、改善計画を策定する。学長の命を受けて教授会、大学院合同研究科会議等の意見を聴取する。それらを踏まえ学長の決定を受けて、その下にある各教学組織が具体策を立て、教務委員会等による精査を経て実行に移している。

2019年度に大学運営部に企画室を設置し【2-22 別表第2（第8条関係）(1)オ】、2021年度以降は将来計画推進委員会の事務局とした。企画室は教学改革担当副学長が室長を兼ねており、学長の意向を反映し機動性をもって改革を推進できる体制を整えた。

また、2021年度より構成員に学長指名の教育職員若干名を加えることとした。2022年度は現場に携わる教員、更には将来を担う若手教員も教育研究に関わる基本的方針について検討に参加できる体制としている。

加えて2022年度には、学長を委員長とする「改革小委員会」を設置した。委員は副学長3名、学部長、全学共通教育部長、合同研究科会議議長、事務局長、教育研究支援部長、企画室職員とし、学長のリーダーシップのもと、教職協働により迅速に改組の検討を進めることができるよう、体制を整えた。

### 専門委員会の設置

自己点検・評価委員会と同様、将来計画推進委員会の下に、実質的な作業を担う専門委員会を設置することができる【2-9 第4条】。専門委員会は、委員長（学長）の諮問により、将来計画に関わる事項を検討し、その結果を委員会に提言する。

自己点検・評価委員会からの「18提言」（詳細については、p.16参照）を踏まえ、次なる教学改革の検討を行うため、2021年度に将来計画推進委員会副委員長を務める副学長1名が委員長となり、他の副学長1名、学部長、全学共通教育部長、教育研究支援部長の計5名

をメンバーとする専門委員会を設置した。2022年度はそれを基に前述の改革小委員会で改組の検討を行っている。

#### 常設の専門委員会

将来計画推進委員会の常設の専門委員会として入試制度検討委員会を置いている【2-23】。

新入試制度や全学的な学生募集方針について意見を徴する場として設置している。将来計画推進委員会副委員長を長とする。同委員会の検討内容は将来計画推進委員会に報告され、実行は入試委員会に引き継がれる体制となっている。

以上、本学の内部質保証体制の中心となる全学内部質保証推進組織、自己点検・評価委員会は「方針・手続き」に沿って、全学的な教学改革の実行にあたって根拠となる検証や提言を行っている。また、学部レベル、授業レベルにおける自己点検・評価を全学的な見地から検証することによって、各階層のPDCAサイクルの循環を後押ししている。したがって、自己点検・評価委員会は将来計画推進委員会と連携のもと、全学の内部質保証の円滑化に寄与していると評価できる。

大学全体の内部質保証体制は、各委員会の規定に基づき、階層ごとの意思決定プロセスに沿って「内部質保証体系図」に整理されている。各部局や委員会が規定された役割に基づき連携して機能しており、適切な体制であると評価できる。

#### 2.1.3.方針及び手続きに基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

##### 評価の視点

学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定  
方針及び手続きに従った内部質保証活動の実施  
全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み  
学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施  
学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施  
行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応  
点検・評価における客観性、妥当性の確保

学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

2021年度第4回自己点検・評価委員会において、「3ポリシーの策定のための全学としての基本方針」を策定し、2021年9月大学評議会で決定した【2-24】。同基本方針は根拠資料のとおりである【2-25】。

本学では、3ポリシーについて定期的（学部においては4年ごと、博士前期課程は2年、後期課程は3年ごと）に適切性を検証することとしている。2021年度は学部のポリシーの検証年度にあたるため、上述の基本方針に基づき、教務委員会と入試委員会が検証を行い、3つの方針が全学的な基本方針と整合していることを確認した。検証結果は自己点検・評価委員会に報告され、自己点検・評価委員会で適切性を確認した【2-26】。大学院では博士前期課程、後期課程ともに、2020年度に検証を行い、適切性を確認し、その旨を自己点検・

評価委員会に報告している【2-27 報告7】。

方針及び手続に従った内部質保証活動の実施

「方針・手続き」の「3. 教育の行動指針」に基づき、全学内部質保証推進組織である自己点検・評価委員会を中心としてPDCAサイクルを機能させている。

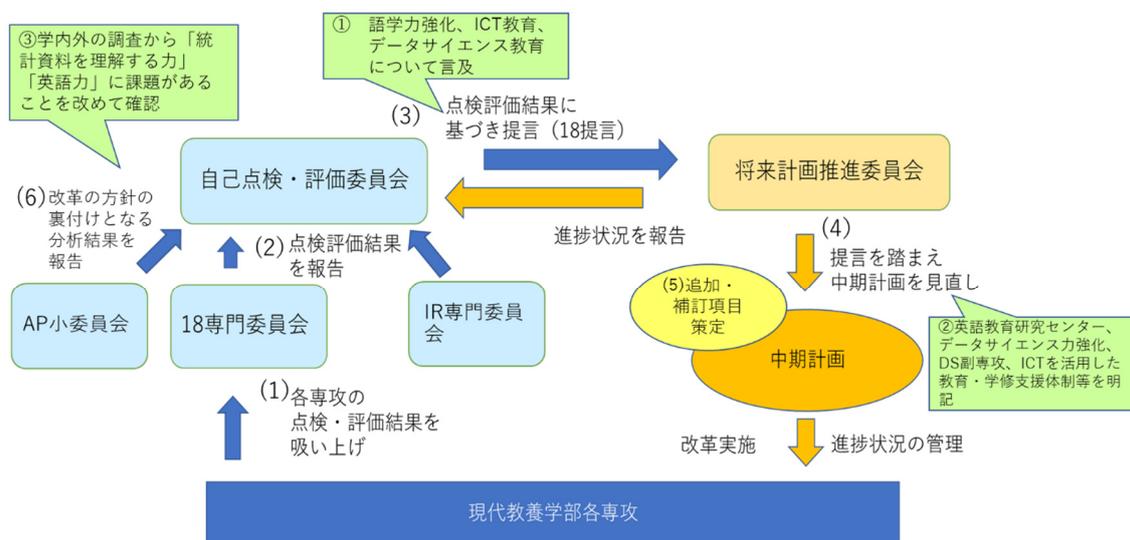
2019年度から2020年度にかけては、18課程専門委員会が2018年度学科専攻再編及び教育課程改定について点検・評価を行った。18課程専門委員会では、自己点検・評価委員会が過去に実施した点検・評価結果やインタビュー記録、各専攻に実施したアンケート調査（専攻における点検・評価結果）を踏まえて検証を行っている。その結果をもとに自己点検・評価委員会から将来計画推進委員会に提言を行った（以降「18提言」とする）【2-28】。

将来計画推進委員会では、上述の提言を踏まえ、2019年度に策定した中期計画について追加・補訂項目を策定した。その一環として2022年度に、英語センター設置、教育・学修支援センター（CTL）、データサイエンス副専攻創設（2022年4月開始）、AI・データサイエンス教育研究センターの設置等を行った【2-29】。

将来計画推進委員会の策定した中期計画追加・補訂項目は、2021年3月大学評議会の審議を経て理事会で承認されている。また、教授会、部長・課長会等で学内に共有され、実行に移されている。提言をもとにした改善の実行については、将来計画推進委員会から自己点検・評価委員会に適宜報告を行う体制となっている。

自己点検・評価委員会では提言を行った後も、英語センター設置、データサイエンス副専攻創設の必要性を裏付ける分析結果について大学評議会に報告を行い【2-30】、エビデンスに基づいた教学改革の実行に寄与している。

これらの内部質保証活動について、「方針・手続き」に従い内部質保証体制評価委員会による外部評価を実施している。



【点検・評価に基づく18提言から改善に至るまでのプロセス】

2021年度末に実施した内部質保証体制評価委員会では主に、内部質保証の体制をより有効に機能させること、プランの策定時より組織間で連携し、将来のビジョンを全教職員で共有することなどが問題点として挙げられた。改善策として、2022年度に以下の対応を行

い、内部質保証体制の実効性を高めた。

- ・2021年度に試行開始した「PDCAサイクルチェックシート」を具体的な改善を見据えたプランニングが記述できるよう改善し、シートの配付先を増やした。
- ・現在進行中の学部・学科改組の検討に合わせて、教育内容の点検と改善点について自己点検・評価委員会で確認することとした。
- ・将来計画推進委員会で行っている中期計画の進捗状況の把握について、自己点検・評価委員会でも共有し、改善点を確認する。

内部質保証をより一層推進していくため、この他の改善策についても自己点検・評価委員会において随時検討している。

全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み

学部・研究科レベルにおいては、各部署が専門委員会の役割を担い、適宜自己点検・評価を行い、これに基づく改善策の原案を立て、自己点検・評価委員会に提出する。全学内部質保証推進組織である自己点検・評価委員会は、全学的な見地からその妥当性を精査した上で意見、提言等をフィードバックする。自己点検・評価委員会と当該委員会との間でやりとりを重ねることにより大学全体としての整合性を確保し、有効かつ実現可能な改善・改革の方向を定め、これによって、教育の質保証を確かなものとしている。

大学全体に関わる問題は、自己点検・評価委員会が点検・評価を行い、将来計画推進委員会に点検・評価結果および改善の方策について提言を行う。18提言とそれを踏まえた中期計画追加・補訂項目の策定及び教学改革については先に述べた通りである。

自己点検・評価委員会では毎年、大学基礎データをはじめとする自己点検・評価データを各部署から収集している。また、委員会単位でのPDCAサイクルの浸透策として、2021年度よりPDCAサイクルチェックシートの配付を開始した。各部局におけるPDCAサイクルを念頭に置き、一年間の総括と次年度の課題について記入させるもので、2022年度には記載項目を改善し、22の委員会に提出を依頼した【2-31】。

学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

現代教養学部では、2019年度には18課程専門委員会を中心に、2021年度には教務委員会を中心として自己点検・評価を行っている。評価結果は自己点検・評価委員会に報告し、全学的見地から適切性を確認している【2-32】

また、毎年自己点検・評価委員会の実施する在学生対象のアンケート結果についてIR専門委員会が学修成果の観点から分析を行い、自己点検・評価委員会を通して大学評議会に報告している。学長、副学長をはじめとする教学役職者等と事務局長で構成する大学評議会において、報告結果をもとに教育課程の適切性の検証を行っている【2-30】。

大学院においても定期的に自己点検・評価を行っており、それらの結果を踏まえて学部・院5年制の導入などを決定している【2-33 議題2】。

また、教職課程の自己点検・評価については、3年に1度実施することとしている。2022年度は、教職課程運営委員会を専門委員会とし、点検・評価を行う。点検・評価報告書については、自己点検・評価委員会において確認する予定である。

学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

自己点検・評価委員会では、取りまとめた点検・評価結果を全学の教学、事務組織等に報告し、改革に向けて全構成員で認識を共有するよう努めている。また、事案に応じて関連する部局にフィードバックを行い、計画的な改善の方策の検討に役立てている。

具体的には以下の事例が挙げられる。

2019年度の英語教育自己点検・評価で挙げた改善の方策は、18専門委員会に引き継がれ【2-33 議題1】、18提言における語学教育強化の項に反映されて【2-28 7.その他】、中期計画追加・補訂項目に挙げる英語センター設置につながっている。

また、同年度の文部科学省大学教育再生加速プログラム（AP）「リベラル・アーツ教育のアセスメント・モデル構築による学修成果の向上と可視化」自己点検・評価では、事業期間終了後の持続的なアセスメント実施体制の必要性について言及しており、改善の方策に記載したとおり、AP事業を教育研究開発委員会から自己点検・評価委員会に移管した経緯がある。事業移管を受けて設置されたAP小委員会では、調査結果の分析によって教学改革を裏付ける、コロナ禍における学修への影響を可視化するなどの成果をあげている。

このように本学では、個々の自己点検・評価結果を踏まえ、改善・向上を計画的に進捗させている。

行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

#### (1) 文部科学省履行状況等調査への対応

現代教養学部国際英語学科及び心理・コミュニケーション学科の平成30年度設置計画履行状況等調査において、「東京女子大学の既設学部等（現代教養学部国際社会学科）の入学定員超過の改善に努めること」との指摘事項（改善）が付されたことを受け、過年度の合格者の入学率及び志願者状況から目標数を見直したほか、入試結果のデータを分析し、より丁寧な合否判定を行った。その結果、令和元年度には当該学科の平均入学定員超過率は1.15に是正され、それ以降の履行状況等調査においては、指摘事項は付されていない。

#### (2) 認証評価機関からの指摘事項への対応

2016年度に公益財団法人大学基準協会による大学評価（認証評価）を受け、3項目の指摘を受けた。勧告はなかった【2-34】。2020年8月に、指摘を受けた事項について改善報告書【2-35】を作成、大学基準協会に提出するとともに、2021年3月には本学公式サイトに公表した【2-5】。

同協会より2021年3月24日付で「改善報告書の検討結果」が出され、「各学部・研究科において改善活動に取り組んでおり、改善の認められる項目が確認できる」との評価を得た一方、「学生の受け入れについて、収容定員に対する理学研究科の在籍学生数比率が依然として低い」とのコメントが付された。これについても本学公式サイトに公表している【2-36】。

点検・評価における客観性、妥当性の確保

自己点検・評価活動の妥当性、客観性を担保するために、自己点検・評価委員会規程第2条第5号に「認証評価及びその他の第三者評価に関わる事項」を定め【2-8】、認証評価以外にも第三者の視点を取り入れた外部評価を積極的に行っている【2-12】。

以上の通り、自己点検・評価委員会では個々の点検・評価結果を関係する部局にフィードバックすることにより、具体的な改善に結びつくよう働きかけている。

特に全学レベルにおいては、自己点検・評価委員会が行った点検・評価をもとに提言を行い、それを踏まえて将来計画推進委員会が計画を策定する体制が整えられている。両委員会は教学の最高決定機関である大学評議会の下に設置されており、大学全体として整合性をもって意思決定を行える仕組みになっている。また、自己点検・評価委員会に常設するIR専門委員会やAP小委員会での分析結果を活用することで、エビデンスに基づく検証や意思決定が可能になっている。こうした内部質保証体制での実績として18提言を踏まえた中期計画追加・補訂項目の策定と教学改革の実行が挙げられる。

学部・研究科レベル、授業レベルにおいては、3ポリシー及びそれに基づく方針に沿って自己点検・評価を実施し、自己点検・評価委員会が検証することで全学的な整合性を確保している。

従って、本学の内部質保証システムは適切に運用され有効に機能していると評価できる。

#### < COVID-19関連 >

2020年度からの新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、学長を委員長とする危機管理委員会が中心となり、各委員会、事務組織等と連携を取りながら、対応を検討してきた。具体的には、「東京女子大学行動指針」を策定し【2-37】、国内及び学内の感染状況を考慮しつつ、レベルに応じた活動内容を検討している。各委員会、事務組織等は危機管理委員会の方針に沿って、授業運営、学生対応等を行っている。

2022年度は、危機管理委員会の下に新型コロナウイルス感染症への対応について検討する小委員会を設置し、これまでの2年間の経験を踏まえ、学生・教職員の安全の確保と教育活動の維持の観点から適切な対応を慎重に検討している。小委員会で決定した方針のもと、授業・教育活動、研究活動、課外活動、留学等、それぞれの活動を実施している。

**2.1.4.教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。**

#### 評価の視点

教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表  
公表する情報の正確性、信頼性  
公表する情報の適切な更新

本学は、「学校法人東京女子大学情報公開に関する規程」に基づき、本法人の運営及び教育研究活動等に係る社会的説明責任を果たすことを目的に、本法人及び本学の基本情報・法人の経営及び財務に関する情報・大学の教育研究活動に関する情報・評価に関する情報・その他の情報（法令により公表しなければならない情報等）を本学公式サイトに掲載し、公開している【2-38】。特に、学校教育法施行規則172条の2に定める項目及び財務情報については、「情報公開」のページを設け集約して掲載している。

「自己点検・評価、認証評価等」のページでは、（公財）大学基準協会からの認証評価

結果、これまでに実施した自己点検・評価報告書、外部評価結果報告書を掲載している。2023年度中には、教職課程の自己点検・評価報告書もこのページにて公表する予定である。また、本学の教育成果を示すものとして、自己点検・評価委員会が実施した各種アンケート結果や、AP事業の一環で行ったアセスメント結果についても可能な限り掲載し、一般に公開している。2021年度からは「内部質保証の方針・手続き」、「内部質保証の体制図」、「3ポリシー策定の全学的な基本方針」を併せて公開し、本学の内部質保証体制や手続き、内部質保証の起点となる3ポリシーの策定単位、策定方針、及び運用方法を明示している。

情報の得やすさの観点から「東京女子大学 情報公開」ページを設けるほか、サイト全体の構成についても体系性に留意している。情報の公開にあたっては、広報戦略会議がその方針を定め、広報委員会および広報課が中心となって学内の情報を集約し、定期的な更新に努めている。担当部署においても情報の正確性と信頼性を定期的に確認し、適切な更新を行っている【2-39】【2-40】。

#### 2.1.5.内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか、また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

##### 評価の視点

全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価  
点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用  
点検・評価結果に基づく改善・向上

2021年度より、「内部質保証体系図」に示す本学の内部質保証システムが適切に機能しているかについて評価するため、学外委員3名を含む内部質保証体制評価委員会を設置した【2-41】。公正を期すために学外者による評価を行うこととしたが、内部質保証体制への評価という性質上、本学の教育について精通していることを条件として学外理事、卒業生より各1名、客観性、公共性に鑑みて企業人より1名を選任した。1年に一度、1年間の内部質保証推進状況について自己点検・評価委員長より報告を行い、書面により外部評価を行う。「東京女子大学 内部質保証の方針・手続き」に基づいて実施する。

2021年度は3月に外部評価を行い、結果については自己点検・評価委員長から自己点検・評価委員会に報告し共有した【2-20 報告1】。

#### 2.2.長所・特色

全学的なPDCAサイクルを担う組織、3階層にわたる意思決定プロセスを体系図に簡潔にまとめ、各レベルでのPDCAサイクルと階層間の連携について明確化している。また、全学的な内部質保証体制について定期的に外部評価を受けられる体制を整備していることも評価できる。

AP事業期間中に構築した体制やアセスメント・モデルを、既存の内部質保証体制に組み込み、強化した。補助事業期間終了後も、AP小委員会を中心に、人件費や人的資源を考慮し、持続可能性をもってアセスメントを実施できるよう検討を重ね、アセスメント・プランの改善に努めている。自己点検・評価委員会をはじめIR専門委員会、AP小委員会を中心として、全学を挙げて学修成果の向上に継続的に取り組み、内部質保証体制に寄与していると評価できる。

学内外のデータによる分析や自己点検・評価を受けて、自己点検・評価委員会から将来計画推進委員会に提言を行うなどのアクションを取っている（各指標の説明は基準4 参照）。将来計画推進委員会では、提言を踏まえ中期計画の追加・補訂項目を策定しており、学内の現状、学生のニーズ、社会の要請などを多様な指標から汲み取った結果が、3つのセンター設置やデータ・サイエンス副専攻創設といった具体的な教学改革に結びついている。したがって、内部質保証体制は有効に機能していると評価できる。

### 2.3.問題点

なし。

### 2.4.全体のまとめ

「東京女子大学 内部質保証の方針・手続き」において、自己点検・評価委員会を全学内部質保証推進組織とすることを定めている。加えて「東京女子大学内部質保証体系図」を作成して各委員会・部局の役割やプロセスを明確にすることで、恒常的な教育改善に取り組むことが可能となっている。

大学全体としては、自己点検・評価委員会と将来計画推進委員会が連携し、大学全体の教学改革の実行に寄与している。学部・研究科レベル、授業レベルでは、自己点検・評価委員会がPDCAサイクルのマネジメントを行い、部門ごとの自己点検・評価や「PDCAサイクルチェックシート」などにより、各委員会、部局ごとの点検・評価及び改善を促している。また、自己点検・評価における外部評価や内部質保証体制評価委員会による評価など、外部の意見を積極的に取り入れ、教育活動の有効性の検証及び改善・向上を図っている。

以上のことから、本学の内部質保証システムは有効に機能し、継続的な教育改善を行う体制が整っているといえる。

## 第 章 教育研究組織

### 3.1.現状説明

3.1.1大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

#### 評価の視点

大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成と適合性

大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

○教職課程を置く場合における全学的な実施組織の適切性

教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

東京女子大学の理念と目的は、「キリスト教を教育の根本方針となし、学問研究及び教育の機関として、女子に高度の教養を授け、専門の学術を教授研究し、もって真理と平和を愛し人類の福祉に寄与する人物を養成すること」である【1-4 第1条】。この理念・目的に基づいたリベラル・アーツ教育が本学の教育方針である。理念・目的を実現するために以下に掲載のとおり現代教養学部、大学院人間科学研究科（博士前期課程・博士後期課程）、理学研究科（博士前期課程・博士後期課程）の1学部2研究科および研究機関等を設置している。次ページに掲載する組織図参照のこと。

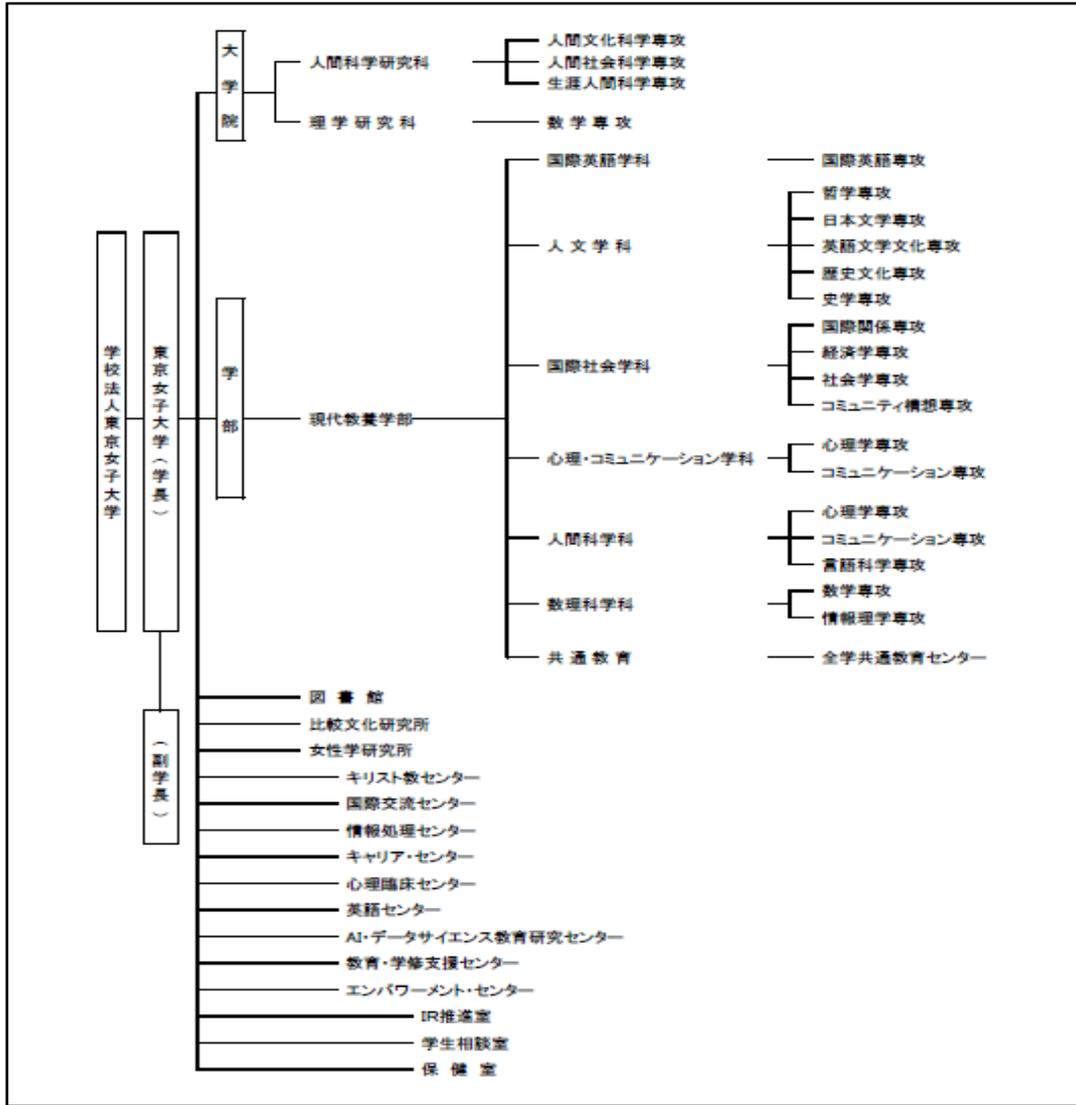
#### <現代教養学部>

現代教養学部は、2018年度に再編し現在の5学科12専攻の体制となった。新設した国際英語学科及び心理・コミュニケーション学科では、社会との接点を自覚してグローバルで実践的な学びを取り入れることを目的とし、より現代の要請に適合する形で展開している【3-1】【3-2】。新設2学科を含む全5学科により、分野横断的に学ぶことのできるリベラル・アーツ教育を展開している。

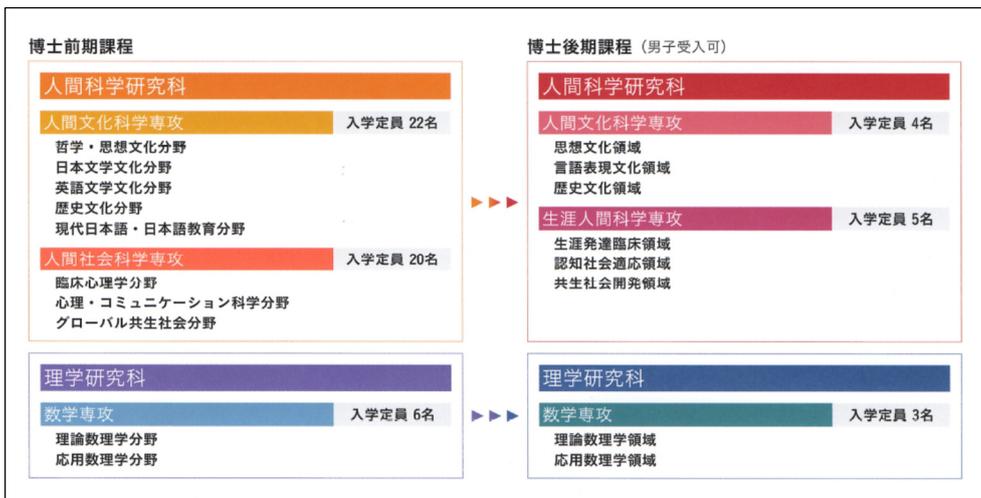
各学科の目的は、東京女子大学学則第4条第2項から第6項に定めている【1-4】。

#### <大学院研究科>

大学院の各課程、研究科、専攻、研究分野は次ページに掲載する図のとおり構成されている。人間科学研究科、理学研究科の目的は東京女子大学大学院学則第5条第2項第1号、第2号に定めている【1-5】。いずれの研究科も学部の専攻分野の研究を一貫して深めることができる構成である一方で、学際的な視点を併せ持つことにより、社会が求める研究を展開することができる組織になっている。



【学校法人東京女子大学職制規程別表第2(第2条第2項関係)】



【1-21 p.1 大学院の構成】

研究組織としては、本学の理念・目的である「女性に高度の教養を授け、専門の学術を教授研究し、真理と平和を愛し人類の福祉に貢献する人物」の養成を実現するため、比較文化研究所、女性学研究所が設置されている【1-4 第41条】。

比較文化研究所【3-3】【3-4】は、ハーバード燕京研究所の支援を得て、「比較文化」を冠した日本最初の研究所として、1954年に「人文・社会・自然の諸領域における比較文化的研究及び日本キリスト教史・キリスト教文化に関する研究と資料の収集を行い、併せて国内外の学术交流に貢献することを目的」として創設した。様々なテーマによる公開シンポジウムや公開講演会などを開催している。学生を対象としたティー・レクチャーを開催することで、比較文化的研究への出会いの場となっている。また、研究所の成果を本学の教育に還元するため、学部授業の企画・運営を行っている。

女性学研究所【3-5】【3-6】は、女性学の奨励と発展に貢献する目的のもと、1990年に比較文化研究所から独立し設立された。本学が展開するSDGsの活動の一環で、女性学研究所ではジェンダー教育、啓発に関するセミナーを行っている。研究と学生を結ぶWoman's Caféでは、様々な領域におけるジェンダーの問題を考える場となっている【3-7】。また、研究所の成果を本学の教育に還元するため、学部授業の企画・運営を行っている【3-8】。

両研究所とも、国内外の教育研究機関・研究者との交流促進、共同研究により、高等教育機関としての研究を推進している。国際的な交流としては、比較文化研究所は2021年度に上海外国語大学日本文化経済学院日本研究センターとの間で協定を結び、「近代日本の中国都市体験」という国際共同研究を開始した【3-9】。同大学とは大学院のダブルディグリー制度の協定も締結しており【3-10】、大学院生を含めた比較文化研究の促進が期待できる。

2020年に比較文化研究所、女性学研究所、その他の教育関連組織を横断する形で、「アジア・フォーラム」というプロジェクトを立ち上げた【3-11】。1918年の創立以来、本学がアジアの女子高等教育機関のパイオニアとして継続的に行ってきたアジアに関する研究および教育活動の可視化および奨励を目的としている。

このほか、教育関連施設として、図書館、キリスト教センター、全学共通教育センター、情報処理センター、心理臨床センター、エンパワーメント・センターなどを置いている。

また、学内での検証を踏まえた中期計画【1-17】に基づき、「東京女子大学グランドビジョン」を達成するための取り組みの一部として、2022年度より、既存の組織体制に加えて、以下の3つのセンターを設置した。

#### (1) 英語センター

全学科横断的に英語力向上を図る拠点とする。

これまで、国際交流センター、CALL学習センター、キャリア・イングリッシュ・アイランドなど、英語学習に関連した組織、施設が複数あり、リソースが分散していたが、英語センターの新設により、英語教育について全学科横断的に英語力向上を図る拠点とすることが可能となった。本学の英語教育について組織面からも強化を図っていく。

#### (2) AI・データサイエンス教育研究センター

全学共通カリキュラムの数理・データサイエンス・AI教育の運営を担当する。

#### (3) 教育・学修支援センター (CTL)

ICT機器操作・接続サポート、オンライン授業受講サポート、オンラインワークショップの実施などを行っている。（関連：基準6p.71）

上記のうち、(1)および(2)については、「分野横断的・文理横断的なカリキュラムを全学的に構築し、先端技術の進歩にともなう急激な社会変化にも対応できる学生の育成」を目標としている【2-29】【3-12 報告事項4】。（教育内容については基準4 p.38）

教職課程の運営や教職指導を行うことを目的として、教職課程運営委員会を置いている。教職課程専任教員を委員長とし、教職課程担当教育職員のほか、現代教養学部各学科および大学院各研究科に所属する教員等により構成される。教職課程の編成やカリキュラムの検証と改善、教職実践演習の実施と評価、教職指導の企画・立案・実施、教育実習や介護等体験における学校や教育委員会等との連携協力など、大学全体として教職課程を運営していく上での中心的な役割を担う【3-13】。

以上のとおり、本学の教育研究組織は、教育理念・目的実現のため適切な組織体制を敷いている。国際的な研究の推進、奨励を行う組織体制として比較文化研究所や女性学研究所を挙げることができ、大学を取り巻く国際的環境に配慮していると言える。また、学内の各部局による検証を踏まえ、新たに3つのセンターを設置したことも評価できる。

**3.1.2.教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点

適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価  
点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究組織の適切性については、全学内部質保証推進組織である自己点検・評価委員会のもとに専門委員会を設置し、大学全体の組織を検証している【2-8 第6条】。改善プロセスは以下の通りである。自己点検・評価委員会は、専門委員会の自己点検・評価結果や分析、報告を受け、全学的な見地から適切性を確認する。点検評価等を踏まえ、適宜将来計画推進委員会へ提言を行う。これを受けて将来計画推進委員会で具体的な改善策を検討し、実行に移している。組織を改編する場合は、教授会、大学院合同研究科会議、大学評議会の議を経て、その意見を徴し学長の提案に基づき、理事会で決定する【2-9 第6条】。

内部質保証体制の中で教育について定期的に自己点検・評価を行い、その改善プロセスにおいて、組織についても改善を図ってきた。

基準2に記載した「18提言」において（p.16）、自己点検・評価委員会は「Society5.0を意識した新たな教育プログラムの導入」「遠隔授業の活用」「語学力強化」と英語に関する組織間の協力体制について言及している【2-28】。これを受け、将来計画推進委員会では「中期計画追加・補訂項目」において、「データサイエンス力の強化およびICT活用

教育・学修の支援体制の構築」「英語教育研究センターの設置」を明記しており【2-29】、2022年度より前述の3つのセンターの設置が実現した。「中期計画追加・補訂項目」は、将来計画推進委員会の提案により、2021年3月大学評議会の審議を経て理事会で承認を得ている【2-29表紙】。

このように、全学内部質保証推進組織である自己点検・評価委員会と専門委員会による検証を受け、全学的な見地から提言がまとめられ、規定した組織における審議を経て、教育研究組織の改善が中期計画の中に具体的に反映されている。

### 3.2.長所・特色

自己点検・評価委員会の検証を基にした18提言を踏まえ、新たなセンターが設置されたことは、内部質保証体制が有効に機能し、教育研究組織においても改善が図られた実績として挙げることができる。また、教育研究組織の強化にあたっては、Society5.0に向け活躍できる人材養成を念頭に置き、社会的要請や学問の動向に鑑みて中期計画追加・補訂項目の策定を行っており、全学を挙げて計画的に取り組んでいると評価できる。

### 3.3.問題点

なし。

### 3.4.まとめ

大学の理念・目的に照らし、学部・研究科、研究所、センター等の教育研究組織等を設置している。学問の動向や社会的要請、大学を取り巻く国際的環境にも配慮し、継続的に強化、再編を行っている。

教育研究組織の適切性に関する点検・評価は、全学内部質保証推進組織である自己点検・評価委員会とその下の専門委員会で行っている。特に2018年度の教育課程改正を受けた検証により新たなセンターを設置したことは、内部質保証体制が有効に機能し、適切な改善が行われていると評価できる。

## 第 章 教育課程・学習成果

### 4.1.現状説明

#### 現代教養学部の授与する学位とポリシー設定の関係について

現代教養学部では5学科（基準3p.23参照）のうち、国際英語学科、人文学科、国際社会学科、心理・コミュニケーション学科で学位「教養」を、数理科学科で学位「理学」を授与しており、一つの学部の中で2種類の学位を授与している。この度の認証評価においては「授与する学位ごとに」学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を定めているかどうかについて評価が行われるが、本学では建学当初より掲げているリベラル・アーツ教育の理念とその歴史的経緯により、統一した教育課程編成・実施方針および学位授与方針のもと、「教養」と「理学」の両方の学位を授与している。また、「ポリシー策定の全学的な基本方針」において、いずれの方針も学部単位で定めるものとしている。この経緯について以下のとおり説明したい。

現代教養学部の前身である文理学部（1961年設置）においても、哲学科をはじめ6学科では学位「文学」を、数理学科では学位「理学」を授与している。

2009年に文理学部と現代文化学部を改組し、現代教養学部を設置した際も引き続き、リベラル・アーツ教育を行う一つの学部が、「教養」と「理学」それぞれの学位を授与する学科を束ねる体制が引き継がれた。その際、文部科学省に提出した「現代教養学部設置の趣旨等を記載した書類」では、「教養」について「それぞれ学際的、専門横断的であり、リベラル・アーツ教育の一環を成すものである。そのリベラル・アーツの意味をこめた学位名称」とし、「理学」については「数理科学科もリベラル・アーツ教育の一環を成す学科ではあるが、この学科の教育研究内容の専門性の強さを考慮して、この名称とする。」と説明している【4-1】。2018年度の学科再編においても学位を検討したものの、それまでと同様に学部一体としてポリシーを定め現在に至っている【3-1】【3-2】。

以上のとおり、本学ではリベラル・アーツ教育の特性とその歴史的経緯から、「授与する学位ごとに」ではなく、学部として学位授与方針及び教育課程の編成実施方針を定めており、これを適切なものと評価している。

#### 4.1.1.授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

##### 評価の視点

課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

建学の精神、教育目標「女子高等教育を行うこと」、「キリスト教の精神をもって、人格形成の基礎とする」、教育理念・目的「キリスト教の精神を教育の根本方針となし、女性に高度の教養を授け、専門の学術を教授研究し、真理と平和を愛し人類の福祉に貢献する人物を養成する」に基づき、「東京女子大学グランドビジョン 育成する人物像」を定め、教育方針（3ポリシー）を策定している【1-10】。また、2021年に策定した「3ポリ

シーの策定のための全学としての基本方針」により、3ポリシー相互の一貫性、整合性、また学部と研究科の統一性を確認することとしている【2-25】。

学位授与方針は、学部においては現代教養学部を1つの単位として、研究科においては課程別専攻ごとに定めている。

#### <学部>

学部では、キリスト教精神に基づくリベラル・アーツ教育により、「専門性をもつ教養人」として人類・社会の問題解決に貢献し得る女性を育てるために、以下の能力を身につけることとし、学生が身に付けているべき資質・能力・姿勢について次のとおり定めている。

1. 人間・社会・自然に対する理解を深め、**広範で多様な知識**を身につけている。
2. **自分の専攻分野に関する方法論と専門知識**を身につけ、さらに**自分の専攻分野に隣接する分野について基本的な内容を理解**している。
3. 知識を活用し、論理的思考力に基づいて、**問題を発見し、解決する能力**を身につけている。
4. 他者の表現を適切に理解し、自らの考えを論理的に表現し、建設的な議論を行うことができる**コミュニケーション能力**を身につけている。
5. 異なる考えや意見を受け入れる力を身につけ、多文化共生社会への理解を深め、**他者を尊重し協働できる力**を身につけている。
6. **主体的に学び続け、自己を確立し、自らのキャリアを構築する姿勢**を身につけている。

#### <大学院研究科>

研究科では、研究科ごとに教育理念、目的を掲げ、博士前期課程、博士後期課程のそれぞれにおいて、専攻毎にディプロマ・ポリシー（学位授与方針）を定めている。【1-12 p.66、p.142】

#### 博士前期課程

「研究者にふさわしい人格を陶冶し、教養を備えた高度な専門的職業人を育成する」。例えば、人間科学研究科人間文化科学専攻では、学生が身に付けているべき資質・能力・姿勢について次のとおり定めている。

1. **自らの専攻分野に関する方法論と専門知識**を身につけ、さらに学際的視点からの研究を可能にするため、**他分野の方法論と専門知識を一定程度**身につけている。
2. 人文科学の専門知識を自立的に運用するための**資料読解力・精査力および問題分析力**を身につけている。
3. 研究成果を国内外に発信する表現力と建設的な議論を行うことができる**コミュニケーション能力**を身につけている。
4. 高度な専門的職業人あるいは独創性のある研究者として社会に貢献することを目指して、**主体的に学び続け、自己を確立し、自らのキャリアを構築する能力**を身につけている。

## 博士後期課程

「研究者にふさわしい人格を陶冶し、教養を備え、学術上の貢献をなしうる高度な専門的職業人を育成する」。例えば、人間科学研究科人間文化科学専攻では学生が身に付けているべき資質・能力・姿勢について次のとおり定めている。

1. 自らの専攻分野に関する方法論と専門知識を高度に身につけ、さらに学際的視点からの研究を可能にするため、他分野の方法論と専門知識を一定程度身につけている。
2. 「人間の文化」が直面する課題を把握し、分析する能力と、問題解決に必要な方法論、知見、洞察力を身につけている。
3. 研究成果を国内外に発信する表現力と建設的な議論を行うことができるコミュニケーション能力を身につけている。
4. 当該分野において十分な研究業績を有し、学術上の貢献をなしうる自立的な研究能力と、将来にわたり高度な専門的職業人および独創性のある研究者として社会に貢献しうるキャリアを構築する能力を身につけている。

学部および研究科のディプロマ・ポリシーは、学生に毎年配付する『履修の手引』【1-11 p.5】、『大学院履修便覧』【1-12 p.66,p.142】や『専任教員ハンドブック』【1-6 p.11,p.16,p.21-22】、『非常勤講師ハンドブック』【4-2 p.10,p.15,p.20】に記載して周知するとともに、本学公式サイトに掲載することにより、学生の保護者や本学に関心を持つ方、入学希望者、社会人等にも広く情報を公表している【1-10】。

以上のことから、学部、研究科の学位授与方針は、大学としての一貫性、整合性を確保しており、学生が修得すべき知識、技能、態度等当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与の方針を定め、公表していると言える。

### 4.1.2.授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

#### 評価の視点

- 下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表
  - ・教育課程の体系、教育内容
  - ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等
  - 教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

建学の精神および教育理念、目的に基づき、育成する人物像、学部及び研究科の教育目標、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を定め、ディプロマ・ポリシーに基づき教育課程の編成・実施方針を定めている。

教育課程の編成・実施方針は、学部においては現代教養学部を1つの単位として、研究科においては課程別研究科ごとに定めている。

これらは、『履修の手引』【1-11 p.4-5】、『大学院履修便覧』【1-12p.42,66,134,142】、本学公式サイトで公表しており、教員には『専任教員ハンドブック』【1-6 p.6-22】、『非常勤講師ハンドブック』【4-2 p.6-20】を通じて周知している。

#### < 学部 >

学部では、「東京女子大学では、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）に掲げる能力を身につけるために、以下の方針に基づいて、全学共通カリキュラムと学科科目を2つの柱とするリベラル・アーツ教育を行います。」とし、ディプロマ・ポリシーを保証するため、教育課程編成、教育内容・方法、学修成果の評価を下記のように定めている。

#### 教育課程の編成

1. 広範で多様な基礎的知識と基本的な学習能力の獲得のために、「リベラル・スタディーズ」と「アカデミック・スキル科目」の2つの科目群からなる**全学共通カリキュラム**を編成する。
2. 専門的な方法論と知識を学ぶために、**学科科目**を体系的かつ順次的に編成する。
3. 授業科目の到達目標・内容に応じた**多様な形態の授業科目**（講義科目、演習科目、実習科目）を配置する。

#### 教育内容・方法

4. **実践的な議論**を通じて、知識の活用能力、論理的思考力、問題発見・解決能力、コミュニケーション能力、他者を尊重し協働できる力を養うために、**全学年を対象に、参加型の少人数教育**を行う。
5. 本学における学修の基盤となる基礎学力及び学習方法を習得し、主体的な学びの姿勢を養うために、**アクティブ・ラーニングによる初年次教育**を行う。
6. 女性の自己確立とキャリア探求の基礎をつくるために、**女性学・ジェンダー的視点に立つ教育**を行う。
7. 自分の専攻分野以外の学問領域への関心を広げ、**学際的視点を養う全学共通の教育プログラム**として、日本語教員養成課程、キャリア・イングリッシュ課程、副専攻を設置する。
8. 教育成果の段階的な測定とそれに基づく適切な学習指導を行うため、4年次学生を、卒業研究を行うことが可能な者と位置づけ、**全学科で3年次から4年次への進級条件**を設ける。

#### 学修成果の評価

9. 学士課程の集大成としての卒業研究（卒業論文、Final Presentation、講究）を全学科必修とし、目標とする能力を身につけることができたかを、**ルーブリックを用いて評価**する。
10. 本学のリベラル・アーツ教育の学修成果について、直接的指標と間接的指標を用いて、**多角的視点からの評価**を行う。

#### < 大学院研究科 >

研究科においては、博士前期課程、博士後期課程のそれぞれにおいて、研究科毎にカリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）を定めている。

#### 博士前期課程

「東京女子大学大学院はディプロマ・ポリシーに掲げる能力を身につけた「教養を備えた高度な専門的職業人」を育成するために、以下の方針に基づく教育を行います。」という2つの研究科共通の全体方針のもと、例えば、人間科学研究科では以下のとおり定めている。

#### 教育課程の編成

1. 広い学問的視野と柔軟な学問的姿勢を獲得し、各研究分野に共通する研究能力を育成するために、**専攻共通科目**を編成する。
2. 各分野の研究方法に習熟し、専門性を深化させるために、**研究分野科目**（コースワーク）を編成する。
3. 科目の体系性及び順次性を確保するために、**研究分野科目に基礎科目と専門科目**を設置する。
4. 専門的研究能力を向上させ、学位論文作成を可能にするために、**専攻共通の専門科目として「論文指導演習」（リサーチワーク）**を設置する。
5. 深い教養を備えるとともに、学際的な研究を可能にするために、**他専攻の科目を履修することができるカリキュラム**を編成する。

#### 教育内容・方法

6. 学生が自主的・主体的な研究能力を身につけるために、**参加型の少人数の演習形式の授業**、事前に与えられた課題に取り組むことを前提とした**反転授業**を実施する。
7. 柔軟で開かれた知見を獲得させるために、**副指導教員制**を設定する。
8. 適切な指導を行うために教育成果の段階的測定、それに基づく**客観的評価**を行う。
9. 学位論文指導を計画に沿って実施するために、学生と教員および教員間で**論文作成および論文指導に関する計画**を共有する。

#### 学修成果の評価

10. 博士前期課程の集大成としての修士論文を必修とし、ディプロマ・ポリシーで掲げた能力を身につけることができたか評価するために、**複数の評価者による論文審査および最終試験**を実施する。

#### 博士後期課程

「東京女子大学大学院はディプロマ・ポリシーに掲げる能力を身につけた『教養を備え、学術上の貢献をなすうる高度な専門的職業人および独創的な研究者』を育成するために、以下の方針に基づく教育を行います。」という2つの研究科全体の方針のもと、例えば人間科学研究科では以下のとおり定めている。

#### 教育課程の編成

1. 学際的視点および女性学・ジェンダーの視点を獲得し、新たな研究領域を拓くことができるようにするために、**研究科共通科目**を設置する。
2. 各分野の研究方法に習熟し、専門性を深化させるために、「**特殊研究**」（コースワーク）を設置する。

3. 科目の体系性を明示するために、「**特殊研究**」を2専攻（人間文化科学専攻および生涯人間科学専攻）に置き、それぞれの専攻において3領域に編成する。
4. 専門的研究能力を向上させ、学位論文作成を可能にするために、専攻共通の専門科目として**3年間必修の「論文指導演習」（リサーチワーク）**を設置する。
5. 深い教養を備えるとともに、学際的な研究を可能にするために、**他専攻の科目を履修できるように柔軟なカリキュラムを編成する。**

教育内容・方法

6. 学生が自主的・主体的な研究能力を身につけるために、**参加型の少人数の演習形式の授業、事前に与えられた課題に取り組むことを前提とした反転授業**を実施する。
7. 柔軟で開かれた知見を獲得させるために、研究報告書講評などにおいて、**複数の教員が指導する体制**を設定する。
8. 適切な指導を行うために教育成果の段階的測定、それに基づく**客観的評価**を行う。
9. 学位論文指導を計画に沿って実施するために、**学生と教員および教員間で論文作成および論文指導に関する計画を共有する。**

学修成果の評価

10. 博士後期課程の集大成としての博士論文を必修とし、ディプロマ・ポリシーで掲げた能力を身につけることができたか評価するために、原則として**外部審査委員を含めた複数の評価者による論文審査および公開の最終試験**を実施する。

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性については、定期的（学部においては4年ごと、研究科博士前期課程においては2年ごと、博士後期課程においては3年ごと）に教務委員会、大学院委員会が検証を行い自己点検・評価委員会に報告し、自己点検・評価委員会が確認を行っている【2-27 報告7】【2-24】【4-3】。

以上のことから、学部、研究科の教育課程の編成・実施方針は、学位授与方針に関連し、大学としての一貫性、整合性を確保しており、教育の内容とともにその実施方法を明確にした教育課程の編成・実施方針を定め、公表していると言える。

**4.1.3.教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。**

<p>評価の視点 各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施</p>
---

<現代教養学部>

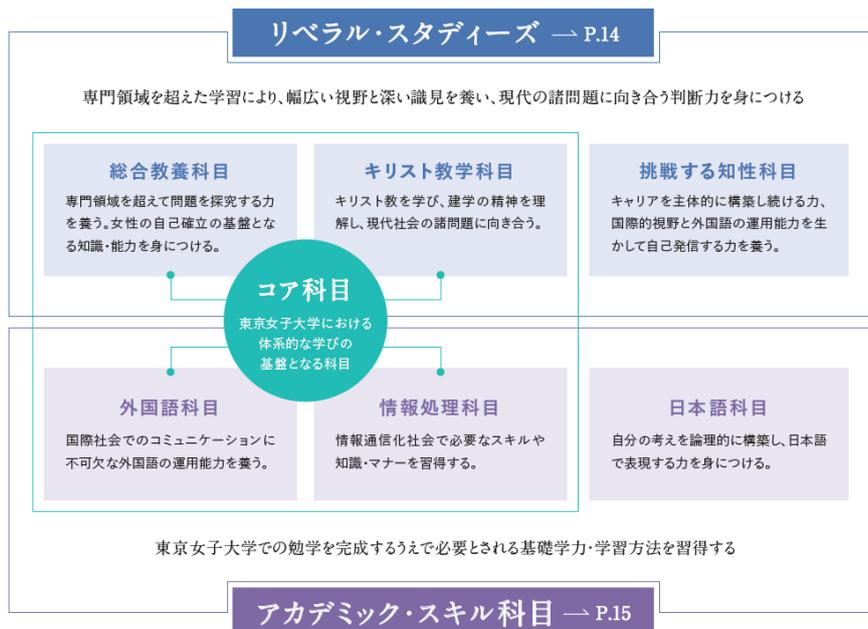
学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）および教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、適切に教育課程を編成している。【1-10】

現代教養学部では、広い識見と創造性を有した「専門性をもつ教養人」を育成することを目標とし、多様なものの見方を養う全学共通カリキュラムと、高度な専門性を身につけ

る学科科目の2つの柱による学修により、ディプロマ・ポリシーに掲げる能力を身につけるためのリベラル・アーツ教育を行っている（下図参照）。



（１）全学共通カリキュラム 〔関連：CP1「全学共通カリキュラム」〕  
 全学共通カリキュラムは、幅広い視野と深い識見を養う「リベラル・スタディーズ」と、基礎的な学力・学習方法を習得する「アカデミック・スキル科目」の2つの科目群より成っている。



【1-20 P.13】

## リベラル・スタディーズ

### 1) 総合教養科目 【1-11 p.30,70】【4-4 p.2-5】

専門領域を超えて問題を探求する力を養う、女性の自己確立の基盤となる知識・能力を身につけることを目標として、6領域にわたり多彩な科目を置いている。

女性学・ジェンダー的視点に立つ教育として、女子大学としての特色を生かした「女性の生きる力」「女性のウェルネス」の2領域では、女性の自己確立やキャリア構築を支援している【1-11 p.31,p.33】。〔関連：CP6「女性学・ジェンダー的視点」〕

CP=p.30 4.1.2 「教育課程の編成」を表す

「女性の生きる力」では、「女性が直面する現代社会の諸問題をジェンダー的視点から分析する力を養う」、「男女共同参画社会における女性の自立的社会参加の基盤となる知見を身につける」こと等を教育目標としている。学年を問わず必修条件を超えて履修を希望する学生が多く、他の領域と比較しても平均履修者数が多い【4-5】ことから、学生からのニーズは高いと言える。受講した学生からの評価も高い【4-6 設問12、13】。

「ジェンダー問題に対する理解」については、4年次学生アンケートでは95.3%（非常にそう思う・そう思うの合計は74.2%）、卒業生調査では86%の回答者が肯定的な回答をしており（非常にそう思う・そう思うの合計）、理解を深められたとの認識を持っていることが分かっている【4-7 図7】【4-8 図4】（4年次アンケート、卒業生調査については、4.1.6を参照）。

#### ・「女性学・ジェンダーを学ぶ」【3-8】

日本における女性学・ジェンダー研究の成立過程とその背景を学び、男女共同参画社会のあり方を主体的に考える視点を養う。

#### ・「総合教養演習（女性の生きる力）」【4-9】

「女性の生きる力」領域で課題とされる問題について、議論や発表を通じて探求する。

また、「女性のウェルネス」領域では「女性の生涯の健康を支える基礎知識・手法を習得し、自己管理能力を養う」ことを教育目標としており、講義科目、実習科目により女性の健康を支える基礎的な知識と方法論を習得させている。1年次の必修科目「女性のウェルネス・身体運動」【4-10】「女性のウェルネス・身体運動」【4-11】をはじめ、「女性の健康科学」【4-12】などの科目を置いている。

### 2) 挑戦する知性科目 【1-11 p.34,72】【4-4 p.5】

実践的な学びにより、将来のキャリアを主体的に構築し続ける力、外国語で自己発信する力等を育成する。

#### ・「女性の起業」【4-13】

女性の社会進出ルートの一つである「起業」について基礎的な知識を習得するとともに、授業内で商品開発に向けたグループワーク、フィールドワーク、プレゼンテーションといった一連の課題に取り組む。教育研究支援課が事務局となり実施する「ビジネス・プランニング・コンテスト」と連携しており、授業での成果をもとに同コンテストに応募することができる（基準9p.103-104参照）。

#### ・「ニューヨーク国連研修」【4-14】

創立100周年記念事業の一環で、ニューヨーク国連本部に勤務した卒業生たちの尽力に

より設置された。大学での夏期集中授業とニューヨーク国連本部での海外研修から構成される。国連本部では職員によるブリーフィングを受け、英語による質疑応答や意見交換を行う。研修には国連ガイドツアー、日本代表部訪問、国連で働く卒業生との交流が含まれており、海外で活躍する女性のロールモデルと接する機会ともなっている。【4-15 p.26 参加者の声】

2020年度以降は新型コロナウイルス感染症拡大のため、開講を中止している。

・「ケンブリッジ教養講座」【4-16】

第2代学長安井てつが英国ケンブリッジ大学ヒューズホールで学んだ縁により実現した科目である。ヒューズホールの学寮に滞在し現地教員によるイギリスの政治や文化についての授業を受講する。英語による講座を通して、本学の教育理念であるリベラル・アーツに触れ、国際人としての広い社会的視野と深い見識を身につける【4-16 p.26 参加者の声】。2020年度以降は新型コロナウイルス感染症拡大のため、対面での開催を中止しており、2022年度はオンラインにより実施した。

3) キリスト教学科目 【1-11 p.36,72】【4-4 p.6-7】

本学の歴史や、建学の精神であるキリスト教とその土台である聖書の内容を学ぶ「キリスト教学I(入門I)」【1-8】および「キリスト教学I(入門II)」を1年次の必修科目としている。(基準1p.8参照)

アカデミック・スキル科目

1) 外国語科目 【1-11 p.37-39,73-75】【4-4 p.8-12】

第一外国語と第二外国語をともに必修としている。

第一外国語科目(英語)については、1年次から上級学年に至るまで、段階的、継続的に英語を学習できるよう必修科目の履修年次を設定している【1-11 p.37】。

学生一人ひとりのニーズに合った英語力強化のため、選択必修科目に「English for Specific Purposes」「English Proficiency Test Classes」の2領域を設け、前者には「Business English A/B」【4-17】「Tour Guide Interpreting A/B」【4-18】の2科目を新設している。いずれの授業科目も、アクティブ・ラーニング(A科目)、女性のキャリア構築の視点(C科目)、国際的視野(G科目)等を取り入れた特徴ある授業科目に該当している。また、入学時に実施するプレイスメントテストの結果に基づき、一定のスコアに達しない者を履修対象とする「Basic Communicative English」【4-19】では、必修の「Communication Skills」を補完して、語彙力強化、リスニングスキル・スピーキングスキルの向上、会話力の向上を到達目標としている。

第二外国語は、ドイツ語、フランス語、スペイン語、中国語、韓国語の5ヶ国語から1言語を1年次の選択必修としている。さらに選択科目として各言語について読解、作文と文法、会話の授業を設け、言語の背景にある文化も学ぶことができる。また、ヨーロッパ古典語であるギリシア語、ラテン語の初級と中級を設置している。

2) 情報処理科目 【1-11 p.39,75】【4-4 p.14-15】

コンピュータやネットワークの効果的な利用方法、セキュリティやルール、アカデミックライティング、プレゼンテーションのために必要なスキルなどを学ぶ初年次教育と位置づけ、2018年度より必修科目を増やして「情報処理技法(リテラシ)」「情報処理技法

(リテラシ) 」の2科目を1年次必修としている【4-20】【4-21】。

3) 日本語科目 【1-11 p.39,75】【4-4 p.13】

・「日本語表現法」

4年次に取り組む卒業研究(卒業論文、講究)に向けて必要となる、日本語表現力(論理的な文章表現・口語表現)を身につけることを目的とする。2000字前後の論述文作成などを到達目標とし、文章作成だけでなく、資料収集、ディスカッション、プレゼンテーションなどを行うアクティブ・ラーニング科目である【4-22】。

ALCS学修行動比較調査の、2019年度1年次学生の回答と2021年度3年次学生の回答を比較したところ、「教養」を身につけられたかについて肯定的な回答が1年次に比べ3年次で増えており、また、3年次学生の肯定的な回答が調査に参加した全国24大学の平均を上回っていた【4-23 図7,8】。両調査の「希望」(学修に関して望んでいること)を問う設問においても、「幅広い知識教養を身につけ視野を広げる」について1年次学生と3年次学生の回答を比較すると、同様に肯定的な回答が増えており、いずれも参加大学平均を上回っていた。学生が大学での学びを通して、学位授与方針に定める「広範で多様な知識」を身につけることを希望し、また、実際に身につけられたと認識していると考えられる(ALCS学修行動比較調査については4.1.6を参照)。

## (2) 学科科目

学科科目では、所属学科の学問的方法を学び、多くの情報から本質を見抜く洞察力と判断力を身につけることを目指している。

順次的、体系的な教育課程編成【1-11 p.40-56】

〔関連：CP2「学科科目の体系的・順次的な編成」

CP3「多様な形態の授業科目」 〕

各学科において、順次性・体系性を重視したカリキュラムを組んでおり、特に基礎を学ぶ段階においては幅広い分野に渡って基礎的な知識や方法論を学ぶことができるよう配慮している。例えば、人文学科では学科共通の1年次必修科目として「人文学入門」「人文学基礎演習」を置いており、哲学、文学、史学の関連を広く学ぶと同時に、それらを横断する問題のとらえ方、研究方法を学ぶことができる。「人文学入門」は各専攻の教員が担当するオムニバス形式の授業であり、各専攻での探求の一端を紹介しながら人文学の課題や研究方法の基礎を学ぶ内容となっている【4-24】。

国際英語学科、人文学科、国際社会学科、心理・コミュニケーション学科の4学科では、1年次から4年次まで必修の演習を軸としている。授業科目は、専門を学ぶ基礎となる「入門」、「基盤(基礎)講義」、「基盤(基礎)演習」と、専門知識の習得、高度な知識の蓄積のための「特殊(応用)講義」、「発展演習」、「特殊演習」に分類され、段階的に専門分野を学ぶことができる。4年次には学士課程の集大成となる卒業研究(卒業論文、Final Presentation及び講究)を配している【4-25】。

同様に、数理科学科でも数学基礎、数学・情報理学の各領域、基盤演習、数理科学演習、講究および関連科目を配しており、4年次の講究に向けて専門分野を順次的、体系的に学ぶことができる【4-25 数理科学科のカリキュラムマップ】。

#### 演習を中心とした少人数の参加型授業【4-26 特色04】

〔関連：CP4「参加型の少人数教育」

CP5「アクティブ・ラーニングによる初年次教育」〕

演習科目（少人数クラスでのゼミ形式の授業科目）を、各学科のカリキュラムの軸としており、大学での学び方に慣れることから始まり、段階的にディスカッションやプレゼンテーション能力、協働して問題解決する力、自ら考える力を養うことができる。

1年次演習は大学での学びへの導入と位置付け、前期に置いている。アクティブ・ラーニングによる初年次教育を通して、本学における学修の基盤となる基礎学力及び学習方法を習得し、主体的な学びの姿勢を養っている。2年次からは自専攻の知識や方法論を学び始め、3年次演習では卒業論文に向けて、専門ごとのゼミに分かれて論理的思考力、主体的な課題探求力や問題解決力を身につけていく。また、4年次に、卒業研究（卒業論文、Final Presentation及び講究）を通して、それまでに獲得した知識やスキルを有機的に統合し、自らの課題に取り組み、問題解決につなげていく能力や姿勢を育成している。

全学科で年次演習を置いていることは、本学の教育の特徴といえる。

卒業研究年次への進級条件

〔関連：CP8「4年次への進級条件」〕

本学では、4年次を卒業研究完成年次と位置づけ、3年次から4年次への進級には総修得単位数の要件に加え、卒業研究に必要な力を身につけるための授業科目の単位修得も要件としている【4-27 第65条】。

卒業研究について 【4-26 p.154,401（例：国際英語、数学）】

〔関連：CP9「卒業研究を全学必修」〕

学位授与方針に掲げる「知識の活用能力、批判的・論理的思考力、課題探求力、問題解決力、表現能力、コミュニケーション能力などを総合する力を身につける」ことを目的とし、学びの集大成として卒業研究（卒業論文8単位、講究4単位）を全学科の学生に課している【4-27 第76条】【4-28】。研究を進めるにあたっては、4年次演習担当教員が学生一人ひとりの進捗状況を把握しながら、指導や助言を行っている。（卒業研究の評価については、4.1.5を参照）

以上のとおり、(1)全学共通カリキュラムおよび(2)学科科目により4年間の学修を積み重ねた上で、集大成としての卒業研究（卒業論文、講究、Final Presentation）を課している。2022年度卒業判定の合格率は全専攻で平均して97.7%であった【4-29】。規定に従い厳格に評価を行う中で、例年、合格率が高水準を維持していることについては、上述のとおり少人数演習クラスで切磋琢磨して取り組んでいること、卒業研究年次への進級条件が有効に機能していること、4年次演習担当教員が学生一人ひとりに応じて指導にあたっていること等が理由として考えられる。

毎年卒業研究を終えた4年次学生を対象に実施している「4年次アンケート」結果によれば、卒業研究に費やした学習時間については、週当たり平均17.86時間との回答が出ている【4-7 図12 2021年度】。卒業研究への満足度については90.3%の学生が肯定的な回答をしており（大変満足している・満足しているの合計は65.5%）【4-7 図6 2021年度】、「4年間の学びを総合して卒業研究に役立てることができたか」という問いに対しても、91.3%の学生が肯定的な回答を示している（非常にそう思う・そう思うの合計は62.7%）【4-30 Q9】。大半の学生が自律して卒業研究に取り組み、達成感をもって卒業

できていることが窺える。

また、「2・3・4年次アンケート」と「4年次アンケート」の結果を経年比較すると、身についたスキルや能力について、学年進行に伴い肯定的な回答をした学生の割合が増えていた【4-31】。特に「学術的な文献の読解力」「ディスカッションにおいて、論理的に意見を述べる力」「論理的でわかりやすい文章を書く力」「課題に応じて適切な資料を収集する力」「問題を発見し、的確に把握する力」「課題に応じ、収集した情報を効果的に活用する力」「物事を偏りなく多角的に検討する力」「問題を解決する力」「肯定的な意味で批判的に考える力」などが身についたかを問う項目では、卒業研究後の調査で「そう思う」「非常にそう思う」と回答する割合が大きく増えており、長期間にわたり一つの課題に向き合い、研究に取り組んだ経験が影響していると考えられる。

### (3) 分野横断的な学び [関連：CP7「学際的視点を養う全学共通プログラム」]

専門と異なる学問領域への関心を広げ学際的視点を養うため、多様な学びの機会を用意している。4年次アンケートによれば「自専攻に隣接する分野に関する理解を深めることができたか」という問いに対し、90.2%の学生が肯定的な回答をしており（非常にそう思う・そう思うの合計は56.0%）、ディプロマ・ポリシー第2項に基づく学修が実現できていると言える【4-30 Q5（10）】。

一部の科目を除き、他学科および自学科内の他専攻科目を自由に履修することができる。学生の関心に応じた履修ができるよう学科・専攻のスタッフやアドバイザー教員が指導にあたっている【1-11 P.67】。

2015年度から2018年度に入学した学生について専攻ごとの平均修得単位数を見ると、自由選択科目【1-11 23ページ(6)】として課されている単位数の内、他学科他専攻科目の占める割合が、各学年とも平均して4割となった。専攻ごとでは社会学専攻の学生が一番多く、自由選択科目の6割から7割を他学科他専攻科目により修得している。一方、2018年度から設置された国際英語学科の学生は、他専攻に比べ他学科他専攻科目の履修が少ない。これは、スタディ・アブロード（海外研修）で修得した単位を自由選択科目に充てるため、カリキュラムの設計上の要因であることが分かった。全体としては、学生が積極的に専攻分野に隣接した分野について学ぶことができていると評価できる【4-32】。

副専攻制度【1-11 p.208-229】では、「キリスト教学」、「女性学・ジェンダー」、「比較文化」の3つのテーマに沿って授業科目を体系的に構成している。自ら選んだテーマについて主体的に学び、蓄積した学際的な知見を、所属学科・専攻の学習に役立てることができる。所定の単位を修得した者には修了証を発行する。

（データサイエンス副専攻については「（5）データサイエンス副専攻の新設」参照）

日本語教員養成課程【1-11 p.195-199】

豊かな国際感覚と人間性を備えた日本語教員の育成を目指し、全学科学生を対象として日本語教員養成課程を置いている。心理・コミュニケーション学科コミュニケーション専攻の学科科目を土台とし、幅広い研究領域から構成している。所定の単位を修得した者には修了証を発行する。

その他、全学共通の教育プログラムとして、キャリア・イングリッシュ課程【1-11

p.201-207】を設置している。資格課程としては教職課程（一部の学科、専攻を除く）【1-11 p.168-187】、学芸員課程を設けている【1-11 p.188-191】。

学際的な学びを進めるための科目として「ブリッジ科目（B科目）」を置いている【1-11 p.68】【4-27 19条の2】。例えば、国際英語学科と人文学科の共有科目「Japanese Culture and Literature」では、ネイティブ教員による授業で、英語に翻訳された日本の文学作品、あるいは英語で書かれた日本文学論や文化論を通して、世界からどのような点に興味をもたれ、どのような特徴があると捉えられているのかを学ぶことができる【4-33】【4-34 p.117】。

人文学科と数理科学科では、共通の学科科目として「文理融合演習A」「文理融合演習B」を設置し（隔年開講）、両学科の専門分野に共通する内容を取り扱う。2022年度は「文理融合演習B」（「原子力発電の科学哲学と倫理学」）を開講した【4-35】。自分の専門領域とは異なる方法論がどのようなものであるかを理解し、それによって自身の専門領域の方法論を相対化した上で、自身の方法論の意義をより深く理解すること、共通の問題を異なる学問領域からの視点で考察することを通じて、その問題の多様性を理解することなどを到達目標としている【4-34 p.177, p.381-382】。異なる学問領域を学ぶ他の参加者に、自身の専門領域での議論の仕方とその成果を明確かつ論理的に説明する能力を養うことができる【4-36】。

#### （４）実践的体験的学びの強化

グランドビジョン育成する人物像に示す「知力を行動力にするリーディングウーマン」を育成していくため、2018年度の学科専攻再編、教育課程改正により、実践的体験的学びを強化している。

「挑戦する知性科目」新設（p.34 2）の記述のとおり）

国際英語学科新設 【1-11 p.74-77】

2年次後期のスタディ・アプロード（海外研修）【4-37】を必修とし、英語力だけでなく、国際的視点から物事を考え行動する力、グローバル社会を生き抜く力などを培う【4-38】。（コロナ禍における代替措置については後述する。）4年次には英語による卒業研究（卒業論文またはFinal Presentation）を完成させる。

国際社会学科コミュニティ構想専攻新設 【1-11 p.98-100】

フィールドワーク、拠点実習（インターンシップなど、地域や職場での実践を行うためのプロジェクト方式の演習）等、実践的な手法を多く用い、問題解決能力を培う。専攻の特徴である「コミュニティ拠点実習」は、2年次後期に事前学習を実施し、その後の春休み等に各自が定めたフィールド・拠点において実地調査やインターンシップを行う「構想」と、その結果を3年次前期に報告書にまとめ、その成果を発表して事後学習を行う「実践」の2科目で対になっている【4-39】【4-40】。実習後には学生は成果報告書をまとめ、10月に優れた取り組みについて成果報告会を行っている【4-41】【4-42】。（コロナ禍における代替措置については後述する。）

#### （５）データサイエンス副専攻の新設

グランドビジョン育成する人物像に示す「高度情報化社会に対応できる女性」に基づき、中期計画に「数理・データサイエンスに関わる基礎的素養を、文理を超えて共通に身

につけられるようなカリキュラムを全学的に構築する」ことを目標として掲げ【1-17】、2022年度より、新たに「データサイエンス副専攻」を設置した【4-43】。学際的な視点を養う従来の副専攻（副専攻A）とは趣旨を異にし、専門分野の学びに役立てられる統計的、情報処理的手法を身につけることを目的とする（副専攻B）【1-11 p.208】。

副専攻のコア科目（第1区分）に位置付けている「文理融合データサイエンス」「同A」「同B」は、お茶の水女子大学（文部科学省選定「数理及びデータサイエンスに係る教育強化」協力校）【4-44 報告6・別紙4】からカリキュラムや教材の提供を受けて開設した。いずれもアクティブ・ラーニング科目であり、例えば「文理融合データサイエンス」では統計解析向けのプログラミング言語「R」を用いながらデータサイエンスと統計の基礎を身につけることができる【4-45】。（「文理融合データサイエンスB」は2023年度から開講。）

現代教養学部ではデータサイエンスの重要性が問われる前から、日本文学専攻の「言語情報処理」、コミュニケーション専攻の「社会調査法実習（質問紙調査）」等、各々の学問領域に即してデータサイエンス、統計分析、データハンドリングを取り扱っており、文理を問わず多様な分野の科目を設置している。こうした背景を活かし、データサイエンス副専攻では前述のコア科目に加え、これらの授業科目を一つのまとまりとして履修することで、Society5.0の実現に向けて自分の力を発揮し役立ててゆく力を養う。

なお、所定の単位を修得した者には修了したことを証するオープンバッジを発行することとしており、取得したオープンバッジを電子メールや履歴書、ソーシャルメディア、ウェブサイトといった様々なプラットフォームに掲載することで、当該プログラムによる学習歴をアピールしたり、就職活動等に役立てることが可能となっている【4-46】。

#### < 大学院研究科 >

##### 博士前期課程【1-12 p.44-51】

人間科学研究科博士前期課程においては、広い学問的視野と柔軟な学問的姿勢を獲得し、各研究分野に共通する研究能力を育成することを目的として複数の専攻共通科目（「人間文化科学基礎演習」及び「人間社会科学基礎論」等）を設置している【1-12 P.82, p.108】。〔関連：人間科学研究科のCP1〕

人間文化科学専攻の共通科目「人間文化科学基礎演習」では、5つの分野の具体的な研究事例を、他分野からの視点を交えて多角的に検討する演習を行い、分野間の有効な交流を促す。授業では学生が自分の研究テーマに沿った発表を行い、発表者以外の学生は自分の分野の視点を交えてコメントするという方法がとられている。この演習を通じて、学生は基本的な研究調査能力を培うとともに、人間文化科学が対象とする諸分野とその全体像を把握することができる【1-12 P.82】。

さらに、各分野の研究方法に習熟し、専門性を深化させるための研究分野科目（コースワーク）と、専門的研究能力を向上させ、学位論文作成を可能にするための「論文指導演習」（リサーチワーク）を設置している。研究分野科目を基礎と専門に区分し、教育課程表に履修年次を明示することにより、科目を体系的、順次的に履修することができるようにしている。〔関連：人間科学研究科のCP2～CP4〕

また、研究分野科目の履修は12単位を必修とし、学際的・統合的な研究ができるよう他分

野、他専攻の科目を12単位まで修了要件に算入することを可能としている。〔関連：人間科学研究科のCP5〕

理学研究科博士前期課程においては、数理科学のさまざまな問題に柔軟に対応できるような思考力と分析力を育成し、数理科学に対する広い視野を身につけさせるための講義と講究からなる専門科目（コースワーク）と、自発的な学修を促し、独自の課題発見能力と問題解決能力を育成する「論文指導演習」（リサーチワーク）を配している【1-12 p.54】。〔関連：理学研究科のCP1～CP4〕

#### 博士後期課程【1-12 p.135-137】

人間科学研究科博士後期課程においては、学際的視点および女性学・ジェンダーの視点を獲得し、新たな研究領域を拓くことができるようにするため、「人間科学特殊研究（比較文化）」「人間科学特殊研究（女性学）」の2科目の専攻共通科目を設置している【1-21 p.20】【1-12 p.146】。さらに、各分野の研究方法来に習熟し専門性を深化させるための「特殊研究」（コースワーク）を研究領域ごとに配置し、専門的研究能力を向上させ、学位論文作成を可能とするために3年間を通じて履修する「論文指導演習」（リサーチワーク）を単位化して博士論文を作成することができるようにしている。

また、博士後期課程においても学際的な研究を可能にするために、他専攻の科目を履修し修了要件に4単位まで算入することを可能としている。〔関連：人間科学研究科（博士後期課程）のCP1～CP5〕

理学研究科博士後期課程においては、幅広い学問的視野を養うと同時に、数理科学の探求に必要な専門的知識を身につけるための「特殊研究」（コースワーク）と、学術上の貢献をなす高い研究能力を培うための必修の「論文指導演習」（リサーチワーク）を配している。「特殊研究」（コースワーク）においては、分野間の相互関連を意識しつつ、担当教員各自の専門分野における最先端状況を解説し、「論文指導演習」（リサーチワーク）は3年間を通じて履修するように配置し、学生のテーマ、学位論文作成の進捗状況にあわせてきめ細かい指導ができるように配慮している。〔関連：理学研究科（博士後期課程）のCP1～CP2】【1-21 p.31】

#### <現代教養学部・大学院研究科>

##### （1）適切な単位の設定

大学設置基準第21条の趣旨を踏まえ、学則第10条の2および大学院学則第13条において、「15週にわたる期間を単位として行うものとする。」と定め【1-4 第10条の2】【1-5 第13条】、その上で学則第11条および大学院学則第14条において「1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して」、講義、演習、実験及び実習、外国語科目ごとに学則に定めた基準により単位数を計算している【1-4 第11条】【1-5 第14条】。

各授業科目のシラバスには、各授業回の教室外学習の内容とその時間の目安を記載し、

各授業科目の単位に必要とされる学修の内容と時間を明示している。

授業形態は、講義、演習、実験・実習を授業科目ごとに到達目標を達成するために適したものを定めている。

## (2) 適切な教育課程編成、実施のための教育課程マネジメント

学部、研究科それぞれの教務委員会が、学部、研究科レベルのマネジメントを担っており、その適切性について「東京女子大学 内部質保証の方針・手続き」に基づき点検を行う。学部、研究科レベルで行った自己点検・評価報告については、「自己点検・評価委員会」が全学的見地から検証し、議論と検討を経て、当該部署へのフィードバック、問題点の洗い出しおよび効果があがっている点の確認等の全学レベルのマネジメントを行う（基準2p.12参照）。

2021年度には全学的な自己点検・評価を実施し、教務委員会および大学院教務委員会を中心として教育内容・成果についても検証した【4-47】。また、中期計画所管事項、自己点検・評価及び外部評価で明らかになった改善点については、PDCAサイクルチェックシートにより現状を報告し、次年度以降の改善方針に指標を付して提出している【4-48】。PDCAサイクルチェックシートは、自己点検・評価委員会で全学的な観点から適切性を確認し【4-49】、必要に応じて将来計画推進委員会に共有される。

以上のとおり、グランドビジョンやディプロマ・ポリシーに基づき設定されたカリキュラム・ポリシーと現代教養学部の教育課程は整合している。（カリキュラム・ポリシー第5項、第6項については、点検評価項目6にて後述する）

『履修の手引』に示すとおり、全学共通カリキュラム、学科科目の両方により広範で多様な知識を身につけることができる。また、学科科目においては順次的体系的学びを提供しており、多様な形式の授業科目を段階的に履修できるよう配置している。「2・3・4年次アンケート」と「4年次アンケート」の結果の経年比較から、卒業研究に必要な能力やスキルは段階的に身につけられていると考えられる【4-31】。卒業研究による学修成果については先に述べた通りである。

また、卒業後3年目、10年目に実施したアンケート調査結果においても、リベラル・アーツ教育が卒業後に活かされていることを尋ねたところ、「多角的な視点で物事を捉えることができる」、「幅広い知識と教養」、「多様な価値観に対応できる」、「（職場などで）良好な人間関係を構築できる」、「学び続ける姿勢」等カリキュラム・ポリシーに合致する回答が挙げられている【4-50】。

以上により、卒業研究を集大成とした4年間の教育課程は、適切に編成、実施されていると評価できる。

大学院研究科においても、自らの専攻分野に関する方法論と専門知識を身につけ、さらに学際的視点からの研究を可能にするため、各研究科においてコースワークとリサーチワークを適切に組み合わせ編成している。例えば人間科学研究科においては、他分野の方法論と専門知識を一定程度身につけるための専攻共通科目を編成している。また、すべての研究科で科目の体系性および順次性に配慮して教育課程を編成している。以上により、大学院研究科の教育課程はディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーと整合し、各課

程にふさわしい内容を提供していると評価できる。

#### <COVID-19関連>

2021年度は、前年度に引き続き、Zoomを使った同時双方向型授業、オンデマンド講義により、遠隔授業を実施した。後期は可能な限り対面授業を行う方針のもと、約7割の授業を対面で実施した【4-51】。対面授業においても事情により登校が出来ない学生には、対面授業をオンラインで受講できるようハイフレックス授業を実施した。

2019年度、20年度に実施したALCS学修行動比較調査【4-52】により、コロナ禍による遠隔授業への移行等の学修環境変化が学修成果にどのように影響したのかを検証したところ、遠隔授業で対応できた部分についてはある程度学生からも評価されており、2019年度より20年度のほうが満足度が向上している項目も見られた。例えば、遠隔授業においても「授業内での学生間のディスカッション」や「提出物に対する教員からの添削やコメント」「授業中に質問をしてよかったと思えた経験」といった設問に対する評価は高くなった。また「大半の内容が理解できなかった授業」「授業内容がつまらなく感じた経験」などネガティブな経験を問う設問では1年次学生は否定的な回答が多く、従って同様に高い評価となった。2019年度と2020年度調査結果の比較において、3年次学生は大きな変化はなかった。当然のことながら、1年次、3年次ともに「情報技術（ICT）の運用力」については、肯定的な回答割合が大きく増えていた。

また3年次学生は1年次学生に比べて満足度が高いことが分かった。これは1年次学生がコロナ禍での大学生活についての判断基準をそもそも持っていないことが影響していると思われる。

2019年度、2020年度調査結果を比較して2020年度に満足度の向上している項目がみられることや、コロナ禍にあった2020年度調査について3年次学生と1年次学生の調査結果を見比べると、コロナ禍前を経験している3年次学生の方が満足度が高いことから、本学では通常授業に劣らない遠隔教育を実施できたと考えられる。

#### ・国際英語特別留学（スタディ・アブロード）

2021年度2年次後期必修の国際英語特別留学（スタディ・アブロード）は、前年度に引き続き、渡航しての留学は中止とした。2年次学生のうち31名は希望する海外大学からの留学許可を得て、オンライン留学により単位を修得した。18名は留学延期の措置をとり、そのうち11名が2022年度前期に、残りの7名が2022年度後期に海外渡航している。また、2022年度については、派遣の条件を慎重に検討し、2年次学生157名のうち109名が海外渡航している（その他の学生はオンライン留学や次年度以降に延期等の措置をとっている）。

その他の学生については、代替措置として、下記 ~ の学内で指定の授業科目を履修し、アカデミックライティング・スキル、クリティカル・シンキング能力などを養うこととした。また、テンプル大学ジャパンキャンパスでの短期留学プログラム受講を組み合わせ、必要な必修単位を取得することもできることとした【4-53】。

#### Study Abroad English(Integrated Skills)【4-54】

外部委託の英語母語話者教員による対面式、オーラルプレゼンテーションを中心とす

る授業。

Study Abroad Academics(Advanced Academic English)【4-55】

本学教員による、MOOCsを用いて英語のみで行われるオンデマンド型併用の授業

英語文化研究特論B【4-56】

比較文化B【4-57】

・コミュニティ構想専攻

2021年度は、コミュニティ拠点実習でのフィールドワークやミーティング、年次演習でのワークショップの一部をオンラインに切り替えて実施した。コミュニティ拠点実習での成果については、学生に報告書をまとめさせ【4-41】、優れた取り組みについては成果報告会で発表を行っている【4-42】。

研究科においても、2021年度前期は前年度に引き続き、Zoomを使った同時双方向型授業、オンデマンド講義により、遠隔授業を実施した。後期は可能な限り対面授業を行う方針のもと、授業を実施した。

4.1.4.学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点

各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

(1) 主体的な学び・履修計画についての周知、相談体制

本学のリベラル・アーツ教育の趣旨を理解し、学生一人ひとりが専攻分野と関連付けながら知的関心に応じた履修ができるよう、定期的に各科目の教育目標や履修制度について周知している。

入学決定者に向けては「入学手続情報提供サイト」に「学習案内」を掲載している【4-58】ほか、「履修法の助言」として専攻ごとに履修を推奨する科目について案内している【1-11 p.75 例：国際英語】。

毎年度初めに実施する学科・専攻、年次別オリエンテーションでは、教員が『履修の手引』【1-11】に基づいた学習指導、履修指導を行っている。特に新生には、4年間の履修計画を立てることや、教室外学習の重要性などについて説明している。また、学生は、担当のアドバイザー教員から履修登録科目等について助言を受けることもできる。(アドバイザー制度については後述)

研究科博士前期課程では、本学公式サイトに履修モデルを掲載するとともに、毎年度初めに実施しているオリエンテーションにて、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを掲載した『大学院履修便覧』【1-12】と、入学年度に『修士論文作成の手引』を配付している。これらの資料において、学生が博士前期課程の集大成である修士論文を完成させるまでの計画的な履修および研究指導について明示している【4-59】。

博士後期課程においても、毎年度初めに実施しているオリエンテーションで『大学院履修便覧』【1-12】と入学年度に『博士論文提出までの流れ』を配付し、授業科目の履修と

博士論文の提出までの手続きや研究指導について明示している【4-60】。

## (2) 教育目標・カリキュラムマップ・コースナンバリング

学部では、学生がディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーを理解したうえで勉学の計画を立て、授業の履修計画を立てることができるよう、教育目標と授業科目との関連性を示す「教育目標、カリキュラム・マップ、コースナンバリング」【4-25】を策定し、教育目標と開講する授業科目との関連等を視覚的に示している。これは、本学公式サイトを通じて学生、教員だけでなく、広く社会にも公表している【4-61】。

授業科目コード	授業科目	DP										単位数	高専社会科学科の必修・選択必修・選択の別	履修年次	コースナンバリング	特徴ある授業科目			
		DP1	DP2	DP3	DP4	DP5	DP6	DP7	DP8	DP9	DP10								
234208	地域共生イノベーション		○		○							2	選択	2・3・4	200				
234209	コミュニティリスク		○		○	○	○				2	選択	2・3・4	200					
234210	ホスピタリティ論		○		○						2	選択	2・3・4	200					
234211	コミュニティ・デザイン論	○	○		○						2	選択	2・3・4	200					
234212	グローバル化とまちづくり	○	○		○						2	選択	2・3・4	200				6	
234213	世界遺産学A		○		○						2	選択	2・3・4	200		B			
234214	世界遺産学B		○		○						2	選択	2・3・4	200		B			

【カリキュラム・マップ一例：コミュニティ構想専攻】

## (3) シラバスの整備

シラバスにはディプロマ・ポリシーとの関連の項を設けている他、授業回ごとの教室外学習内容と時間の目安を示して、学生が計画的に学習することができるようにしている【4-62】。また、授業担当者から学生へのフィードバック方法の明示、特徴ある授業科目（アクティブ・ラーニングや英語による開講等）の明記（後述）により、学生の学習の活性化を図っている。

作成にあたっては「シラバス作成のためのガイドライン」、統一様式、『シラバス作成要領』を定めている。『シラバス作成要領』には主要な項目について基準を設け、その達成状況を併せて記載している【4-63 p.32】。作成されたシラバスは、各学科・専攻主任、科目運営委員長が『シラバス入稿確認要領』【4-64】に従って確認を行っている。

また、専任教員には毎年FD委員会と教務委員会共催のFD研修「シラバス作成・成績評価について」を実施している【4-65】。授業内容とシラバスの整合性を保つため、シラバス変更が生じた場合には学生に周知することとしている。また学部では「学生による「授業評価アンケート」」【4-66】において授業内容とシラバスの整合性を問い、その結果を教員が「『学生による授業評価』に関する検討会」で確認している。（p.55、基準6 p.76(2) 参照）

## < 現代教養学部 >

### (4) CAP制

学部では、適切な学修時間を確保し、単位の実質化を図るため、1年間の履修登録単位の上限を資格課程の一部授業科目を除き44単位と設定している。ただし、前年度のGPAが3.0を超える学生については、その学習意欲に応えるため44単位を超えて授業科目を履修することを認めている【4-27 第8条】。今後、さらなる単位の実質化を図るため、教育課程の見直しとともに、上限単位数の見直し、半期ごとの上限の設定、上限を超えて履修することができる特例の見直し等を検討している。

1年次学生については、大学での学びへと円滑に移行するための授業科目（「1年次演習」等）、体系的な学びの基盤となる授業科目を履修するため、自学科科目の履修を20単位までと定めている【4-27 第12条】。

#### （5）アドバイザー制度

専任教員が学生一人一人を担当し、履修計画や学習の進め方、進路について助言・指導を行う。履修登録・訂正時期のほか、オフィスアワーで日常的に学生の相談に応じている。アドバイザーは演習担当の教員である場合が多く、一人ひとりの個性を把握した上で指導にあたっている。成績不振や単位僅少の学生にも、アドバイザーと学生を支援する各事務室が連携して継続的に助言や指導を行っている【4-67】。

#### （6）主体的な学びを実現する多様な授業科目

学生が学修計画を立てる上での指針として、アクティブ・ラーニング科目、ブリッジ科目（他学科との共有科目）、キャリア科目、英語力養成科目（英語による開講の科目）、グローバル科目（国際的視野を取り入れた授業科目）といった科目の特徴をカリキュラム・マップやシラバスに記載している【1-11 p.68】。シラバスには「ディプロマ・ポリシーとの関連」の項を設け、カリキュラム・マップを参照して当該授業科目のディプロマ・ポリシーとの関連やコースナンバリングを確認しながら学修を進めることができる。（B科目についてはp.39参照）

このうちアクティブ・ラーニング科目（A科目）は総コマ数の49%を占めている。4年間の学びの軸となる各演習科目、挑戦する知性科目「PBLキャリア構築講座」【4-68】、国際社会学科「コミュニティ拠点実習（キャリア構想）」【4-39】等多岐にわたっており、実践的な学修を提供している（実践的な学びについてはp.39）。

また、演習、実験及び実習、外国語科目では、少人数での授業を実施している。特に、4年次演習は教員一名に対する学生数の平均が9名程度となっており、担当教員の指導を得ながら自分の設定したテーマに深く向き合い、取り組むことが可能となっている【4-69】（卒業論文についてはp.37参照）。

学年進行につれて、段階的に必要なスキル、能力を身につけられていることは点検評価項目3p.36に述べたとおりである。また、2019年度に実施したALCS学修行動比較調査によると、1年次の秋時点で、「自分と異なる意見や考え方を柔軟に理解する力」「情報技術（ICT）の運用力」「批判的に考える力」「学術的な文献の読解力」の成長についての肯定的な回答が、参加大学の中央値を上回っていた。これらはCP4「実践的な議論による参加型少人数教育」CP5「アクティブ・ラーニングによる初年次教育」を実現した結果であると評価できる。

#### （7）その他の学習支援体制

##### 学習コンシェルジュ

図書館では「マイライフ・マイライブラリー 学生の社会的成長を支援する滞在型図書館プログラム」の一環で、大学院学生が「学習コンシェルジュ」として学習全般やレポート作成などについて学部学生の支援を行っている【4-70】。卒業論文執筆のアドバイスを

する際には、指導教員に相談内容を報告するなど、学内で一貫した指導ができるよう連携している。

#### 教育・学修支援センター（CTL）

本館のCTL学修スペースには、モニター、電源、ホワイトボードなどを用意しており、学生がグループでの授業外学修スペースとして使用している。また、学生向けのワークショップやICT研修を実施している【4-71】

#### （8）授業評価アンケート

基準 4 p.55 及び基準 6 p.76(2) に記載の通り

#### < 大学院研究科 >

#### （9）学生への研究支援体制

研究科の学生には、課程および専攻・研究分野ごとに院生室が割り当てられており、学生が切磋琢磨する場となっている。また、学会参加、海外における現地調査に係る交通費、宿泊費、学会参加費、論文投稿費を給付する「東京女子大学研究奨学金」を設け、学生の研究活動を促している【4-72】。

研究科博士前期課程では、入学年度に『修士論文作成の手引』【4-59】を配付し、授業科目の履修、修士論文提出までのスケジュール、研究指導および研究計画、修士論文計画、論文指導演習について明示するとともに、毎年度始めに実施する専攻・研究分野、年次別にオリエンテーションで指導している。

学生に指導教員と副指導教員を定め、授業科目の選択、研究一般及び学位論文の作成について複数の教員が指導を行う体制を整えている【1-12 p.56】。指導教員は、毎年度始めに学生と当該年度の研究計画について相談した上で、研究指導計画を説明し、指導の内容、方法等を記載した「研究指導計画書」を学生に提示する。学生は、「研究指導計画書」を受け、「研究計画書」（修士論文提出年度には「修士論文計画書」）を作成する【4-73】。この年度始めの指導および「論文指導演習」等の授業の中で学生の研究の進捗を確認し、指導している。

指導教員は、他大学の研究者や大学院学生との交流や研究の最前線に触れることができるよう、学生に学外の学会や研究会への参加を促している。

また、人間科学研究科の各専攻では、夏から秋に修士論文中間報告を実施しており、学生が指導教員を含む多くの教員から知見やアドバイスを得る機会となっている。

研究科博士後期課程では、入学年度に『博士論文提出までの流れ』を配付し、博士論文提出、最終試験、学位授与までのスケジュールを明示している【4-74】。学生は、毎年度始めに指導教員に研究計画書を提出し、指導教員が作成した「研究指導計画書」に基づき研究指導の説明を受ける。学生が毎年度末に1年間の研究の成果として提出する「研究報告書」に対し、指導教員および専攻の教員1名が講評、フィードバックする複数教員指導体制をとっている【4-75】。

また、学生の研究意欲を更に高め、見識を広げるため、各種研究集会への参加を促している。

#### (10) ダブル・ディグリー・プログラム 【4-76】

人間科学研究科は、2020年に上海外国語大学（中国）の日本文化経済学院と共同学位（ダブル・ディグリー）に関する協定を締結し、2021年度入試よりダブル・ディグリー・プログラムを開始した。このプログラムでは、博士前期課程の学生が、自身の所属大学に在学したまま相手先の大学の正規課程に入学（留学）し、双方の修士課程を修了することができる。通常4年間を要するところ、3年間で東京女子大学大学院と上海外国語大学大学院の修士の学位を同時に取得が可能となる。

上海外国語大学は1949年に創立され、中国の外国語大学を代表する大学である。同大学で研鑽し、学位を取得することは、研究をさらに進展させるだけでなく、学生のキャリア形成を支える経験ともなることが期待される。

本プログラムにより留学する本学学生は、東京女子大学国際交流奨学金支給の対象となり、留学期間中は学期ごとに奨学金（220,000円）が授与される。

2022年度現在、本学に上海外国語大学日本文化経済学院の学生（2022年度入試入学者）を2名迎えている。

#### (11) 学士・修士5年プログラム

2023年度より、学部と博士前期課程を通算5年間で修了することができる「学士・修士5年プログラム」を開始する。このプログラムは、学部・大学院の協働プログラムであり、優秀な学部学生に早期に専門的な教育を行い、より高度な学位を授与することで修了後の進路に多様な選択肢を与えることを目的としている。この制度を利用することで、教育職員を目指す学生は高度な専門能力と専修免許状を大学入学から5年間で得ることができ、博士後期課程への進学を目指し研究者を志す学生は、大学院での学習・研究に早期に着手し、最短コースで博士後期課程に進むことが可能となる。

2023年度からの制度開始に伴い、2022年度は学部3年次生を対象に説明会とプログラム参加学生の募集を行い、選抜を行った【4-77】。

#### 4.1.5.成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

##### 評価の視点

成績評価及び単位認定を適切に行うための措置  
学位授与を適切に行うための措置

##### 成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

<現代教養学部>

#### (1) 成績評価と単位の設定

各授業科目の成績評価は、シラバスで学生に周知した方法で行うこととし、B評価を「要求を満たす成績」と定めてS、A、B、C、FおよびXで評価し、C以上を合格として単位を認定している【4-27 第41条】。「卒業論文」も同様に成績を評価し、単位を認定している。

学部では、大学設置基準に則り、講義、演習、実験・実習、外国語の形態ごとに単位数を学則に定めている【1-4 第11条】。単位制度の趣旨に基づき、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することが実質的に行われるよう、シラバスには各回の教室外学習の内容と時間の目安を記載している。

## (2) 成績評価基準の可視化

成績評価基準の可視化を図るため、本学における体系的な学びの基盤となるコア科目(全学共通カリキュラムの必修・選択必修科目)、1年次演習、進級条件科目、卒業研究にルーブリックを導入している【4-78】。

## (3) 成績評価の平準化、厳格化

成績評価の平準化、厳格化を推進するため、「講義科目について原則としてSとAの合計を履修者数の50%までに留める」とする「成績評価の厳格化のためのガイドライン」を設け、『成績提出要領』【4-79 p.1】の他『専任教員ハンドブック』【1-6 p.45-46】『非常勤講師ハンドブック』【4-2 p.49】『シラバス作成要領』【4-63 p.22】に記載し、授業担当者にこの成績分布の目安への準拠を求めている。授業担当者は、Webポータルシステムから成績を入力する際、必ず成績の割合を確認することになっている。

またGPA制度を設けていることから、「成績標準化対象科目」を設定し、各科目責任者(学科・専攻主任、科目運営委員長)が授業担当に対して具体的な標準化の方法を指示している。第一外国語(英語)では、プレイスメントテストの結果による習熟度別クラス編成を行っているため、クラスによる評価の差が出ないように独自のガイドラインを設け、成績判定における公平性を確保している【4-80】。

## (4) 成績評価に関する検証機能および制度

授業科目ごとの成績分布について当該学科・専攻、科目運営委員会が確認し、必要に応じて授業担当者に状況を確認し、改善を求めることにしている。さらに学部全体として教務委員会において成績評価の状況や成績評価ガイドラインの適切性について確認を行っている【4-81】。

学生は、所定期間内であれば、成績評価について授業担当者に確認を求めることができる。成績交付時に学生にその期間、手続き方法を周知している【4-82】。問い合わせは、公正を期するため担当事務局を通して行い、学生が直接授業担当者と成績評価に関わるやりとりを行うことがないように徹底している。授業担当者は学生に対し、シラバス記載の成績評価基準に基づいて自身の評価が正当であることを明快に説明する必要がある。この制度は、教員がシラバスに記載する成績評価基準や学生に公開しているルーブリックの適切性を確認する機会となっており、成績評価の客観性、厳格性を担保するための役割も果たしている。問い合わせの結果、成績評価に誤りがあった場合は、授業担当者がその訂正の裏付けとなる答案、レポート等を提示し、教務委員長の承認を得た上で教授会に報告することとしており、公正かつ厳正に行っている。

## (5) 既修得単位等の認定

転入学者、編入学者の入学前既修得単位は、一括で認定するだけでなく、自学科科目等の単位はそれぞれの学生が履修した授業科目ごとにシラバスにより授業時間数や本学の授業科目に内容が相当するかを1件ずつ確認し、適切に認定している。

## < 大学院研究科 >

### ( 1 ) 成績評価と単位の設定

研究科においても、授業形態ごとに単位数を定めている【1-5 第 14 条】。単位制度の趣旨に基づき、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することが実質的に行われるよう、シラバスには各回の教室外学習の内容と時間の目安を記載している。

### ( 2 ) 成績評価に関する検証機能および制度

学生が成績評価について確認を求める場合には、所定の期間に授業担当者に問い合わせを行うことができる制度を設け、『大学院履修便覧』に記載するとともに、成績交付時に学生にその期間、手続き方法を周知している【1-12 p.56, p.139】。問い合わせは、公正を期すため必ず担当事務局を通して行うこととしており、学生が直接授業担当者と成績評価に関わるやりとりを行うことがないようにしている。

### ( 3 ) 既修得単位等の認定

博士前期課程では、大学院学則において、他大学との単位互換及び留学により履修した授業科目の単位、入学前既修得単位について、それぞれ 15 単位を超えない範囲で認定できることを定めている。また、この規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、合わせて 20 単位を上限としている。【1-5 第 17 条、第 17 条の 2、第 17 条の 3】

## 学位授与を適切に行うための措置

### < 現代教養学部 >

卒業要件は、『履修の手引』に履修規程およびその別表（卒業に必要な最低単位数）を掲載し【1-11 p.7, p.22-25】、周知するとともに、入学時オリエンテーションや毎年度始めの専攻・年次別オリエンテーションにおいて繰り返し説明している。また、本学公式サイトにも掲載している。

本学では、4 年以上在学し、所定科目につき 130 単位以上を修得した者について、教授会において卒業判定の審議を行い、その意向を参酌して学長が卒業を認定し、学士の学位を授与している【1-4 第 16 条】【4-83 第 3 条第 1 項】。この所定科目の内、「卒業論文」「Final Presentation」「数学講究」「情報理学講究」の卒業研究を学部教育の集大成と位置づけている。「卒業論文」の場合、予め学生に提示しているルーブリックを用いて論文審査と口述試験の評価を行うことにより、その客観性、厳格性を確保している【4-84】。専攻によって、口述試験を公開で行う、主査・副査の体制をとる等によりさらに客観性、透明性を高めている。

### < 大学院研究科 >

#### 博士前期課程

修了要件は、『大学院履修便覧』に履修規程を掲載して周知するとともに【1-12 p.26】【4-85 第 2 条】、入学時オリエンテーションにおいて説明している。

学位授与については、博士前期課程に 2 年以上（「学士・修士 5 年プログラム」による履修者については、当該課程に 1 年以上）在学し、専攻科目について 30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格した者について、当該研究科会議の議を経て、学長がその意向を参酌して博士前期課程の修了を認定し、修士の

学位を授与している【1-5 第 22 条】【4-83 第 3 条第 2 項】。

「博士前期課程 修士論文審査及び最終試験における評価基準」【1-12 p.67-68】および『修士論文作成の手引』掲載の研究分野の「論文審査基準および最終試験について」【4-59 p.5】により、面接試験を含む論文審査と、修士論文を中心としてこれに関連のある科目について口頭または筆答による最終試験を行っている。審査は複数の審査委員によって行われる。また修了判定は、2 研究科合同の場で行っている。修了判定会議の前に審査委員より提出された修士論文要旨、論文の講評ならびに試験結果の要旨を 2 研究科会議の構成員全員に配付するとともに、修士論文の閲覧期間を設けている。修了判定会議では、論文審査委員主査による修士論文要旨及び論文の講評と試験結果の要旨の報告、修士論文の成績と最終試験の可否の提案を受けて審議を行っている。この修了判定に至る過程を経ることにより、適切な学位授与審議、そしてその客観性、厳格性を担保している。

「博士前期課程 修士論文審査及び最終試験における評価基準」は、本学公式サイト、『大学院履修便覧』に掲載することにより学生、教員に周知している【4-86】【4-87】。

#### 博士後期課程

博士後期課程では、その修了要件を「博士後期課程に 3 年以上在学し、人間科学研究科においては所定の専攻科目について 16 単位以上を、理学研究科においては所定の専攻科目について 12 単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者」と定め、要件を満たした者について当該研究科博士後期課程会議の議を経て、学長がその意向を参酌して博士後期課程の修了を認定し、博士の学位を授与している【1-5 第 23 条】【4-83 第 3 条第 3 項】。

博士論文は、それを提出するための要件として、人間科学研究科では博士論文計画書の審査に合格し、学会雑誌への論文掲載等の中間報告提出条件を満たした上で予備審査委員会による中間報告審査に合格しなければならないと定めている。理学研究科も博士論文提出資格を定めている【4-85 第 32 条】【1-12 p.140-141】。提出された博士論文の審査は、「博士後期課程 博士論文審査及び最終試験における評価基準」に依り、当該研究科会議が定める複数の審査委員が行う。審査委員会は、他の大学院又は研究所等の教員等を 1 名以上含む 4 名以上で構成する。また、最終試験は、博士論文の内容、これに関連ある専攻分野の科目及び 2 外国語について、口頭または筆答により行い、公開している。学位授与の審議は、2 研究科会議合同の場で行っている。審議の際は、論文審査委員主査による申請者の経歴・業績、博士論文要旨及び論文概要、最終試験概要の説明、可否の提案を受けて当該研究科会議構成員の投票により議決している。

これらの過程を経ることにより、学位授与審議および修了認定を適切に行うとともに、その、客観性、厳格性を担保している。

この手続きや基準については、本学公式サイトおよび『大学院履修便覧』に掲載することにより、学生、教員に周知している【4-88】【4-89】。

この他、課程によらない者の博士の学位の授与の制度を設けており【1-5 第 25 条】、規程に基づき審議を適切に行っている。

以上のことから、本学では成績評価、単位認定、卒業・修了判定、学位授与を適切に行っていると言える。

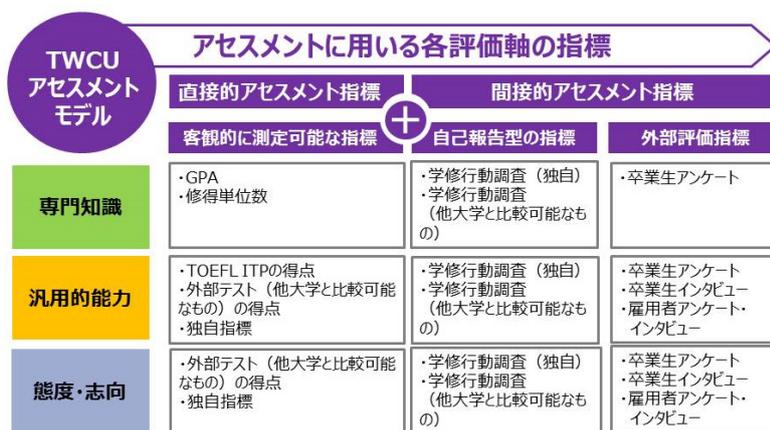
#### 4.1.6.学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点  
 各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあつては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。）  
 学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発  
 学習成果の測定方法例 ・アセスメント・テスト・ループリックを活用した測定・  
 学習成果の測定を目的とした学生調査・卒業生、就職先への意見聴取  
 学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

基準2「内部質保証」に記載したとおり、本学では「方針・手続き」及び「内部質保証体系図」を定め、全学内部質保証推進組織である自己点検・評価委員会を中心に内部質保証に取り組んでいる。その一環として、AP事業「リベラル・アーツ教育のアセスメント・モデル構築による学修成果の向上と可視化」を引き継ぎ、以下のとおり学修成果の可視化に努めている（実施体制については基準2 p.11-14 参照）。東京女子大学の教育の成果を、在学生、卒業生、社会（企業）などから多面的に検証し、その結果を可視化すること、ひいては教育内容の向上、質保証を実現することを目標としている。また、内部質保証体制の中でアセスメント・モデルを運用するにあたっては、アセスメント結果を大学全体の教育改革にも役立っている。

各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

アセスメント・ポリシー【2-11 p.9】に基づいて、学修成果を直接指標と間接指標の双方により多角的に可視化・分析を行っている。また、本学では可視化する学修成果を、下図のアセスメント・モデルに示すとおり、リベラル・アーツ教育が重視する3つの領域、専門知識、汎用的能力、態度・志向に分類している。



【東京女子大学アセスメント・モデル 2-11 p.10】

上記アセスメント・モデルを基に、本学のディプロマ・ポリシーと各指標の対応をまとめたものが「アセスメント・プラン」【2-11 p.11】である。

毎年、AP 小委員会がアセスメント・モデルとアセスメント・プランに基づいて実施計画を作成し、自己点検・評価委員会の承認を得ている。実施計画に基づき、自己点検・評価委

員会を中心に、AP 小委員会、IR 専門委員会と連携して学修成果の可視化を行っている。【2-20 議題 2】【4-90】

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10				
現代教養学部【18 課程】ディプロマ・ポリシー		TOEFL ITP	2・3・4 年次アンケート(学修行動調査、本学独自)	4 年次アンケート(学修行動調査、本学独自)	PROG テスト	卒業生調査	雇用者調査	態度・志向調査(本学独自)	ALCS 学修行動比較調査(教学比較 IR コモンズ)	授業評価アンケート	GPA		成績分布	単位修得状況	
アセスメントの階層	大学の教育活動レベル														
	教育プログラム(学部・学科等の教育活動)レベル														
	個別の授業レベル														
DP1	知識・理解		○	○		○	○		○	○	○				
DP2	知識・理解		○	○		○			○	○	○				
DP3	汎用的技能		○	○	○	○	○	○	○	○	○				
DP4	汎用的技能	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
DP5	態度・志向性		○	○	○	○	○	○	○	○	○				
DP6	態度・志向性		○	○	○	○	○	○	○	○	○				

【東京女子大学アセスメント・プラン 2-11 p.11】

学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

上述のアセスメント・モデルに示すとおり、学修成果を多角的に測定するため、客観的な測定が可能な直接指標と、対象者の主観により測定する間接指標の両方を用いている。間接指標については、学生が主観に基づき評価を行う自己報告型の指標と、卒業生や卒業生を雇用する企業による外部評価型の指標の 2 種類がある。

また、内部質保証体制の中で学修成果の可視化を継続的に実施していくために、AP 小委員会では回答者や担当部署の負担等を考慮しながら、調査内容や実施頻度等を随時見直し改善に努めている。

#### < 現代教養学部 >

(1) 学修成果を評価するための主な指標は以下のとおり

英語外部検定試験(TOEFL ITP・TOEIC IP)

2014 年度から TOEFL ITP を導入し、入学時と 2 年次 12 月(国際英語学科は 3 年次 4 月)に学生全員が受験し、2 年間の学修成果を確認している。2020 年度入学者からは TOEIC IP に変更され、1 年次 12 月を加え 3 回受験している。

IR 専門委員会で専攻ごと、入試選抜ごとの分析を行い、自己点検・評価委員会に報告している【4-91】。2020 年度には、分析結果を教授会でも共有したほか、各専攻に結果をフィードバックし、教育・学生指導に役立てた【4-92】。

「2・3・4 年次対象 教育・学生生活に関するアンケート調査」

「4 年次対象 教育・学生生活に関するアンケート調査」

卒業研究を終える時期にあたる 12 月から 1 月にかけて「4 年次アンケート」と、4 月に前年度の学びを振り返る「2・3・4 年次アンケート」を実施している。2008 年度より学科・専攻の協力を得て実施しており、毎年いずれの調査も 70%以上の回答率を維持している。本学の教育理念・目的およびディプロマ・ポリシーに照らした学修成果や、授業外学修時間等に

ついて調査している【2-17】【2-18】。

毎年度 IR 専門委員会において設問項目の検討を行い、自己点検・評価委員会の承認を得て実施している。分析結果は毎年公式サイトへ掲載している【2-5】。

#### PROG テスト

社会で生かすことのできる汎用的な「能力」「態度」「志向」を測定する外部検定試験で、2015 年度から 2019 年に入学した学生を対象に実施している【4-93】。1 年次、3 年次に試験を実施し、スコアの伸びを確認している。さらに、4 年間を通しての学修成果を測定するため、2018 年度からは卒業研究を終えた 4 年次（200 名を選抜）にも試験を実施している。

学生には結果報告書を配布するほか、説明会により結果のフィードバックをしている【4-94】。

#### 卒業生調査

複数の学年の卒業生を対象に、本学での学修を通して身についた力、身につけなかった力、卒業後の就業状況等について調査している【4-95】。結果については、キャリア・センターと共有し、キャリア支援の充実に役立てている。

2019 年度卒業生調査では、本学での学修の経験と大学生生活の満足度の相関について分析等を行った【1-19】【2-27 議題 2(1)】。結果を F D 研修で共有した【4-96】。

#### 企業調査

本学卒業生の就職先を対象に、本学の教育成果や、企業が期待する能力等を把握することを目的として、2020 年度より実施している【2-27 議題 3(2)】【4-97】。

2020 年度卒業生調査と 2020 年度企業調査を比較し分析等を行った【4-98】。その結果、卒業生の自己評価よりも企業側からの本学の学生の印象のほうが高い評価を得ていることが伺えた。結果については F D 研修で共有した【2-21】。

#### 態度・志向 Web 調査

AP 事業の一環として本学が独自に開発し【4-99】、2017 年度より毎年 1 年次および 3 年次学生に実施している【4-100】。グランドビジョン育成する人物像に掲げる、「グローバルな態度・志向」（多文化共生社会への理解、国際的視野）、「学び続ける力」（生涯にわたって主体的に学び続けキャリアを構築する力）、「高い倫理性や強い責任感」といった態度・志向を直接指標で測定している。質問項目が多く回答に時間がかかるため、回答者および分析者の負担が大きい同調査について質問項目を精査するなど、AP 小委員会においては指標の見直しにも計画的に取り組んでいる。

#### ALCS 学修行動比較調査

2015 年度より教学比較 IR コモンズ【4-101】の実施する ALCS 学修行動比較調査に参加し、毎年度 1・3 年次を対象に実施している【4-102】。

2021 年度には、2019 年度 1 年次の回答と 2021 年度 3 年次の回答を比較し、学年進行に伴う学修に対する自己評価について検証したところ、「成長」の各項目にスコアの伸びがみられた。また、他大学の平均と比較すると、1 年次では半数以上の項目で中央値より低い位置にあるが、3 年次ではほとんどの項目で中央値より高い位置に移動しており、学修を通して成長実感を得られていることが伺えた。

また、2020 年度には、コロナ禍による遠隔授業への移行等の環境変化が学修成果にどのように影響を及ぼしているかを分析した。コロナ禍においても遠隔授業で対応した部分に

については、学生からある程度の評価を得られており、満足度が向上している項目も見られた。ただし、大学生活についての判断基準を持たない1年次学生は、3年次学生に比して満足度が低い結果となった。

検証結果は、教育改善に資するとしてFD研修により自己点検・評価委員から全教員へ共有した【2-21】

#### 授業評価アンケート

全学的規模で年2回実施している【4-66】。学科・専攻、科目運営委員会単位で「『学生による授業評価』に関する検討会」を実施し授業における成功事例や課題を共有するとともに改善方策を検討し、報告書を作成している。作成した報告書は本学公式サイトにて公開している【4-103】。

#### GPA

2015年度、GPAを指標とするため、成績評価の平準化のためガイドラインを導入した【1-6 p.45-46】【4-2 p.49】。2016年度からはルーブリック評価を運用している。1年次の必修科目の一部、4年次への進級条件科目及び卒業研究（卒業論文、Final Presentation、数学講究、情報理学講究）についてシラバスの成績評価基準を補完するものとしてルーブリックを学生に公開している【4-78】。ルーブリックは教務委員会を中心に作成を行い、授業科目の到達目標と対応させて、専門知識、汎用的能力、態度・志向に関する項目を評価の観点に盛り込んでいる。

運用にあたっては、毎年12月に教務委員長によるシラバスと成績評価に関するFD研修を実施し、全専任教員で共有している。【4-65】

英語外部検定試験のスコアと同様、IR専門委員会において入試選抜ごとに分析し、自己点検・評価委員会に報告している【4-91】。

(2)その他、アセスメント・プランに定める指標以外に行っているものは以下のとおり。

#### 学生インタビュー

2018年度学科再編により新設された国際英語学科国際英語専攻、国際社会学科コミュニティ構想専攻の学生にインタビューを行った。カリキュラムの特徴である「スタディ・アブロード・プログラム」や実践的な学びについて尋ね学修成果を確認した。また、学生がカリキュラム全体を俯瞰して捉え自律的に学んでいる様子を確認することができた【4-38】【4-104】。

加えて、2018年度教育課程改正の際に新設された公認心理師資格課程について、課程を履修した心理学専攻の学生に対しインタビューを行い、公認心理師課程や専攻での学びについて尋ね、学修成果を確認した【4-105】。

インタビュー内容については当該学科専攻にフィードバックしたほか、自己点検・評価委員会でも報告を行った【2-13 報告4】【4-106】。インタビュー記録は18専門委員会の自己点検・評価委員会でも根拠資料として活用されている。

#### 正課外活動（タイ・ワークキャンプ）の成果確認

「タイ・ワークキャンプ」（基準9 p.105 参照）は、教員が学生を引率して行う正課外活動の一つで、建学の精神「キリスト教の精神をもって、人格形成の基礎とする」こと、「SS（犠牲と奉仕）精神」を体現するプログラムとなっている。IR専門委員会では過去の活動報告書

から内容分析を行い、参加学生が本学の標榜する「SS（犠牲と奉仕）精神」を実践し、再認識したことを確認した。また、国際的な視野を持ち社会に貢献したいという意欲を高めて帰国した者も見られた【4-107】。

#### 英語学習に関するアンケート

2年次の第一外国語必修科目履修者を対象として英語の学修成果を調査している【4-108】。上述の英語外部検定試験（TOEFL ITP・TOEIC IP）やGPAと結び付けての分析のため、記名式でアンケートを実施している。自己点検委員会から将来計画推進委員会への「18 提言」には、2019年度に実施したこのアンケート結果も反映されている。

#### 国際英語学科海外研修（スタディ・アブロード）に関する調査

スタディ・アブロード・プログラム（基準4 p.39(4) 参照）の成果や留学前後の学習行動について調査を行った【4-109】【2-27 議題3(4)】。英語学習に関するアンケート同様、記名式のアンケートにより実施した。

2020年度に、2018年度国際英語専攻入学者（本学で初めてスタディ・アブロードに参加した学生）を対象に実施したところ、スタディ・アブロード全体の満足度について、95.2%の学生が「やや満足している」「とても満足している」と回答しており、スタディ・アブロードの満足度は非常に高いことがわかった。また、自身の英語の四技能（読む・書く・話す・聞く）が留学を終えてどの程度向上したと感じるか尋ねる設問では、リーディング82.1%、ライティング81.1%、スピーキング98.1%、リスニング100.0%の学生が「やや向上した」「大きく向上した」と回答しており、スタディ・アブロードが英語力向上に役立ったことが確認された【4-110】。

#### < 大学院研究科 >

大学院では両研究科ともに、学位授与審査における最終試験において学修成果を確認している（p.50-51 参照）。また、学修成果の確認、教育・研究の改善を目的として、大学院教務委員会では履修者数が2名以上の授業科目を対象に年2回授業評価アンケートを実施、また修了予定者を対象とした『大学院修了予定者アンケート』を実施している。アンケートの結果は大学院委員会に報告している【4-111】。

#### 学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

前述の各種アセスメントの分析結果は、IR専門委員会及びAP小委員会から自己点検・評価委員会へ報告され集約されている。そのうち、全学的な改革や進行中の計画に関わる内容については、自己点検・評価委員会から将来計画推進委員会、大学評議会等へ報告を行っている【4-112】【2-30】。

以上のとおり、「方針・手続き」に従い、多様な指標、手法を用い学修成果の把握を適切に行っている。分析により得られた情報は、自己点検・評価委員会を通して、内部質保証体系図に示す通り適宜学内に共有している。教育改善に資する、あるいは現在進行している改革に関連する内容については自己点検・評価委員会から学内に適宜報告、提言を行っており、具体的な教育改善に結びついていると評価できる。

4.1.7.教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。  
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価  
点検・評価結果に基づく改善・向上

ディプロマ・ポリシーに基づき、IR専門委員会、AP小委員会を中心に、毎年のアセスメント・プランに基づいて学修成果の確認を行っている（4.1.6.参照）。結果は自己点検・評価委員会を通して学内に共有し、教育内容や方法の改善に役立てている。授業内容、方法の点検・評価に向けては、FD委員会の下「学生による『授業評価アンケート』」を実施している（p.55 参照）。これに加え、教育課程の完成年度、学部や研究科の再編時等に検証を行うこととし、自己点検・評価委員会の下に設置した専門委員会、または、教務委員会、大学院教務委員会で検証を行う。検証結果は、内部質保証推進組織である自己点検・評価委員会に報告され、全学的な見地から適切性の確認を行う。改善を要する事項については、自己点検・評価委員会から将来計画推進委員会へ提言され、改善に向け具体的な計画が策定される（基準2p.12掲載「内部質保証体系図」参照）。2021年度は全学的な自己点検・評価の一環として、教育内容について各教務委員会で点検評価を行った【4-47】。

具体的な改善事例としては、18提言に基づく英語センターの設置が挙げられる。2019年度に、自己点検・評価委員会のもとに専門委員会を設け、英語教育に関する自己点検・評価を実施した。これは、全学生が自由に参加できる英語学習やキャリア形成のための啓発活動を行う「キャリア・イングリッシュ・アイランド」と、正規教育課程において選抜した学生を対象とする「キャリア・イングリッシュ課程」について点検し、活動状況や学修成果などを確認したものである【4-113】。2018年度の学科専攻再編、教育課程改正により国際英語学科のスタディ・アブロード・プログラムが開始されたことを受けては、留学とキャリア・イングリッシュ課程修了を両立する履修条件等について確認し、点検評価した。同報告書は、「全学的な観点から英語教育全体の教育内容や方法、組織体を考える材料として」、18課程専門委員会に引き継がれている【2-33 議題1(2)】【4-113 p.14】ほかにも、18課程振り返りに役立てるため、スタディ・アブロード・プログラムに関する調査や学生へのインタビューを実施しており（p.55(2) 学生インタビュー、「国際英語学科海外研修（スタディ・アブロード）に関する調査」参照）プログラムの成果や留学前後の学習行動について確認を行っている。調査結果は学内の関係部局、学長、学部長に報告している。こうした一連の検証結果を集約し、活用することで、18専門委員会ではエビデンスに基づいた自己点検・評価を実施することができ、規定のプロセスを経て、英語センターの設置決定に至った【2-29】（基準3p.24参照）。

また、自己点検・評価委員会では、提言を行った後も、教学改革の必要性を裏付ける分析結果について大学評議会に報告を行っており、全学的な連携のもと、教育成果の測定結果を活用して教学改革の実行にあたっていると云える（基準2p.16参照）。

大学院では、大学院教務委員会を中心に2019年度に自己点検・評価を実施した。点検・評価の結果、ダブル・ディグリー制度導入、学士・修士5年プログラムの検討等を方策と

して挙げ自己点検・評価委員会に報告している。2019年度は中期計画策定の年にあたり、将来計画推進委員会で承認の上、これらの方策を中期計画に盛り込んでいる【2-33 議題2】。そのうち、ダブル・ディグリー制度については2022年度から実施し（学生選抜は2021年度）、学士・修士5年プログラムは2023年度からの実施が決定している（プログラムの学生選抜は2022年度後期に実施している）。

#### 4.2.長所・特色

##### （1）卒業研究を集大成と位置付ける4年間のカリキュラム

「専門性をもつ教養人」を育成するために、全学科で必修としている卒業研究（卒業論文、Final Presentation 及び講究）を集大成として位置づけ、教育内容（カリキュラムの体系的・順次性、基礎を幅広く厚く学ぶ）、方法（演習科目を軸としたカリキュラム・少人数教育）の両面から、卒業研究に取り組むにあたり必要となる専門性と幅広い視野、知識と、それらを総合する能力・スキルを4年次までに身につけさせるカリキュラムは、現代教養学部の特徴として評価できる。「専門性をもつ教養人」育成を企図したカリキュラムが有効に機能していることは、卒業研究の合格率の高さや、卒業研究を終えた4年次学生を対象としたアンケート調査結果、卒業生調査結果等から確認できる。

##### ・専門分野を体系的に学ぶことのできるカリキュラム

学科科目においては、順次性・体系性を重視し、特に基礎となる「入門」、「基盤（基礎）講義」、「基盤（基礎）演習」にあたる科目を必修として課している。学びの基礎となる授業科目では、学科共通科目として他専攻の分野を含めるなど、知識を幅広く学ぶ構成としている。基礎を厚く学ぶことにより身につけた知識、方法論は、専門分野を選択し、自身の学びを深める際にも役立てることができる。

##### ・演習科目を軸に学ぶ4年間

ゼミ形式の演習科目を軸として4年間のカリキュラムを編成しており、アクティブ・ラーニング、少人数教育により、論理的思考力、主体的な課題探求力、問題解決力を身につけることができる。学年を追うごとに必要な能力・スキルを身につけていることは、在学生を対象としたアンケート結果から確認することができる（4.1.6 参照）。

##### （2）学修成果の可視化

AP 事業により、定義の難しいリベラル・アーツ教育の成果の可視化に向けたアセスメント・モデルを構築している。AP 小委員会は、自己点検・評価委員会のもとで毎年のアセスメント・プランを作成し、計画的にアセスメントを実施している。指標の見直しや設問内容の改善などにも取り組み、恒常的にアセスメント・モデルの改善・強化に努めている。また、教育改善に資する分析結果については、自己点検・評価委員会やFD研修等で定期的に報告を行い、学内で情報共有を行っている。基準2にも記載するように、本学の内部質保証体制を支える重要な仕組みとして有効に機能しており、評価できる。

#### 4.3.問題点

AP事業により構築したアセスメント・モデルは教学マネジメントのツールとして機能しているものの、可視化した学修成果について学生への個別のフィードバックに至っていない。教育研究支援部の若手職員を中心としたワーキンググループを設置し、23年度から

の学修ポートフォリオ導入に向けて検討を行っているところである。

アセスメント・プランに挙げる指標のうち、ディプロマ・ポリシーに定める6項目を網羅しているのは、全て間接指標（各アンケート調査、態度・志向調査、ALCS学修行動比較調査、授業評価アンケート）となっている。AP小委員会を中心に新たな客観的 direct 指標の導入を検討しているが、どのようにして本学のポリシーに合致する指標を選定していくのかが課題となっている。

#### 4.4.全体のまとめ

キリスト教に基づくリベラル・アーツ教育により、「専門性をもつ教養人」として人類・社会の問題解決に貢献し得る女性を育てるため、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を定め、大学公式サイト等に掲載し公表している。

教育課程の編成・実施方針に則して、順次的・体系的に専門分野を学びながら、他学科他専攻科目や学全共通カリキュラム、副専攻等その他の教育プログラムにわたって、領域を越え幅広い視野や識見を養うことができる。また、総合教養科目「女性の生きる力」「女性のウェルネス」といった女性学・ジェンダー的視点に立った科目群を置き、女性の自己確立やキャリア構築を支援している。

4年間を通してゼミ形式の演習科目を配置し、参加型少人数教育により主体的な学びの姿勢を養う。4年次には専門性と教養、知識や方法論を総合して取り組む卒業研究(卒業論文、Final Presentation 及び講究)を必修として全学生に課している。

卒業論文の判定にはルーブリックを用い、学位授与にあたっては規定の評価基準・手続きに基づき客観性、厳格性をもって学位授与を行っている。

学位授与方針に示した学修成果の修得状況については「東京女子大学アセスメント・プラン」に基づき毎年の実施計画を策定し、多様な指標を組み合わせて測定を行っている。東京女子大学の内部質保証体制の一環として、IR 専門委員会及び AP 小委員会が各指標の実施、分析を担当し、自己点検・評価委員会が学修成果を評価し、学内への情報共有を行っている。

大学院に関しては、研究科ごとに教育理念・目的を掲げ、専攻ごとに定めたディプロマ・ポリシー（学位授与方針）及び研究科ごとのカリキュラム・ポリシーを『大学院便覧』で学生に周知するとともに、大学公式サイト等で広く情報を公表している。

教育課程においては、自らの専門分野に関する方法論と専門知識を身につけ、さらに学際的視点からの研究を可能にするため、各研究科においてコースワークとリサーチワークを適切に組み合わせ、体系性および順次性に配慮して編成している。

学位授与を適切に行うための措置として、博士前期課程、後期課程ともに論文審査及び最終試験における評価基準を定め、ディプロマ・ポリシーで掲げた能力を身につけることができたか評価するために、複数の評価者による論文審査および最終試験を実施している。博士後期課程では提出された論文の審査は外部審査委員を含めた複数の評価者による審査と公開の最終試験を実施している。このような審査及び判定会議などの過程を経ることで、その客観性、厳格性を担保し、学位授与を適切に行っている。

学修成果の確認として、学位授与審査における最終試験のほかにも、大学院教務委員会が年2回の授業評価アンケートや修了予定者アンケートを実施し、その結果を大学院委員会に報告している。

## 第 章 学生の受け入れ

### 5.1.現状説明

#### 5.1.1.学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点

- 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表
- 下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定
  - ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
  - ・入学希望者に求める水準等の判定方法

学部、大学院研究科共、学則【1-4】第1条に定める教育理念・目的に基づき、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏まえたアドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）を適切に定めている。アドミッション・ポリシーは、本学Webサイトにディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーと共に公表しており、受験生サイトからも閲覧しやすいようにしている他、『大学案内』及び各入学試験要項などでも公表している【1-10】【1-20 p.106-107】【1-21 p.5,19,29,31】【5-1】【5-2】【5-3】【5-4】。

<現代教養学部>

学部のアドミッション・ポリシーは、以下の通りである。

東京女子大学では、その教育理念、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）及びカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）のもと、自ら考え行動しようとする学習意欲の高い女性を求めています。  
多様な経歴・目的意識をもった女性に広く門戸を開いています。

学科のアドミッション・ポリシーは、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、各学科の学びに即し、入学前の学習歴、学力水準、入学希望者に求める水準等（「知識・技能」、「思考力・理解力・表現力」及び「目的意識・意欲」）について、具体的に明示している。

上述の「アドミッション・ポリシー」に基づき、入試ごとの「趣旨・特色」及び「選考方法と学力の三要素との関係」を入学試験要項等で示し【5-5 p.9(一例)】【5-6 p.3-4】、入学者に求める水準等の判定方法も明確化している。

<大学院研究科>

博士前期課程と博士後期課程それぞれに、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏まえてアドミッション・ポリシーを定めている。それぞれの課程に文科系（人間科学研究科）と理学系（理学研究科）の二研究科を置いている【1-21 p.1 大学院の構成】。まず二研究科三専攻全体に適用される前言を置き、そのもとに各専攻のアドミッション・ポリシーを個別に記述している。このようにして、課程を構成する三つの専攻のポリシーや、入学希望者に求める学習歴、学力水準、学力判定方法を「知識・技能」、「思考力・理解力・表現力」及び「目的意識・意欲」を踏まえ、明瞭に示している【5-1】【5-2】【5-3】【5-4】。

5.1.2.学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点

- 学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定
- 授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供
- 入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備
- 公正な入学者選抜の実施
- 入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

○学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

<現代教養学部>

従来から「大学入学者選抜実施要項」に従い策定した各種入学試験要項【5-5】【5-6】に基づき、入学試験を実施している。加えて、2018年以降は「平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る告知について(平成29年7月13日文科科学省通知)」に基づき、2021年度入試より全ての入学試験を見直し、アドミッション・ポリシーに基づいて学力の三要素を多面的・総合的に評価する設定に改めた。また、あわせて入試名称、入試科目、入試日程、推薦入試選考方法(英語外部検定試験受験の出願条件化等)入学前教育等の見直しを行った。入試制度検討委員会(関連:基準2p.15)の諮問のうえ策定した原案について、入試委員会で協議を行い、2019年12月の教授会の議を経て、新たな入学者選抜制度を決定した。2022年度入試として実施した入試は次ページの通り(表中で黒丸( )は2021年度入試より新設したことを示す)。

アドミッション・ポリシー【1-10】に掲げる「多様な経歴・目的意識をもった女性に門戸を開く」という内容に基づき、従前より全学科・専攻で社会人、帰国生、外国人留学生、編入学等の学生を受け入れている。

2021年度入試より、本学の学びの理念であるリベラル・アーツ教育において重要となる文理横断的な知識を修得した志願者を対象とする入試を、一般選抜において2種類新設( )した。

加えて、国際英語学科のアドミッション・ポリシーに掲げる「英語の基礎的運用能力と自分の考えを英語で表現する力」を測定するための入試( )も、一般選抜において新設した。本入試は、東京外国語大学とブリティッシュ・カウンシルが日本の大学入試として協働開発したBCT-Sを英語スピーキングテストとして利用している。

に関しては、全ての教科・科目で記述式問題を課すなど、思考力・判断力・表現力を重視した出題としている他、 については、基準を満たした英語外部検定試験の成績提出を出願条件とし( は一部専攻のみ)一部の入学試験では得点化するなど、英語4技能の評価導入に取り組んでいる。

2022 年度入学者選抜	
入試区分	入試方式
一般選抜	一般選抜（個別学力試験型）
	一般選抜（英語外部検定試験利用型）
	一般選抜（大学入学共通テスト3教科型）
	一般選抜（大学入学共通テスト5科目型）
	一般選抜（英語 Speaking Test 利用型）〔国際英語専攻で実施〕
	一般選抜3月期（専攻特色型）
	一般選抜3月期（国公立併願型）
総合型選抜	知のかけはし入学試験
学校推薦型選抜	学校推薦型選抜（指定校制）（高大連携型）
その他の選抜	社会人入学試験
	帰国生入学試験
	外国人留学生入学試験
	外国人留学生対象 日本語学校指定校制推薦入学
	編入学・学士入学試験

#### < 大学院研究科 >

博士前期課程、博士後期課程とも、アドミッション・ポリシーに基づき各研究科・専攻・分野において募集方法、選抜方法を適切に定め、学生募集要項として公表し、実施している。2022年度入試として、以下8種類の入試を実施した【1-21 p.36】。

#### 博士前期課程

学内推薦 一般入学試験9月期 一般入学試験1月期

社会人対象入学試験（人間科学研究科のみ） 外国人留学生入学試験

ダブル・ディグリー・プログラム（東京女子大学大学院人間科学研究科と上海外国語大学日本文化経済学院との共同学位プログラムに基づく外国人留学生入学試験）（新設）

#### 博士後期課程

一般選抜入学試験 社会人特別選抜入学試験

学部と同様、一般、社会人、学内推薦、外国人留学生対象等、多様な背景を持つ受験生を対象とした入学試験を設定している。2021年度入試より、ダブル・ディグリー協定を締結した海外大学の学生を対象とした入試（ ）を新設した【5-7】。

#### ○授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

授業その他の費用に関しては、本学 Web サイトの他、『大学案内』、『大学院案内』、各入学試験要項にて公開している【1-20 p.108】【1-21 p.38】【5-8】。

奨学金制度に関する情報提供も、本学 Web サイトの他、『大学案内』、『大学院案内』、各入学試験要項にて行っている。また、被災地からの入学者に対する減免措置、高等教育の就学支援新制度についても大学の Web サイトにて情報を提供している【1-20 p.109】【1-21 p.37】【5-9】。

○入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

<現代教養学部>

アドミッション・ポリシーに基づき、公正かつ適切に学部の学生募集及び入学者選抜を行うことを目的として、学長を委員長と定めた入試委員会を設置している。審議事項は「入試委員会規程」に定めている【5-10】。

各入学試験の実施・運営のために、入試委員会の下に、入試運営委員会、特別入試運営委員会、3月期入試運営委員会及び英語 Speaking Test 利用型入試運営委員会を設置している【5-10 第5条】。

特に、一般選抜（個別学力試験型・英語外部検定試験利用型）に関しては、入試運営委員会が実施・運営の責任を持ち、出題・採点、入試準備、当日の運営進行に関する担当者を定め、全学的な体制で入試を実施している。出題・採点に関しては入試ミスなどを防ぎ、入学者選抜の信頼性を担保するため、マニュアルを作成して作業工程の明確化を図り、業務のチェック体制を確立している。

入学試験実施後（大学入学共通テスト利用型入試は、成績受領後）それぞれの専攻が作成した合否判定案を基として入試委員会で合否判定案を策定し、教授会の議を経て、学長が合格者を決定する【5-11 第4条】。

総合型選抜である知のかけはし入学試験に関しては、入試趣旨に沿った入学者を選抜する観点から、入試実施・運営および出題・採点の一部を担う知のかけはし入試運営委員全員と、入試委員長（学長）、入試副委員長（学部長）、全専攻主任からなる拡大知のかけはし入試委員会で合否判定案を策定し、教授会の議を経て、合格者を決定する。

<大学院研究科>

アドミッション・ポリシーに基づき、公正かつ適切に大学院の学生募集及び入学者選抜を行うことを目的として、大学院入試委員会を設置している【5-12】。「大学院入試委員会規程」において、審議事項を定め、適切に運営している。合否判定は、各分野の原案を基に、大学院合同研究科会議の場において行い、審議し決定する。

○公正な入学者選抜の実施

・オンラインによる入学者選抜を行う場合における公正な実施

公正な入学者選抜を実施するために、学部、大学院研究科共、入試当日に入試本部を設置する他、重大な事案発生の際は、入試委員長（学長）が緊急対策会議を招集し、問題の解決にあたることとしている。

試験監督には「監督要領」を配付し、当日の説明内容、答案配付・回収方法、不正行為の防止、不測の事態の対応など、試験監督ごとに対応が異なることがないよう努めている。全学的な体制で実施する一般選抜（個別学力試験型・英語外部検定試験利用型）については、入試日直前に監督者説明会を開催し、監督要領の内容の周知に努めている。

学部・大学院研究科共、全ての入試において出題、採点、面接を複数名の教員が担当する。合否判定に際しては個人が特定できる情報を除いた成績順のリストを用い、総点を基に判定を行うなど、公正な判定を行っている。一般選抜（個別学力試験型・英語外部検定試験利

用型)の出題に関しては、作題から入試問題集作成に至るまでの過程をマニュアル化している。また、校正作業時、入試直前、入試実施中に、出題の適切性について内部で確認する仕組みを整えている。入試ミス防止のため、入試の実施直後に外部機関による点検を受けている。

一般選抜(個別学力試験型・英語外部検定試験利用型)、一般選抜3月期(専攻特色型)については試験問題、解答、解説または出題の意図を入学試験問題集としてまとめ、公表している【5-13】。一般選抜については、所定の時期に申請した受験者に対し、成績を開示している【5-5 p.70】。

大学院研究科に関しても、学部の体制に準じて試験運営・入試判定を行っている。

#### ○入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

学部・大学院研究科共、「障がい等のある方への受験上の配慮」について、大学のWebサイト及び各入学試験要項にて受験希望者に告知している。配慮が必要な受験生には、試験時間の延長、別室の設置など適切に対応している【5-5 p.32】【5-6 p.7】【5-14】。

#### < COVID-19 関連 >

#### オンラインによる入学者選抜を行う場合における公正な実施・公平な受験機会の確保

2021年度入試については、「高等学校等の臨時休業の実施等に配慮した令和3年度大学入学者選抜における総合型選抜及び学校推薦型選抜の実施について(令和2年5月14日付文部科学省通知)」で示された文部科学省の指示に従い、選考方法や出願書類等を変更した。新型コロナウイルス感染症に関する本学入学試験での対応は以下の通りである。2020年6月より逐次大学のWebサイトにて公表した。2022年度および2023年度入試については、総合型選抜は対面に戻したが、その他の入試は2021年度入試に準じて対応した【5-15】。

(1)従来は対面で実施していた学校推薦型選抜、総合型選抜、その他の選抜、大学院入試(9月期除く)を全てオンライン選考に切り替えた。小論文、学力試験等は事前課題の郵送またはメール等での提出、もしくは面接での口頭試問等で代えることとした。面接はZoomによる個人面接とした。事前課題に関する質問、および志望専攻の専門分野に関する知識の確認を行うことで、本人が取り組んだかどうかを見極めるため、面接時間を長めに設定した。

(2)オンラインで実施した入学試験においては、公平性を担保するために次の措置を取った。本学が指定する環境での受験が困難な場合は、本学に来学して受験することも可とした。公平性を期すため、パソコン等は本学が準備した上で、オンラインで面接を実施した。不正行為等を防止する観点から、「オンライン選考に関する同意書」を出願書類に加えた。事前課題の作成、書類審査、面接についても複数名で行うことを徹底した。

本学が独自に実施する一般選抜、および大学院一般入学試験(9月期)については対面での実施とし、「令和3年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン(令和2年6月19日文部科学省「大学入学者選抜方法の改善に関する協議」決定)」に従って適切に対応した。個別学力試験のある入試については追試験の設定、もしくは追加の受験料を徴収せずに、別日程での受験への振替のいずれかを講じた。

5.1.3.適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点

○入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

<現代教養学部>

学科ごとに入学定員および収容定員を定め、東京女子大学学則に明記している【1-4 第5条】。入試委員会は、入学定員に対する入学者数比率、収容定員に対する在籍学生数比率の予測に基づき合格者判定原案を作成することにより、入学定員、収容定員の適正管理に努めている。

過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は、国際英語学科1.01、人文学科1.07、国際社会学科1.10、心理・コミュニケーション学科1.02、数理科学科1.12、現代教養学部全体で1.06、2022年度の収容定員に対する在籍学生数比率は、国際英語学科1.01、人文学科1.08、国際社会学科1.07、心理・コミュニケーション学科1.02、数理科学科1.09、現代教養学部全体で1.05である【大学基礎データ表2】。

編入学・学士入学・社会人入学に関しては、多様な学修歴、社会経験を持つ女性に門戸を開くという受け入れ方針の下、定員を各学科若干名として募集している。

過去4年間の一般編入学の入学者平均は14.8人、一般学士入学の入学者平均は0.25人。社会人編入学、社会人学士入学では、受験者のいない状況が続いている【5-16】。

2021年度には、18提言に鑑み、教育の充実を図ることを目的として、学則改正を行い国際英語学科の入学定員及び収容定員を減じ、他学科に割り付ける変更を行った【1-4 附則(2021年4月15日改正)】。これは、国際英語学科の特徴的な教育であるスタディ・アプロード・プログラムの安定的な運営、実施を目的としたものである。

<大学院研究科>

専攻ごとに入学定員および収容定員を定め、東京女子大学大学院学則に明記している【1-5 第7条】。入学定員に対する入学者数比率、収容定員に対する在籍学生数比率の管理のため、合格者数については、毎年、大学院入試委員会が原案を作成し、大学院合同研究科会議の議を経て決定するという体制をとっている。

人間科学研究科

博士前期課程過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は0.58、2022年度の収容定員に対する在籍学生数比率は0.76である。

博士後期課程の過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は0.22、2022年度の収容定員に対する在籍学生数比率は0.44である。【大学基礎データ表2】

理学研究科

博士前期課程の過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は0.63、2022年度の収容定員に対する在籍学生数比率は1.00である。

博士後期課程の過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は0.07、2022年度の

収容定員に対する在籍学生数比率は0.00である。

両研究科ともに、前期課程の入学定員に対する入学者数比率はほぼ現状維持であるが、理学研究科では、2022年度の収容定員に対する在籍学生数比率は1.00と改善している【大学基礎データ表2】。

博士後期課程の入学定員に対する入学者数比率については、両研究科とも、大学基準協会の設定する定員未充足の目安0.33を下回っている。

学生受け入れ状況の改善に向けては、大学院研究科、特に理学研究科の認知度向上のため、大学院生による大学院説明会をオンラインで実施【5-17】するほか、冊子体の大学院案内【1-21】のリニューアルなどの方策を講じている。また、中期計画に記載するとおり、学部学生の大学院進学への動機づけとして学部と大学院博士前期課程を合計5年間で修了することができる「学士・修士5年プログラム」の2023年度からの導入に向け、必要な制度整備を行い、2022年度は学部3年次学生の希望者を対象に説明会と募集を実施した【4-77】。7月と12月に説明会を開催し、計19名の参加があった。また、社会人学生の便宜を図るため、博士前期課程、後期課程において授業時間として6時限を設けている。

現代教養学部、大学院ともに、入試区分、入試方式ごとに定員を定め、適正な定員管理を行っている。

#### 5.1.4.学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価  
点検・評価結果に基づく改善・向上

##### <現代教養学部>

入試委員会では、入学試験に関する出願資格や試験科目、配点・時間、募集人員などの審議を行い、また、毎年の入試結果について入試種別ごとの志願者数、受験者数、合格者数などを確認し、点検・評価している。自己点検・評価委員会の下にあるIR専門委員会は、毎年入試方式の妥当性の検証を行い、自己点検・評価委員会から大学評議会に報告を行っている【4-91】。

上記の点検・評価の結果を受けて、将来計画推進委員会の下にある入試制度検討委員会が、選抜方法、新入試制度導入、次年度学生募集方針など、学生受け入れの改善・向上に向けた取り組みを検討している。

「中期計画」【1-17】には「高大接続改革」として以下のとおり記載し、将来計画推進委員会の下に設置する入試制度検討委員会と、入試委員会で審議を行い実行している。

高大接続を促進するとともに、新たな学生募集の可能性を検討する。

学力の三要素を多面的に評価できる入学者選抜の導入を継続的に検討する。

適正な入学定員の管理を徹底する。

より体系的・効果的な入学前教育を実施する。

高大接続を進め、本学のアドミッション・ポリシーに沿った学生を積極的に受け入れるため、キリスト教主義、女子高等教育、リベラル・アーツ教育への理解などの教育理念、教育内容において親和性のある高校を中心に連携校の開拓と協定締結に向けた交渉を進めており、2022年度には新たに2校と連携協定を締結した【5-18】。

協定校との交流として、本学教員が高校に出向いて行う模擬授業、高校生の本学訪問のほか、相互理解を深めるために、連絡会を開き、受け入れた学生の報告をはじめ、今後の受け入れに関する協議などを行っている。高大接続に関しては、入試制度検討委員会、入試委員会、広報委員会が連携して進捗を図る体制となっている。

#### < 大学院研究科 >

学生の受け入れ方針に基づき入試が公正かつ適切に実施されたか否かについて、毎年入試終了後に、大学院入試委員会において検証を行い、改善を要する場合は翌年の入試に反映している。

また、「中期計画」【1-17】に基づき、大学院教務委員会及び大学院入試委員会において、学士・修士5年プログラム」の導入、博士前期課程での社会人の受講を考慮した6時限の導入などを進めている。

## 5.2.長所・特色

学部・大学院研究科とも、社会人、外国人留学生、帰国生等、多様な背景を持つ受験生に対して門戸を開くための入試制度を数多く設けている。

多面的・総合的評価を行う入試として策定し、2017年度入試から実施している総合型選抜である「知のかけはし入学試験」は、志願者の意欲・個性・学力・資質を出願書類、英語外部検定試験の成績、講義の要旨、小論文、グループディスカッション及び面接等（数理科学科のみ数学の基礎学力検査を実施）により評価して合否を判定する入学試験である。「知のかけはし入学試験」の名称には、本学の初代学長である新渡戸稲造が、大学の入学試験に際し、面接官に向け「太平洋の橋になりたい」と大志を述べた逸話を踏まえ、本学で学びたい学生と、知への好奇心を充足させる学びの場とを結び、つなぐという意味が込められている。入学試験要項の「試験概要」にて、「4年間の深い学びと人間的成長の機会を得ることを真摯に求める優秀で個性的な人材を、広く全国から募集します。これまで本学を進路の選択肢として見なし得なかった諸姉に対しても、豊かな学びと学生生活の機会を提供します」と記している通り、本入試は、経済環境が厳しい、特に地方の高校生の受験促進を目的として制度設計している。ただし、試験の公平性、合理性を担保するために、入学試験とは別に、本入試受験予定者のみを対象とした「挑戦する知性」奨学金を設け、対応している。本奨学金では、採用された場合は、学納金相当額を、入寮希望者には寮経費相当額も4年間給付する。実際に、本奨学金がなければ進学を断念しなければならなかった学生が入学し、卒業している。本学の教育理念であるリベラル・アーツ教育を行うために重要な入試と位置付けられており、入学者追跡調査で、本入試入学者はリーダーシップがある、学問に対する興味関心が高い、などの高評価を受ける学生が多いことが判明しており、本学のアドミッション・ポリシーに示す「自ら考え行動しようとする学習意欲の高い」学生を多く得ている入試であ

るといえる。

2017年7月から、本学と親和性の高い高校と高大連携協定を締結し、教育連携活動を通じて、高大間の円滑な接続を図っている。2022年7月現在9校と高大連携協定を結んでいる。また2022年度入試から、高大連携校を対象とした「学校推薦型選抜（高大連携型）」を新設した。本学を進学先として意識した生徒が、目標となる成績が早くから明確になることで、学習に対する意欲を高め、能動的な高校生活を送ることを企図した制度である。本学と親和性の高い高校と連携することにより、本学の教育理念であるリベラル・アーツ教育の実現に重要な役割を果たしている。

### 5.3.問題点

大学院の定員充足率（5年平均）について、博士後期課程では人間科学研究科、理学研究科とも0.33を下回っている【大学基礎データ表2】。大学院の学生受け入れについては、前回認証評価においても努力課題として指摘を受け、2020年度には大学基準協会に改善報告書を提出している【2-35】。大学院では、アドミッション・ポリシーの改正、広報の強化、ダブル・ディグリー制度や、学部・院5年制の導入検討など、長期にわたり改善策に取り組んでいるところである。着手した改善策の効果を検証しつつ、引き続き改善に努める。

### 5.4全体のおまとめ

大学院博士後期課程の定員管理などに課題を残すものの、学生の受け入れに関しては、現状説明として記述した通り、アドミッション・ポリシーを適切に設定し、多様な入試制度を有した上で、公正な入学者選抜を実施しているといえる。今後も、理念・目的の実現を目指し、アドミッション・ポリシーに沿って入学者選抜を実施するとともに、入学者の分析・検証を進めたうえで、継続的に入試制度の見直しを行っていくことで、より適切な入学者の受け入れに努めていく。

## 第 章 教員・教員組織

### 6.1.現状説明

6.1.1.大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

#### 評価の視点

大学として求める教員像の設定

各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

#### 大学として求める教員像の設定

本学の建学の精神、教育理念・目的に基づき、大学の「求める教員像」を「キリスト教精神に基づきリベラル・アーツを柱とする女子高等教育を推進していくため、本学の建学の精神、教育理念を理解し、専門知識と教育力、研究能力を有する人材」と定めている

【2-1 求める教員像】。また、学部・大学院研究科についても、専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等を資料のとおり定めている。

学部では理念・目的、人材養成の目的を達成するため、「専門教育のみならずリベラル・アーツ教育の柱である全学共通教育にも熱心に取り組み、全人的教育に取り組むことができる人材」と定めている【2-1 求める教員像】。

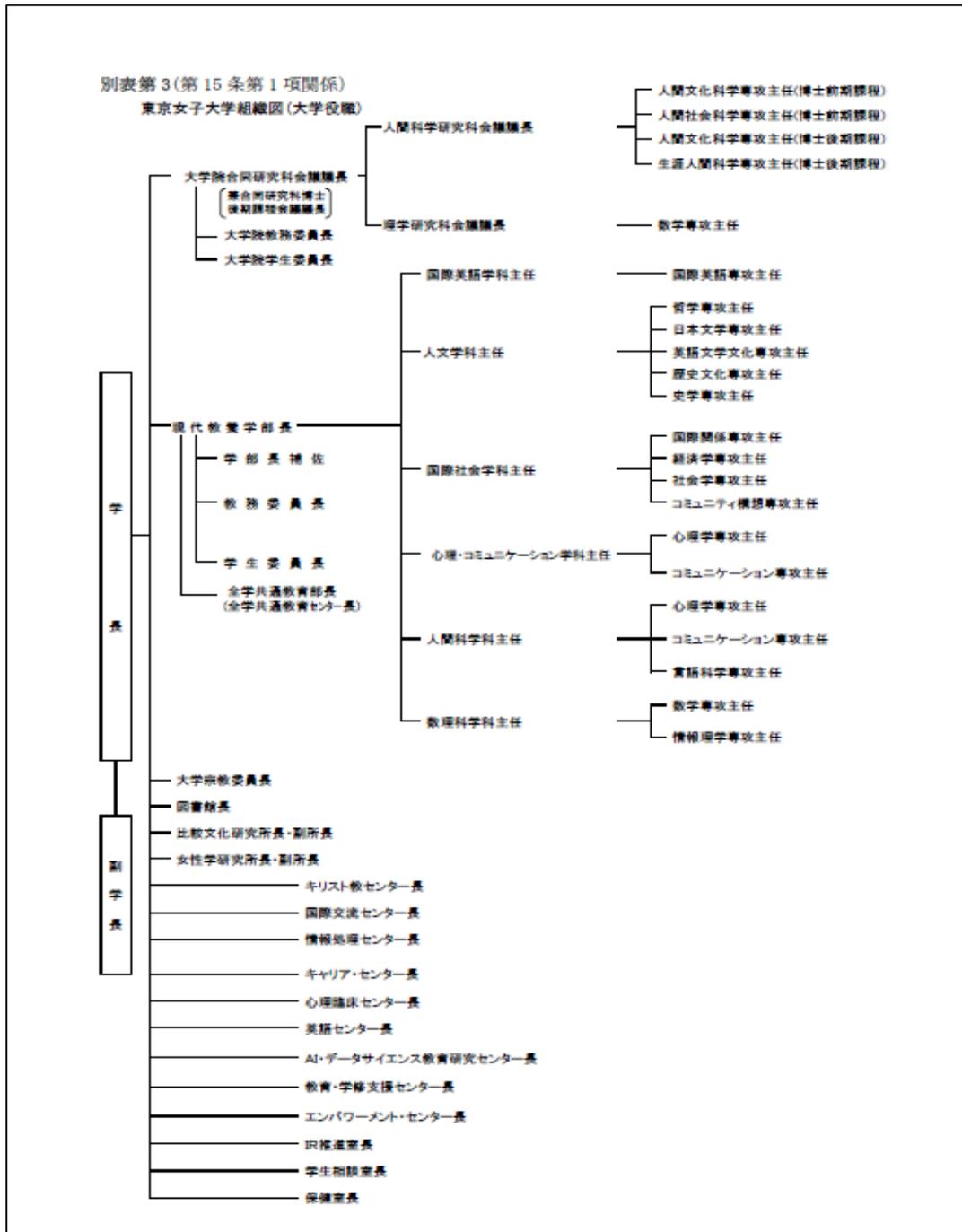
○各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針(分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等)の適切な明示

学則に定める大学、学部、研究科の理念・目的を実現するため、学部・研究科毎に教員組織の編制方針を定め、その方針を教職員で共有している【1-6 p.4】。

学部の「教員組織の編制方針」では、第4項に「女性のキャリアを支援し、同等の能力を有する場合は女性の教員を積極的に登用する。」と定めている。

「求める教員像」「教員組織の編成方針」はいずれも、教授会で共有し、また、大学公式サイトに掲載している【2-1】。

上記の諸方針に従い、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに沿って、以下のとおり教員組織を編成している【6-1 第13条、第15条】。



【6-1 別表第3(第15条第1項関係)】

学部には学部長を置き、学長を助け学部の校務をつかさどり、教授会の議長を務める【6-1 第16条】【5-11 第5条】。ほかに、全学共通教育部長【6-1 第16条の2】、教務委員長【6-1 第37条】、各学科・専攻に学科主任・専攻主任【6-1 第18条、第19条】を置いている。大学院研究科には各々研究科会議議長を置き【1-5 第63条第3項】各専攻に専攻主任を置いている【1-5 第61条第3項】。2研究科を統括する職として、大学院には合同研究科会議議長【6-1 第20条】を置いている。大学院の教学事項については大学院合同研究科会議で審議を行う。大学院合同研究科会議の下に大学院教務委員会、大学院学生委員

会を置くなど両研究科の各事業を共有し、大学院として一貫した方針の下運営している【6-2 第1条第1項】。

また、学長の職務を円滑に遂行するため副学長を置くことができるとし【6-1 第5条の2】、2021年度は2名、2022年度は3名の副学長を置いている【6-3 役職者委嘱(1)副学長】。このうち学部教育等を担当する副学長は、企画室長を兼ね中期計画の策定等を担っている。同時に、企画室長は学長指名により将来計画推進委員会副委員長を務めており、これにより全学的なPDCAサイクルにおけるPlanと中期計画の整合性が保たれる体制となっている。(基準2 p.12「内部質保証体系図」参照)

#### 6.1.2.教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

##### 評価の視点

大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数  
適切な教員組織編制のための措置  
教養教育の運営体制

##### 大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

大学全体、学部、研究科の専任教員数は、大学設置基準、大学院設置基準に定める必要数を満たしている【大学基礎データ 表1】。教員数は大学公式サイトに公表している【6-4 p.1(1)】。

学部・研究科ともカリキュラムに定めた教育内容に沿って十分な数の教員を配置している。専任教員一人あたりの学部学生数は、2022年5月1日現在30.8人である【6-4 p.3(1)】。ただし、卒業研究につながる各学科・専攻の年次演習は少人数クラスで行っており、4年次演習の1クラスは平均15名以下できめ細やかに指導を行っている【4-69】。

##### 適切な教員組織編制のための措置

##### (1)教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性

教員組織は、教育基本法、学校教育法、大学設置基準、大学院設置基準の定めに従い、また、各組織で定めた方針に沿って編成を行っている。「教員組織の編成方針」第4項「女性のキャリア支援」「女性教員の積極的登用」に向けては、教員総数に占める女性教員の割合の目標値を「45%以上」に設定している。2022年5月1日現在41.8%、教授職に占める女性教員の割合は41.3%である。また、現代教養学部数理科学科では14名中女性の教員を4名配置しており、理系分野を研究する女性として、学生のロールモデルとなっている。(女性研究者支援については基準8 p.96(7) 参照)なお、2022年4月に立ち上がった教育・学修支援センターに、新たに教員を1名配置した。同センターは本学では新しいタイプの組織であったため、他大学で実績のある人材として、特任教員を採用した。常に教育手法の更新・研究・開発が期待されている。これにより、ICTを利用した教育支援、学生支援の充実がより一層図られている。

教員人事の構成・配置を全学的見地から検討・審議する全学人事委員会は、各人事の始動にあたり、当該人事について確認を行い【6-5 第5条】、方針と組織の整合性を保証し

ている。また、改組などにより教員組織に関して大きな見直しを行う際は将来計画推進委員会による検討を経ることとし、全学のPDCA サイクルとの整合性をとっている。更に、大学の将来計画と求める教員像の整合性についても、確認、検証をおこなっている。

#### (2)各学位課程の目的に即した教員配置

学部には、リベラル・アーツ教育充実の観点から全学共通カリキュラムを中心に担う教員を配置している。また、学科と全学共通教育にバランスよく教員配置を行い、教員組織を適切に編成している【大学基礎データ 表2】。

また、時代の変化に応じた教育内容を充実させるため、分野や教育内容の流動性を確保し、優れた業績・資質を有する教員を得るために、卒業研究担当教員数の8%を目安とし、全学科にわたって特任教育職員を一定数配置することと定めている【6-6 第2条、第3条】。特任教育職員規程【6-7】、特任教育職員規程運用内規【6-6】、大学院特任教授規程【6-8、大学院特任教授規程運用内規【6-9】に、教員としての資格、業務、採用手続等を定めている。

全学人事委員会では、新規の教員採用人事の立ち上げ毎に、5年程度の人事構想、特に特任教育職員規程運用内規に定める特任教員配置の原則・特任教員数の目安との整合性について、必ず記載するように求め、特任教員枠の確保に努めている。

#### (3)国際性、男女比

現代教養学部では、「国際共通語としての英語とその言語文化の広がりを専門的に考究し(中略)社会の発展に貢献できる人物の育成を目的とする【1-4 第4条第2項】」こととしている。

2022年4月に英語運用能力の向上を図る教育活動の発展と研究を行うことを目的に英語センターを設置し、ネイティブの教員4名を配置し、主に第一外国語を担当している。そのほか国際英語学科に6名のネイティブの教員を置いている。

なお、学長主導のもと、英語で授業を行うことができる教員を増やすため、その任用に力を入れている。

女性教員の積極的登用、教員総数に女性教員の占める割合についてはp.71に記載のとおり。

#### (4)特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮

「学部教員組織の編制方針」第3項に教員の年齢構成の均衡について定め【2-1 教員組織の編成方針】配慮している。教員総数に占める61～65歳の割合が18.9%とほかに比べて若干高いが、概ね均衡は取れている【6-4 p.2(1)】。

#### (5)教育上主要と認められる授業科目における専任教員(教授又は准教授)の適正な配置

学部では、初年次の演習、専門の基礎となる概論や主要な科目については、各学科・専攻とも原則として専任が担当する。学士課程の集大成としている卒業研究の指導も専任教員が行っている。その結果、2022年度必修科目の専兼比率は国際英語学科の89.5%を除き90%を上回っている(数理科学科は50%であるが、必修科目を担当する専任教員の研究休

暇による)【大学基礎データ 表4】。

(6)研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置

原則として研究指導を担当する教員は、学生の属する専攻の専任教員の中から、当該専攻が決定する【1-5 第16条】こととしている。本学大学院担当教育職員選考基準および資格審査手続を定め、これに従って担当教員を決定している【6-10】【6-11】。

(7)教員の授業担当負担への適切な配慮

学部授業においては、専任教員の責任コマ数を通常週5コマとしている。全教員に個室の研究室を備えているほか、授業の準備のため、週1日は研究日を確保している。例年、副学長、学部役職者については職務内容に応じて減担措置を講じている。減担コマ数は学長が決定し、理事会に報告している。また、大学院では博士後期課程論文指導担当者について、学部の授業担当コマ数を1コマ減ずる措置をとっている。

教養教育の運営体制

教養教育重視の観点から、幅広い科目群から成る全学共通カリキュラム【4-4】を総轄する全学共通教育部長を置いている。

全学共通教育部長は、全学共通カリキュラムの運営について、学部長を補佐する【6-1 第16条の2】。学部の全学共通カリキュラム等の運営にあたる全学共通教育センターの長となり【6-12 第3条】、カリキュラムとセンターの運営について協議する全学共通カリキュラム運営委員長を務める【6-12 第5条-第7条】。さらに、新設の英語センターは、学生の英語力の強化を全学的に目指すことから、全学共通教育部長が初代のセンター長を務め、組織間の連携に寄与している。

全学共通カリキュラム運営委員会のもとに各科目運営委員会を置き、各科目運営委員会には当該科目担当以外の学部教員1名を加えることで、学科科目と全学共通カリキュラムの有機的なつながりを意識した運営をしている。

6.1.3.教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点 教員の職位(教授、准教授、助教等)ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び 手続の設定と規程の整備 規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施
--

教員の職位(教授、准教授、助教等)ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

教員の募集・採用・昇任は、法令の定めに基づく基準と手続を規程に定め、適切性・透明性を担保して実施している。教員人事については、学長を委員長とする全学人事委員会で全学的見地から構成・配置等を検討している【6-5 第2条】。教員の採用募集は原則公募により行っており、採用人事の客観性・透明性を担保している。

教育職員の採用および昇任については、「教育職員選考基準」【6-13】、「教育職員の採用・昇任基準」【6-14】、「全学人事委員会規程」【6-5】「教育職員選考委員会運営

要項」【6-15】「教育職員選考に関する手続」【6-16】に定めている。

具体的な採用の手続は以下のとおり【6-16 第3条】。

学科等が人事案件立ち上げを申し出、全学人事委員会が方針に従って、当該案件についての人事を進めることの是非を審議する【6-5 第5条】。全学人事委員会は、人事案件の立ち上げを承認後、教員選考委員会を設置する。設置にあたっては、当該学科・専攻の視点にとどまらない構成となるよう配慮している。教員選考委員会の構成は、全学人事委員会および教授会の意見を徴して決定される【6-15 第3条】。

規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

教員選考委員会は、規程および全学人事委員会による方針等に従って公募を行い、書類選考と面接を経て候補者を絞り込む。

全学人事委員会は、最終候補者について「教育職員選考基準」【6-13】および「教育職員の採用・昇任基準」【6-14】等に照らして審査を行う。

これを受けて学長が教授会および大学評議会の意見を参酌し理事会に当該人事を建議し、理事会が決定する【6-16 第3条 第4～6項】。理事会に諮る前に学長・学部長面談を行い、キリスト教精神に基づくリベラル・アーツ教育への考え方、本学で期待される活動、大学運営への寄与などを確認している。

昇任の手続は、全学人事委員会による方針に従い、「教育職員選考基準」および「教育職員の採用・昇任基準」に照らして、教育職員選考委員会が候補者の審査を行い、さらに全学人事委員会が審査を行う。学長が教授会および大学評議会の意見を参酌し理事会に当該人事を建議し、理事会が決定する。

大学院担当者の選考基準、資格審査手続は、資料のとおり【6-10】【6-11】。

なお、特任教員の採用に関しては、「特任教育職員規程」【6-7】、「特任教育職員規程運用内規」【6-6】、「大学院特任教授規程」【6-8】、「大学院特任教授規程運用内規」【6-9】、「教育職員選考に関する手続」【6-16】に、教員としての資格、業務、採用手続等を定めている。

2020年度及び2021年度においては、COVID-19への対応として、感染状況や面接対象者の居住地域（国を含む）等を考慮し、選考過程における面接や教員選考委員会の開催について、オンライン実施を導入するなどの対応を行った。

以上のとおり、本学では法令の定めに基づく基準と手続を規程に定め、教員の募集、採用、昇任等を適切に行っている。採用は、原則公募により行っており、採用人事の客観性・透明性を担保していると評価できる。学科等による候補者の面接には全学人事委員が陪席し、全学人事委員会の方針に沿っているか確認しており、公正性を担保していると評価できる。

なお、原則として2024年4月1日以降の採用、昇任等については、2023年1月19日制定の新しい「全学人事委員会規程」により運用される【6-17】。

6.1.4.ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点

ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動の組織的な実施  
教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動の組織的な実施

本学ではFD活動を内部質保証の一環と位置付けている(基準2 p.12「内部質保証体系図」参照)。教員一人ひとりの資質向上と教育活動の改善を目的として「教職員SD研修実施方針」を定め【2-1 教職員SD研修実施方針】、組織的、恒常的にFD活動を行っている【6-18】【6-19】。

(1)2021年度～2022年度に実施したFD

外部講師による研修【4-65】

以下を目的とした研修を行った。

- ・教育課程や授業方法の開発および改善を図るため、本学の教育理念であるリベラル・アーツ教育の在り方について理解を深める(講師：本学理事)。
- ・高校の学びの現状について理解を深めるとともに、高等学校新学習指導要領を踏まえて本学教育を考える。
- ・教育の質向上を目的として、授業や教材で学習者の意欲を高める方法をテーマとする(講師：教育工学を専門とする外部講師)。
- ・内部質保証を強化し、教育等の質向上を目的とし、内部質保証のポイントをテーマとする。

AP小委員会による報告

基準4に記述のとおり【2-21】。(基準4 p.54 参照)

学生参加によるFD研修【4-65】

学生と教員との顔を合わせての意見交換の場を設けることで、授業改善に活かすことを目的に実施している。2022年度は学生の立場から外国語の学習について、総合教養科目について、学生から大学に伝えたいことをテーマに学生と教員による座談会を実施した。学生から積極的な発言があり、テーマに沿った活発な意見交換が行われた。座談会で得た学生の意見は、学科・専攻主任、科目運営委員長に報告するとともに、教授会で共有した。

COVID-19への対応・対策として

遠隔授業に関する知識の共有や課題解決のため、2020年度に新設した「FD研修サイト」の整理を行い、研修会動画やマニュアルの単なる蓄積ではなく、遠隔授業形態別に整理し、体系化した。2022年度以降はICTを活用した教育・学修を支援するために新設された教育・学修支援センター(CTL)のサイトに「FD研修サイト」のマニュアルを移行した。

研究科においては、大学院のFD研修会として行っている「授業および修士(博士)論文指導についての検討会」にて、コロナ禍での遠隔授業等の課題とオンラインの積極的活用について検討し、共有した。

## (2) 毎年実施しているFD

FD委員会のもと、単位の実質化や成績評価の標準化、授業改善を目的として、毎年以下のFD活動を行っている。

シラバスの作成方法および成績評価に関するFD研修（基準4 p.45に記述のとおり）

学生による授業評価アンケート（基準4 p.55 に記述のとおり）

アンケートの結果を受け、学科・専攻、科目運営委員会等の単位で「『学生による授業評価』に関する検討会」を実施し、授業における成功事例や課題を共有するとともに改善方策を検討し報告書を作成している。作成した報告書は本学公式サイトにて公開している。「授業改善等に向けた具体的な方策」は非常勤講師を含む全教育職員に開示している。

### 教員相互の授業参観【6-20】

#### 新任教員サポート

新任教員に対しては、本学におけるFD活動の取り組み、研究倫理、ハラスメント防止、教務・学生関係事項、就業規則・社会保険関係等を内容として新任教育職員研修を実施している。各専攻・科目運営委員会等で固有の内容については、各新任教員につき一人のサポート担当者を決め、着任前から年間を通じて支援を行っている【6-21】。

#### 大学院FD関連

人間科学研究科、理学研究科は、大学院担当教員の資質向上のための研修として、各専攻・分野において「授業および修士（博士）論文指導についての検討会」を実施している【6-22】。各専攻・分野の検討報告書に基づき、大学院委員会で教育上の工夫・成果、問題点および改善策について検討を行い、大学院合同研究科会議において報告している。大学院合同研究科会議での報告に際しては、FD研修会として、大学院合同研究科会議後に報告書の検討会を実施し、合同研究科会議構成員に共有している。そこでは、例えば、博士前期課程の専攻共通科目（人間科学研究科の二専攻）（基準4.1.3<大学院研究科>部分参照）における分野横断的視点・指導の更なる充実について検討し、共有した。

## ○教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

教員に対し、教育研究活動状況調査を実施し、学部長が教育活動や研究業績の状況を毎年確認している【6-23】。学部長が全体を総覧し問題があれば専攻主任、学長より注意・指導を行っている。

教員の諸活動を推進・奨励し、本学の教員全体の質の向上、大学組織の活性化につなげることを目的とし、2019年度より教育職員業績評価制度を導入している。本制度を組織的かつ円滑に実施するため、2018年度に教育職員業績評価委員会を設置し、2019年に「教育研究活動等の評価に関する規程」を新規制定した【6-24】。教育職員業績評価委員会では、毎年、学生による授業評価アンケート結果をもとに、教育職員一人ひとりの教育方法が適切であるか確認している。

本制度の一環として、エクセレント・ファカルティ顕彰を実施しており、教育、研究、社会貢献・大学運営の評価領域における評価を総合し、特に優れた業績を挙げた教員を「エクセレント・ファカルティ」として顕彰している【6-25】【6-26】。受賞者の優れた取り組みについては、報告会にて全教員で共有している【6-27】。

6.1.5.教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価  
点検・評価結果に基づく改善・向上

教員組織の適切性の点検・評価は、法令と学内諸規程に照らして、全学内部質保証推進組織である自己点検・評価委員会のもとに専門委員会を設置し、検証することができる。検証結果は、自己点検・評価委員会が全学的見地から確認し、問題点があれば将来計画推進委員会に報告する体制をとっている。

自己点検・評価委員会の18課程専門委員会では「18提言」において、「Society5.0を意識した新たな教育プログラムの導入」「語学力強化」等に言及している。これを受け、将来計画推進委員会では「中期計画追加・補訂項目」において「データサイエンス力の強化」「英語教育研究センターの設置」を明記しており【2-29】、2022年度より、中期計画に基づいてデータサイエンス副専攻を新設し、英語教育を統括する組織として英語センターを設置した。全学人事委員会では、これらの計画に鑑み具体的な人事配置について検討を行っている。教育研究組織と同様、18課程の検証結果を踏まえた中期計画が、教員組織にも反映される体制となっている。

## 6.2.長所・特色

「学生による授業評価アンケート」を毎年半期ごとに実施するだけでなく、アンケートの結果を受けて、学科・専攻、科目運営委員会等の単位で「『学生による授業評価』に関する検討会」を実施している。検討会では「学生の要望に対する具体的な回答」や「授業改善等に向けた具体的な方策」を報告書にまとめており、アンケート結果を教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善のために有効に活用していると評価できる。

## 6.3.問題点

2020年度以降、紙媒体マークシート方式で行っていた「学生による授業評価アンケート」はCOVID-19を契機としてオンラインに移行しての実施となった。オンラインに移行して以降、アンケート回答率が低下しており、2021年度の回答率は平均30.6%に低下した（2019年度紙媒体マークシート方式実施時は平均87.6%）。アンケート結果の代表性を担保し、授業改善等に積極的に利用するためにも回答率を向上させる必要がある。

## 6.4.全体のまとめ

本学の理念・目的を達成するため、「大学として求める教員像」及び「教員組織の編成方針」を定め、学内に周知するとともに、学外にも公表している。

教員組織については、「教員組織の編成方針」に基づき、法令上定められた専任教員数を充足するとともに、年齢構成や国際性、男女比等に配慮して適切に編成するよう努めている。研究科担当教員については、その資格を明確化し適正な配置を行っている。

教員の募集、採用、昇任については、基準と手続を規程に定め、適切性・透明性を担保

して実施している。

教員の資質向上のための取り組みとしては、FD委員会が主体となり、FD研修、授業評価アンケート、教員相互の授業参観等を実施している。また、教育職員業績評価制度を導入し、教員の諸活動を推進・奨励し、教員全体の質の向上、大学組織の活性化を図っている。

教員組織の自己点検・評価は、自己点検・評価委員会の下で実施する体制となっており、2018年度学科専攻再編の検証結果を踏まえた中期計画に、教員組織についても盛り込まれている。

## 第 章 学生支援

### 7.1.現状説明

7.1.1.学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

#### 評価の視点

大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

学生が、ディプロマ・ポリシーにある「主体的に学び続け、自己を確立し、自らのキャリアを構築する姿勢」を培うため、安定した学生生活を送ることのできるよう方針を以下のとおり定めている。方針は、本学公式サイト【2-1 学生の支援に関する方針】や『学生要覧』【1-2 p.16】に掲載している。また、『専任教育職員等ハンドブック』【1-6 p.5】等の冊子に掲載し、教員の研修、新任者研修、新任教員サポート制度を通じて教職員に共有している。

#### 学生の支援に関する方針

- 1.自主的に学ぶ姿勢を育むための教室外学習、学生相互の学習および課外活動を支援し、学習環境を整備する。（学習支援）
- 2.奨学金制度を有効に運用し、経済的に安定した学修環境を保証する。（経済的支援）
- 3.学生の生活全般に関わる学内相互の全学的な連携を強化することによって、学生の心身の健康を維持し、良好な人間関係を保つための、支援体制を整備する。（生活支援）
- 4.進路支援を含む女性のキャリア構築に関する多様な支援体制を実施することによって、学生・卒業生が生涯にわたってキャリアを追求することを可能にする支援を行う。（キャリア支援）

また、アドバイザー制度や、アンケートの実施など学生の意見を集約する機会を積極的に設けており、学生支援に結びつけている。

7.1.2.学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

#### 評価の視点

- 学生支援体制の適切な整備
- 学生の修学に関する適切な支援の実施
  - 学生の生活に関する適切な支援の実施
  - 学生の進路に関する適切な支援の実施
  - 学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施
  - その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

### 学生支援体制の適切な整備

主体的な学びを促す学習支援については学務課、図書館、国際交流センターが、安定的な学修環境のための、経済的支援は学生生活課、生活支援は学生生活課、学生相談室、保健室が、キャリア支援はキャリア・センターが主に行っている【2-22 別表第2(第8条関係)】。また、アドバイザーの教員や各専攻オフィスとも連携して支援を行う体制となっている。

#### (1) COVID-19対応

2020年度は大半の活動がオンラインに切り替えられたが、2021年度は感染状況に応じて順次対面へ移行し、2022年度は全科目を対面に戻すことができた。

2020年5月および2021年6月に危機管理担当副学長が中心となり学生アンケートを行い、コロナ禍の学生への影響を確認した。【7-1 2020年度第2号p.11】。調査結果に基づき、経済支援（SSプロジェクトの実施（p.81 参照）など）、学生相談体制の強化（カウンセラー増員）、キャリア支援のオンライン化、最も影響を受けた2020年度入学者へのケアなど、どのような状況にあっても学生が安定した生活を送り自主的に学ぶことのできる環境整備に努めている。

#### 授業

各部局での修学支援を行い、大きなトラブルなく遠隔授業へ移行した。

- 1) 例年年度始に実施しているオリエンテーションや説明会については、2020年は資料郵送、2021年度はWebサイト上での資料配布、説明動画のオンデマンドまたはリアルタイム配信、2022年度はオンラインを継続し、一部を対面に戻した。
- 2) PCや通信環境を整えるための遠隔授業支援貸付金を創設し、希望学生に無利子の貸付を行った【7-2】。
- 3) 授業を遠隔で行うにあたって支障がないよう、1年次学生に対しては、学生生活課、情報処理センター、アドバイザー教員が連携して、学務課職員が学生一人ひとりのオンライン環境を確認した。
- 4) 2020年度は教職協働のオンライン授業プロジェクトチームを設置し、オンライン授業ができる体制を整えた【7-1 2020年度第1号p.11】。

2022年4月には、教育・学修支援センター(Center for Teaching and Learning、以下CTLと記述)を設置した(基準3 p.24参照)【2-29 別紙3【補訂項目】1.】。オンライン授業プロジェクトチームが担っていた教員や学生への支援体制を引き継ぎ、ICT機器操作・接続サポート、オンライン授業受講サポート、オンラインワークショップの実施などを行っている。

オンライン授業を余儀なくされた期間では、学生および教員へのアンケートを行い、学生の満足度や各教員の授業への実感を確認し、教育の質の維持に努めた。

2022年度は全科目を対面に戻したが、基礎疾患を有する等の理由で対面授業に出席できない学生には、ハイフレックス型(ライブ配信)を活用するなど配慮も行っている【7-3】。

#### 図書館

コロナの影響により入構できなかった期間は、オンラインによる利用支援・学習支援(ガイダンスのオンライン実施、学習コンシェルジェによるオンライン相談、冊子体資料

の郵送貸出し【7-4】等)を実施した。入構制限緩和に伴い入館上限を定めて館内利用を再開している。

#### キャリア・センター

2020年度から全ての就職支援をオンライン化した。特にチャットボットとオペレーターによるチャットカウンセリングは新しい手段として機能している【7-5】。学生の疑問や不安を払拭するためにオンラインでのフリー相談会を新規に企画した。イベントのオンライン化をきっかけに、他大学と共同支援行事を行うなど、オンラインを活かした支援も行っている。

#### 学寮

検温実施、門限繰り上げ、外泊制限、体調不良者の隔離、在寮理由(正課や就職活動等)の制限のほかに、二人部屋の一部を一人部屋として使用、産業医による研修、ワクチン接種の機会提供などを実施し、継続して学寮運営を行っている【7-6】。

#### SSプロジェクト

2020年度および2021年度には、コロナ禍による学生のアルバイト収入減少を懸念し、大学でのアルバイトの機会(遠隔授業の補助、事務室や図書館での業務、入試や学内行事のサポートなど)を提供する「SSプロジェクト」を行った【7-7 p.66-69】。学生一人ひとりが本学の掲げるSS(Service奉仕とSacrifice犠牲)精神を実践し「誰かのためにできること」に取り組む機会として位置づけ、全学的に展開した【7-8】【7-9】。

#### 課外活動

新型コロナウイルス感染拡大による入構制限や施設使用制限を行ったため、対面での活動に制約があるなど、課外活動に大きな影響があった。そのため、学生委員会では本学の定める行動指針レベルに関連する課外活動のガイドラインを作成し【7-10】、学生に提示することで、学生が感染状況に応じた活動計画を立てられるようにした。安全管理を十分確認の上、可能な限り課外活動ができるよう、ガイドラインに基づいた課外活動再開計画書を各団体に作成させている。

#### その他

コロナの影響により学業を断念することがないように、本学の既存の経済的支援制度を拡大することによる対応を行っている(給付型奨学金制度の活用、家計急変時の経済的支援枠の拡大、学費の延納または分納制度運用、無利子での貸付)(奨学金制度についてはp.83(6)参照)。

#### ○学生の修学に関する適切な支援の実施

生涯学び続ける力を身につけさせるため、4年間の自主的な学びを実現する環境や制度を以下のとおり整えている。また、安定した学生生活のため、以下の制度により学修環境を保障している。

##### (1)学生の能力に応じた補習教育、補充教育

##### 教室外学修

全学部学生に対して、ICTを活用した教室外学修を支援している。英語学習に関して、英会話トレーニング、TOEFL ITP®講座と英語Speaking講座、コンピュータによる英

語自習プログラムなどを提供し、学生が各自の英語能力や学習目的に応じて活用し、授業を補完できるよう整えている。コロナ禍では全プログラムを自宅で利用できるよう改修を行った。さらに2022年度から「英語センター」を立ち上げ、全学横断的な教育活動を支援している。また、ICTを活用した教育活動の改善と発展のため「教育・学修支援センター（CTL）」を2022年度から設置し、学生の学修を支援する体制を整えた【7-11】。CTLには、学修スペースを設置し、学生がグループワーク型の自主学修に活用している。

この他、一部の教室をラーニングcommonsとしても使えるよう改修を進めている。

情報機器操作支援のために、情報処理教室、自習室に学生アシスタントを置き、学生からの問い合わせに対応させるピアサポート体制を行っている【7-12】。

## (2) 正課外教育

### 学会による学生研究活動への支援

東京女子大学学会は、本学の教員および学生による学術研究の促進を目的とする学術団体で、1950年に組織された。本学教員、学生等を会員として構成している【7-13】。

学生に対しては、始業講演、連続講演会の開催のほか、学生グループの自主的な研究活動支援を行っている。（教員に対しては基準 8 p.95(3) 参照）

学生が自主的に形成した研究グループに対し「学生研究奨励費」を支給している。学生は学科・学年の枠を超えたグループで、教員の助言を得ながらテーマに取り組むことができる。1973年に創設以来、約380の学生グループが奨励費制度による研究活動を行っている。最も優秀な研究グループには「学生研究奨励賞」が授与され、翌年度始業時に研究成果を発表させている【7-14】。

### 留学生等の多様な学生に対する修学支援

外国人留学生が、本学の教育を理解し、円滑に大学生活を送れるよう、全学年対象にオリエンテーションを年度始に実施している。他に、留学生への支援として第1外国語科目（日本語（入門）・日本語（応用））の設置【4-34 p.96】、国際交流センターによる毎月の集まり【7-15】や学生ボランティアによる「留学生バディ」【7-16】を実施している。

2020年度からは本国で遠隔授業を受ける留学生がいることから、学期終了ごとにオンラインで個人面談を行い、修学状況、学習環境、生活環境などの確認をしている。

### 障がいのある学生に対する修学支援

2016年4月に定めた「東京女子大学障がい学生支援基本方針」【1-2 p.24】に基づき支援を行っている。障がい学生支援コーディネーターが、学生から修学上の困難や希望する配慮について聞き取り、それに基づき教務委員会が支援内容を定め、履修科目の担当教員に授業や定期試験等における配慮を依頼している。コロナ禍では面談をオンラインに切り替えた【7-17】。修学支援以外の対応についても、学務課、学生生活課、保健室、学生相談室および学科・専攻と協働して行っている。

### ウクライナからの避難学生受け入れ

全学的に支援体制を組み、日本語教員養成課程の学生を中心に日本語支援を行っている。また寮では「学寮マニュアル」を寮生有志が作成し、円滑に安心して寮生活ができるよう支援している。

- (3)成績不振の学生の状況把握と指導
- (4)留年者及び休学者の状況把握と対応
- (5)退学希望者の状況把握と対応

学生が休学や退学にいたることがないように、学業成績を把握し、成績不振者への対処に努めている。特に学部学生に対しては、学務課が進級失格者や単位僅少者について、所属専攻および保証人に連絡している。所属各専攻では、専攻会議で情報を共有するとともに、アドバイザーや専攻主任が当該学生と面談し、修学上のアドバイスをを行っている。現代教養学部の場合、2018年度1年次入学者においては、2021年度末までに退学・除籍した学生数は30名で退学率は2.9%となっている。【7-18】。

#### (6)奨学金その他の経済的支援の整備

成績優秀者の学習を奨励し、また、経済的な理由で学業継続が困難に陥らないよう、主に給付型の奨学金制度を設けている【1-20 p.109】。以下の奨学金はいずれも入学試験出願時に募集する奨学金で、受給者は4年間の経済的な安定が入学時に保証される。

##### 「挑戦する知性」奨学金

2016年度に新たに設立した奨学金制度。知のかけはし入学試験を受験して入学する、経済的に進学が困難な学生に4年間の学納金相当額を給付する【7-19】。桜寮に入寮する場合には寮経費相当額も合わせて給付され、地方からの入学者へのサポートにもなっている。2022年度は1年次7名、2年次以上7名が受給している。

##### 新渡戸稲造国際奨学金

海外留学する学生、海外からの留学生の経済的負担を軽減し、国際交流の活発化を目標にした複数の奨学金制度がある【7-20】【7-21】。中でも、創立100周年記念「挑戦する知性」プロジェクトで設立した「新渡戸稲造国際奨学金」は、国際人の養成を目指し、世界トップクラスの大学に本学の留学制度を利用して1年間留学する、高い目的意識と学力・語学力を備えた学部学生に、留学先での授業料と渡航費・準備金の一部を最大600万円まで授与するものである。この奨学金制度を利用して、協定校のイギリスのエジンバラ大学、リーズ大学、カナダのマギル大学などに、13名の学生が留学し、各自の専門分野の学修を深めている【7-22】。

##### 外国人留学生対象の奨学金制度

外国人留学生対象の奨学金としては、「A.K.ライシャワー学寮奨学金」（寮費用全額支給）【7-23】、「A.K.ライシャワー学費支援奨学金」【7-24】（4年間の学費一部免除）がある。学寮奨学金は、本学の桜寮（国際寮）に4年間滞在し、日本人学生と生活を共にし、学寮での国際交流に貢献することを条件として設立され、現在7名、学費支援奨学金は9名の学生が受給している。

ほかに東南アジア諸国からの私費外国人留学生で経済的援助を必要とする学生を対象とした「東南アジア広瀬弘忠国際奨学金」【7-25】があり、2022年度現在1名が受給している。

大学院においても、東京女子大学給付奨学金、江口裕子大学院奨学金等、給付奨学金制度を整えている。また、研究活動をサポートする秋枝蕭子学生研究奨励金、江口裕子学生

研究奨励金、川上貞子奨学金などの制度を設けている【1-21 p.37】。

授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

在学生への授業その他の費用や経済的支援についての情報は、学生生活課がウェブ上の掲示板やメールなどを通じて提供している。

○学生の生活に関する適切な支援の実施

学生が自己を理解し、心身の健康維持と心身の健康に対する意識の向上および良好な人間関係を保つために以下の支援を行っている。

(1) 学生の相談に応じる体制の整備

学生生活全般の諸問題に対処し、学生の心身の健康を保持・増進し自己を実現できるよう、学生委員会を設置している【7-26】。学生生活課は、学生生活における総合窓口となり、必要に応じて適切な部署（学生相談室、保健室、学務課、キャリア・センター、国際交流センター、各専攻オフィス、アドバイザー、ハラスメント相談室）との相談、橋渡しを行っている。特に、支援が必要な学生のケアについては、総合的な相談体制の確立を目指し、2017年度に障がい学生支援コーディネーターを配置し、学生相談室、保健室、学務課、各専攻と連携して支援を行っている。

例年、全学的なFD研修、SD研修において、保健室の非常勤医師（精神科）や障がい学生支援コーディネーターにより、発達障がい学生の対応や本学の支援体制についての講習を実施し、教員や当該部署の職員だけでなく全教職員の意識の向上とサポート体制の理解に努めている。

(2) ハラスメント(アカデミック、セクシュアル、モラル等)防止のための体制の整備

ハラスメント防止委員会およびハラスメント相談委員会の設置と「東京女子大学ハラスメント防止ガイドライン」【7-27】、「東京女子大学セクシュアル・ハラスメントその他のハラスメント等による人権侵害防止規程」【7-28】の制定により、ハラスメント防止および早期解決のための体制を整えている。学生生活課、保健室、学生相談室、ハラスメント相談室がハラスメント相談窓口となり、相談委員（学内委員10名、学外委員2名）に取り次いでいる【7-27 p.3】【7-29】。

(3) 学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

学生相談室【7-30】

授業・試験期間中は常時2～3名のカウンセリングスタッフ（臨床心理士・公認心理師）が在室しており、個人相談、心理教育的プログラムの企画等にあたっている。また、心理・コミュニケーション学科心理学専攻の教員が室長および学生相談室運営委員長を担当し、相談室の活動を統括している。コロナの影響を受け、学生からの相談が増えたため、カウンセラーの増員を行い、全日3名体制をとっている。

保健室【7-31】

学生が心身ともに健康な学生生活が過ごせるよう、専任保健師のほか、内科・婦人科・精神科の非常勤医師、非常勤看護師、派遣保健師を置いている。学生の事故・急病などの応急処置や健康診断などの健康管理の他、医師による相談、保健師による保健指導を対面および

オンラインで行っている。また、学生向けに婦人科医師による講演動画をオンライン配信している。

#### 傷害保険

教育研究活動中に発生する不慮の事故に対処するため、学生教育研究災害傷害保険（学研災）、学研災付帯賠償責任保険に一括加入している。

#### その他

休日や長期休暇でも時間を問わず相談できるように、学外機関と委託契約を結び、健康とメンタルに関する電話相談窓口を設置している。健康、メンタルの専門家から、24時間・年中無休、無料で相談を受けられる【7-32】。

### ○学生の進路に関する適切な支援の実施

ディプロマ・ポリシーに掲げる「主体的に学び続け、自己を確立し、自らのキャリアを構築する姿勢」を身につけさせることを目標とし、女性のキャリア構築に関する支援を正課および正課外において行っている。（正課については基準4参照）正課外の支援としては、キャリア・センターによるキャリア講座、キャリアガイダンスなど、学生が自分のキャリアを考える機会を学内で提供している。ほかに、アドバイザーの教員が学習・進路の指導・助言を行っている。

#### (1) キャリア教育の実施

(2) 学生のキャリア支援を行うための体制(キャリアセンターの設置等)の整備

(3) 進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

#### キャリア・センター

キャリア・センターでは、卒業生による講演会などのキャリア支援【7-33 p.9上段】や、上述の目標を達成するために就職支援を行っている【7-34】。また、3年次対象の就職ガイダンスでインターンシップに関する情報を提供している。

就職支援としては、有資格のキャリアコンサルタントが常駐し、(1)キャリア全般の個別相談への対応、(2)キャリア・センター主催の各行事と運営に関するアドバイス、(3)キャリア・センター主催ガイダンス等の講師等を行っている。低学年から社会とのつながりや社会人基礎力の涵養、ライフキャリアへの意識づけなどを育むセミナーを多く実施している。さらにオンラインを活用したチャットポットと有人対応を融合させたチャットカウンセリングや大学の枠を超えた他大学との合同オンライン就活ゼミはマスコミにも取り上げられた。また、職員は特定の専攻の学生を受け持ち、学生一人ひとりの希望や就職活動状況を把握して、継続的に支援を行う体制を整えている。

きめ細かい支援体制の下、本学の過去4年間の就職率はいずれも99.4%以上を記録しており、高い成果をあげていると評価できる。2022年3月の就職率は99.4%であった【7-35 p.9】。コロナ禍においても十分なキャリア支援がなされていると判断できる。

(4) 博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供

ティーチング・アシスタント制度

学部教育の質的向上、博士課程の学生の教育・研究能力向上を目的とする教育補助業務、ティーチング・アシスタント制度を設けている。博士課程の学生には、学部長による研修会、応募説明会を開催している。また、新入生も前期からティーチング・アシスタントを務めることができるよう制度を変更した（博士後期課程2022年度、博士前期課程2021年度）。学生は、教材の準備や作成補助、実験・実習・調査などの補佐、グループワークでのファシリテーターなど、授業に関する教員の補助をすることにより、自分の学識を生かす方法を学び、教授者としての能力を高めることができる【7-36】。

#### ○学生の正課外活動(部活動等)を充実させるための支援の実施

##### (1)課外活動

本学では、学友会（学生自治会）の下で文化系および体育系サークル、大学祭実行委員会が置かれ活動を行っている。学生が活動を通じて成長していけるよう、学生生活課では学生の自主性を重視して支援を行っている。

##### (2)表彰制度

課外活動または学外での研究活動に関し顕著な活躍に対しては、後の活躍を奨励することを目的とする学長賞があり、個人または団体を表彰している【7-37 p.7】【7-38】。

#### ○その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

##### 学寮

キャンパス内に学寮（桜寮・楓寮）を置いている。本学では共同生活を通じて人格が形成される教育寮として学寮を位置づけている（基準1 p.3参照）。寮生から選ばれた寮生委員会が中心となり、寮監の助言を受けながら自主的に運営している（基準8 p.91 参照）。

#### 7.1.3.学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

##### 評価の視点

適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価  
点検・評価結果に基づく改善・向上

学内の学生支援活動は多岐にわたるため、学生委員会（学部・大学院）、学生相談室運営委員会、保健室運営委員会、ハラスメント相談委員会、ハラスメント防止委員会、キャリア推進委員会等、それぞれの所管委員会が、年度報告やアンケート結果などを踏まえて、各々で点検評価を行い、次年度の支援につなげている。全学的な観点から学生支援について検証を行い、改善していく体制の強化と運用が課題である。

基準2に記載するとおり、自己点検・評価委員会では、内部質保証体制における各組織のPDCAサイクルを確認するため、2021年度より「PDCAサイクルチェックシート」を作成し、学内の委員会に提出を依頼している（基準2 p.17参照）。今後は、学生支援にかかわ

る委員会、組織にも同シートの提出を依頼し、一年間の総括と次年度の課題について報告を受けることで、全学的な見地から学生支援全体の活動状況について適切性を確認していく。

## 7.2.長所・特色

### (1)奨学金制度

安定した学修環境を保障するために、学部、大学院とも豊富な奨学金制度を置いている。特に「挑戦する知性」奨学金や新渡戸稲造国際奨学金は意欲ある学生を支援してきた実績を有する【大学基礎データ 表7】【7-39 p.29】。大学院生には研究奨学金を設け、学会や海外調査にかかる費用の支援を行っている。「グランドビジョン育成する人物像」に掲げる「知力を行動力にするリーディングウーマン」や「国際的な視野をもった地球市民としての女性」育成に寄与する制度として評価できる。

### (2)キャリア・センターによる支援 【7-34】 【7-40】

担当職員が学生一人ひとりについて、希望や就職活動状況を把握し、継続的に支援を行うことのできる体制を整えており、きめ細かい支援を行っている。コロナ禍を受けては他大学に先駆けてチャットボットやチャットカウンセリング、他大学との合同イベント開催など新たな手法も取り入れ、多様な就職支援を展開している。これらの支援活動は就職率99%以上という高い実績に結実している。就職支援を通して、グランドビジョン「育成する人物像」に掲げる「生涯にわたって主体的に学び続け自らキャリアを構築する女性」の育成に寄与していると評価できる。

### (3)東京女子大学学会【7-41】

教員及び学生による学術研究の促進を目的として、教員だけでなく学生も会員とする学術団体を有していることは、本学の特徴として評価できる。学生が自ら設定したテーマについて教員の指導を受けることができ、教員と学生の交流の場ともなっている。研究奨励費制度はこれまでに380近くの学生グループ研究を支援した実績があり、学生の自主的な調査、研究活動を後押しする制度として評価できる。

## 7.3. 問題点

恒常的に、全学的な観点から学生支援全体について確認し、改善していく体制の強化が課題である。自己点検・評価委員会では、2021年度より、各部局でのPDCAサイクルをマネジメントする手段として、試験的に「PDCAサイクルチェックシート」の収集を開始しているところである。各部局での状況を集約し、大学全体のPDCAサイクルとの整合性をとっていくための仕組みを整備し、定着させていく。

## 7.4. 全体のまとめ

本学では「東京女子大学方針」に「学生の支援に関する方針」を定め、学内に周知するとともに、学外にも公表している。

主体的な学びを促す学習支援については学務課、図書館、国際交流センターが、安定的

な学修環境のための、経済的支援は学生生活課が、生活支援は学生生活課、学生相談室、保健室が、キャリア支援はキャリア・センターが、必要に応じ関連部署と連携しつつ行っている。一人ひとりを大切にする本学の方針のもと、大学としての各種支援により、個別の相談ケースに対しても、きめ細やかな支援を行っている。

ICTを活用した教室外学修の支援や学会による学生研究活動への支援等の正課外教育を行っている。経済的支援として、安定した学修環境を保障するためだけでなく、本学の教育目標に沿った学生の育成に寄与する奨学金制度を置いている。

生活支援としては、学生生活課が学生生活における総合窓口となり、必要に応じて適切な部署との相談、橋渡しを行っている。特に支援が必要な学生のための総合的な相談体制として、障がい学生支援コーディネーターを配置している。

進路支援については、学生の納得いく進路を実現するため、各種ガイダンスの実施、意思決定をしていくための情報提供、学生一人ひとりのニーズに合わせた相談体制の整備等に取り組み、高い就職率を実現している。

これらの学生支援の適切性については、各部署による定期的な点検のほか、全学的な内部質保証活動の一環として、点検・評価を行い、結果に基づいた改善策を実施している。

## 第 章 教育研究等環境

### 8.1.現状説明

8.1.1.学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点 大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示
---

東京女子大学方針のなかで、「教育研究環境の整備に関する方針」を以下のように定めている【2-1】。

教育研究環境の整備に関する方針

- 1.学修の質の向上と、より良い教育・研究成果をあげるため、教育・研究環境を充実する。
- 2.キャンパス内の自然環境の保持及び安全・快適な施設・設備の計画的な維持管理体制を強化する。
- 3.知の拠点として水準の高い図書館を維持し、学術情報サービスを向上させる。

東京女子大学方針は、学部教授会、大学院合同研究科会議、大学評議会での議を経て、理事会で決定されたもので、その過程で教職員への説明が行われた。また、本学公式サイトに掲載し、学内外に周知している【2-1】。

本方針は、それまでの学内での共通認識を明文化したものであるが、建学の精神に基づく教育を実現するために、創立期から時を刻み続ける歴史的建造物を大切に守りながら、最先端の設備も積極的に導入して最良の教育環境を整えている。

8.1.2. 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点 施設、設備等の整備及び管理 教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み
---

施設、設備等の整備及び管理

本学は東京都杉並区善福寺に、学部学生、大学院学生ともに学ぶ1キャンパスを有している。校地面積及び校舎面積ともに大学設置基準上必要な基準を満たしている。【大学基礎データ 表1】

運動施設として、キャンパス内にグラウンド、テニスコート、体育館棟を備えている【8-1】。体育館棟は、大小2つのアリーナ、多目的ホール、トレーニングルーム、クライミングウォールを備えている。グラウンドは長年使用するうちに芝生が退化し凹凸が目立つようになっていたが、2016年度末に整地と散水土木工事を施した後新しい天然芝を敷き、2017年度から授業、課外活動に活用している。

2006年1月に発足した理事長を委員長とするキャンパス整備計画委員会において、キャンパス全体の用途別ゾーニングを行い、老朽化した建物の安全性の確保、耐震改修促進、施設管理体制の整備、学生にとってより魅力あるキャンパスづくりを目的として、第一期2006～2011年度（2013年度までの予定を繰上げ）、第二期2012～2022年度のキャンパス全体の整備計画を策定した【8-2】。現在も計画的・予防的に建物、設備の保全を進めている。2016年度以降は、研究棟（8号館）の空調更新と照明のLED化、学寮の建替え、17号館の屋根・外壁改修を順次実施した。

第一期となる2023～2032年度の計画では、歴史的建造物を中心とした建物・設備の維持保全と本学が目指す新しい教育研究の在り方に沿う環境を両立すべく策定を進めている。

#### (1) ネットワーク環境や情報通信技術(ICT)等機器、備品等の整備 / 学生の自主的な学習を促進するための環境整備

ネットワーク環境の整備を継続的に実施し、キャンパス内の広範囲で無線LAN（docodemo-net）により、教職員、学生が自由にインターネットへ接続可能となっている【8-3】。2018年度には、国内外の多くの大学、研究機関が採用している国際学術無線LANローミング基盤であるeduroamに加盟し、加盟大学や研究機関で本学の教員や学生が本学のアカウントで無線LANを利用できるようにした。対外接続環境整備として、2023年4月から9月にかけて段階的に学術情報ネットワーク(SINET)に接続し、さらなる改善を行う。また、2020年度にはMicrosoftと包括ライセンス契約を締結し大学内外のPCで最新版のMicrosoft製品について無料での利用を可能とするなど、教育や学術研究の利便性向上を図っている。特に2020年度からは、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、遠隔授業のための対外接続回線の整備を優先的に行った。今後はB.Y.O.D. (Bring Your Own Device) の進捗に対応し、通信環境の整備を進める。

学内には、4つの情報処理教室と自習室に合計247台のPCを設置している。自習時間にはアシスタントが待機し、操作のサポートにあたっている。また、ICTを活用した授業運営や学生の学修支援の中核となる教育・学修支援センター（CTL）を2022年4月に立ち上げた。CTLでは日常的な授業・学修の相談・サポートをする他、学生向けのICT活用ワークショップを開催したり、教員向けLMS活用のワークショップなどを開催している。CTLには、学修スペースを併設して、可動式の机やイス、画面共有用の大型モニターなどを設置して学生の自主的な学修を促進している。さらに、今後整備されるラーニング・コモンスの設営・運営にも関わり、学生が学修しやすい環境を整備している。

#### (2) バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備

本学では、「東京女子大学障がい学生支援基本方針」において、「学生が学内で安全かつ円滑に学生生活を送ることができるよう、環境整備に努める」ことを定めている【1-2 P.24】。この方針に基づき、積極的にキャンパス内建物のバリアフリー化に努めている。スロープ、手すり、車いす用トイレ、車いす用座席、オストメイト対応トイレ、点字標示、エレベーター等を、既存の歴史的建造物にいたるまで可能な限り設置している。

歴史的建造物の1つ外国人教師館（16号館）1階にある女性学研究所のトイレは、従来

男性用と女性用が各1ブースだったが、合わせて広い1ブースとし、車いす対応、オストメイト併設、引き戸設置を施し、性別や障がいの有無を問わずに誰にも使いやすいトイレに改修した（2021年3月）。

### (3)安全及び衛生の確保

#### 防災・防犯管理

キャンパス内の施設設備の日常的な管理、修繕、保守点検等は、大学の方針に沿って大学運営部管財課が担当し、外部専門業者との業務委託契約により実施している。

正門脇の集中管理センターには、24時間警備員が常駐し、キャンパス全体の施設管理、防災、防犯管理を行っている【8-4 その他の建造物】。また、緊急連絡網を置き、夜間・休日の突発的な事故、事件に備えている。

特に、学外者の入構チェックは厳重に行い、来訪者記帳、入構者札の活用、構内の巡回等、女子大学のキャンパスとして、防犯面では細心の注意を払っている。日中は女性警備員を配置し、トイレ・更衣室の巡回や緊急時対応を行いやすくしている。

コロナ禍においては危機管理委員会が「東京女子大学行動指針」【2-37】を策定し、感染状況に応じた具体的な対策を行い、感染防止に努めている。

#### 災害時への備え

火災等発生の場合には、集中管理センターによるモニター監視を通して、速やかに現場を特定し、構内全域に一齐に避難放送等ができるようにしている。併せて、職員による自衛消防隊を組織し、例年消防署の協力を得て防災訓練を実施している。

また、東日本大震災以降は、授業中に大震災が起きた場合を想定して、通常の授業日に全学避難訓練を実施している。災害時に迅速に安否を確認できるよう安否確認システムを導入している【8-5】【8-6】【8-7】。

2021年度には車いす利用者を安全に階下から建物外へ避難できるよう階段避難車を3台導入し、操作担当職員を配置している。

#### 建物の防災対策

建物の安全性を確保するため、計画的に対策を講じている。

2020年から2年かけてタイル張りの教室・研究棟2棟（8，9号館）において剥落を予防する対策及びクラック補修の工事を行った。

また、地震でガラスが割れた時の被害を極力低減させるために、ガラス部分へのフィルム貼り付け工事を計画的に行っている。2016年度から2021年度にかけて、研究棟や教室棟及び学寮居室、屋外掲示板に施工した。

#### 感染症予防対策

2020年春から深刻化したCOVID-19感染症対策として換気が推奨されたことを受け、新規網戸の取り付けと修理、アクリルパーテーション、自動水栓、非接触型体温計、各教室へのアルコール消毒液等の設置を行った。ドアノブや照明スイッチの消毒など基本的な感染症対策を日常的に徹底した。教室の座席数も密を避けるため通常時から減数した【8-8】。

#### その他（学寮）

本学は、創立期より地方からの学生が安心して学校生活を送ることのできる場を保障す

るため学寮を整備してきた。現在はキャンパス内に2寮設けている【8-9】。楓寮（1984年3月竣工）は、全室個室で収容定員は99名である。浴室改修、無線LAN整備、シャワー室設置など、快適性と利便性を保っている。個室の整備は、個々人の勉強と祈りの場が確保されつつ友人たちと親しく交わる機会も大切にされるべきだという初代学長の新渡戸の考えに基づいている（基準1 p.3参照）。

一方の桜寮（2016年3月竣工）は全室2人部屋、収容定員190名である。留学生を積極的に受け入れ、日常的に国際交流が行われる場を目指している。障がいのある学生に配慮し、2022年には車いす利用の学生の入寮にあたり、浴室内に手すりを設置した。

#### 教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

2014年12月に「情報セキュリティに関する規程」【8-10】を制定し、法人及び教職員等の責務、セキュリティ管理体制を構築し、事故が起きた場合の対応について明確にした。

2022年度には「情報セキュリティの基本方針」【8-11】、「情報セキュリティ対策等基本計画」を策定した。今後は、早急にインシデント対応体制を構築し、インシデント発生時対応手順を整備するとともに、学内のセキュリティ意識向上の啓発に努め、基本的な対策の実施を徹底していく。

学生に対しては、1年次必修授業において、情報社会を生きるために必要な基本的な情報倫理が身につくカリキュラムを用意している。上級生には e-Learning システム(WebClass)上にコンテンツを用意している。

#### 8.1.3.図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

##### 評価の視点

図書資料の整備と図書利用環境の整備

図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

##### 図書資料の整備と図書利用環境の整備

###### (1) 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備

「本学の教育・研究、学習活動の基礎となる図書館資料の収集を図る」等の収書方針を明確に定め、これに基づき収書を行っている【8-12】。

各学科専攻・各科目運営委員会の教員、図書館員「学生選書ツアー」など、多様な視点での資料選定により、教育・研究・学習に必要な資料の収集に努めている。2022年5月現在、冊子体の図書の蔵書数は約598,000冊（うち和書約433,000冊、洋書約165,000冊）、電子ブックは約245,000タイトルである。コロナ禍をきっかけに電子ブックの拡充が進んだ。雑誌については、2022年5月現在、冊子体の雑誌は約6,700誌、電子ジャーナルは約8,400誌の利用が可能である【8-13】。

###### (2) 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備

国立情報学研究所の目録所在情報サービス（NACSIS-CAT / ILL）に参加し、学術情報へのアクセス環境の充実を図るとともに、全国の大学図書館等との間で学術資料に関する相

互協力（文献複写や資料現物の貸借）を行っている。また2015年度に国立国会図書館の「NDL デジタル化資料送信サービス」を導入し、初年度の2015年度は利用件数は22件であったが、2020年度は67件、2021年度は43件と利用が定着している【8-14】。

### (3) 学術情報へのアクセスに関する対応

#### 学外での資料活用

2008年度に導入したVPN (Virtual Private Network) では学外から利用できない電子資料が増えてきたため、2021年10月Ezproxy hosted版を導入し、購入している全ての電子資料に学外からアクセス可能となっている【8-15】。

#### 本学の学術研究成果の発信・利用

本学の学術研究成果は、国立情報学研究所が提供する共用リポジトリサービスであるJAIRO Cloudで広く発信している。また、オープンアクセスリポジトリ推進協会 (JPCOAR) にも参加し、リポジトリを構築、運用している【8-16】。

#### リテラシ教育と資料活用促進

2020年度からは、図書館の所蔵資料の探し方や、それを活用した学びについての情報検索ガイダンスを、情報処理科目の必修科目で実施している【4-20】。他にも、論文・記事の探し方や分野別のデータベース利用についてゼミ単位でのガイダンスを実施し、適切な学術情報の収集・利用のスキル修得を図っている【8-17】。

#### 図書館WebサイトやTwitterでの利用案内

資料の探し方や資料の活用について、図書館Webサイトでも発信している【8-18】。2020年度からはTwitterでの資料紹介や学習に役立つ情報発信等を行っている。

### (4) 座席数・開館時間、学生の学習環境に配慮した図書館利用環境の整備状況

座席数は763席で、学部・研究科の収容定員3,692名に対し約20.7%の座席が確保されている【8-19】。1階のコミュニケーション・オープンスペース、グループ閲覧室では自由な意見交換やグループ学習ができる。同じく1階にあるリフレッシュルームでは食事や休憩をとることができ、滞在型図書館としての環境を整えている（約130席）【8-20 利用スペース】。

開館時間は資料の通り【8-21】。学生の教室外学習のため、前後期の各定期試験前1か月及び卒業論文提出前1か月には、日曜日にも開館している。また、レポートや論文を作成するためのPC端末を計70台（1階のメディアスペースにデスクトップ端末50台、貸出用ノートPC20台）備えている。

なお、コロナ禍においてはその感染拡大状況に合わせた開館時間の変更、入館者数制限や座席指定を行った。

#### 図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有するものの配置

2022年5月現在、専任職員6名、業務委託スタッフ11名の17名で図書館業務をおこなっている。このうち司書有資格者は11名（うち専任職員では3名）で、資格保有率は65%である。業務委託スタッフ7名がカウンター業務を、ローテーションを組み行っている。ほかに、本学の図書館利用方法を熟知した学習コンシェルジェを配置している。学生の学習相

談に応じる大学院生および学部上級生から選抜された学生のエキスパートである。専任職員については、私立大学図書館協会、東京西地区大学図書館協議会などの講習会・研修、図書館等職員著作権実務講習会、日本古典籍講習会、図書館総合展への参加を推奨し、資質の向上に努めている。

#### 8.1.4.教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点 研究活動を促進させるための条件の整備
-----------------------------

東京女子大学方針に、本学が求める教員像として「キリスト教の精神に基づきリベラル・アーツを柱とする女性のための高等教育を推進していくため、本学の建学の精神、教育理念・目的を理解し、専門知識と教育力、研究能力を有し、社会貢献への意欲を持ち、管理運営にも主体的に関わることのできる教員」と明記するように、本学では研究活動を本学における高等教育を推進する基盤であると考えている【2-1 大学の求める教員像および教員組織の編制方針】。研究に対する基本的な考えの明文化により、研究と教育の好循環が生まれ、常に研究の成果を教育に反映させることが可能となっている。

##### (1)研究費

専任教育職員全員の研究を保障するために研究費を支給している。そのほか(2)～(4)に記載するとおり、研究旅費の支給、研究助成制度、外部資金獲得に向けた支援体制を整備している。

##### ・専任教育職員に支給される研究費

専任教員1人あたり37万円を算出基準として各学科・専攻に支給している。各学科・専攻では、それぞれの判断により、個人研究費と専攻用研究経費に分配して使用することができる。

##### (2)研究旅費

##### 教員個人に支給される研究旅費

国内の学会・研究会等への参加、調査、資料収集のための旅費を、教員1人あたり11万円を限度として毎年予算化しており、出張申請に応じて支給している。

##### 学術交流費

海外での研究活動を支援する国際学術交流費【8-22】と国内での研究活動を支援する短期学術交流費【8-23】の制度がある。これらの制度は、教員からの申請に基づき、学術交流費選考会議で審査され、大学評議会の審議を経て、学長が受給者を決定する。年間500万円の予算措置がされている。

##### 海外研修及び国内研修に関する内規による補助【8-24】

前述の学術交流費以外に、一定の条件を満たしている専任教員を対象として、海外研修経費を補助する制度がある。海外研修は、2か月以上1年以内の期間で、交通費及び滞在費が支給される。支給額の上限は、研修期間6か月以下100万円、6か月超150万円である。

(3) その他の研究助成

比較文化研究所及び女性学研究所による研究助成【8-25】【8-26】【8-27】

本学の附置研究所である比較文化研究所および女性学研究所は、それぞれ採択する研究プロジェクトに対し研究助成を行っている。助成を受けた者には、研究成果を論文にして紀要等で発表することが義務付けられている。

学会開催に対する補助

本学の専任教員が加入し、一定の条件を満たしている学会が、本学の施設を利用して学会等学術研究集会を開催する場合は、申請により施設使用料の免除を受けることができる【1-6 p.88】。

東京女子大学学会への補助

東京女子大学学会【7-41】（基準7p.82(2) 参照）に補助費を交付している。東京女子大学学会では『東京女子大学紀要論集』を年2回大学から刊行しており、本学教員及び大学院学生の研究発表の場となっている【8-28】。教員に対してモノグラフの刊行助成金を交付し、研究成果の公表を促進している【8-29】。

(4) 外部資金獲得のための支援

外部資金獲得を促すことを目的として、以下の取り組みを実施している。

資金の獲得に向けた講演会

科学研究費助成事業に複数回採択された経験をもつ本学専任教育職員が講師を担当し、自身の採択経験等を講演参加者に説明し、質疑応答を行う。

採択決定の研究計画調書の閲覧

科学研究費助成事業に申請し採択された研究者の研究計画調書を閲覧できるようにしている。

科研費申請個別相談会

科学研究費の申請を検討する研究者や、手続きや経費執行上の疑問や不安のある研究者を対象とした個別相談会を実施している。

(5) 個人研究室・研究日

専任教員に対しては、全員に一人一室の個人研究室が与えられている。個人研究室には、基本的備品の他パソコンが貸与されており、学内LANが整備されている。

また、教員が研究等に専念できる時間を確保するため、週1日の研究日を取得することができる。

(6) 研究休暇制度

専任教員の研究活動に、長期の研究期間を保障するため、研究休暇制度を設けている。制度運用のため「研究休暇に関する規程」【8-30】、「研究休暇に関する規程運用内規」【8-31】が整備され、6年以上勤務した教員は、研究休暇の許可を申請できる。年度ごとに原則として6名の教員が1年間、研究に専念できる機会を与えられる。研究休暇中の成果については学長に報告書を提出することが義務付けられている【8-30 第9条】。

## (7) 研究支援制度

### 女性研究者研究支援員

女性研究者の研究継続を支援するため、2013年度から、女性研究者研究支援員制度を設けている【8-32】。出産、育児又は介護に携わる期間、研究支援員を配置する。本学に所属する女性研究者又は配偶者が大学等の研究者である男性研究者を対象とし、原則として本学大学院在籍者又は修了者を支援員とする。支援員にとっても、研究能力を高める経験となっている。

### 若手研究推進費

2017年度より、本学独自の制度として「若手研究推進費」を導入し、若手研究者の研究推進を支援している【8-33】。2020年度募集分からは、研究のスタートアップに資する制度として趣旨を明確化した。今後は研究活動に関するコンプライアンス検討委員会が、当該年度の外部資金申請を応募条件とするなど応募資格・応募条件等の見直しを行い、より実効的な研究推進支援となるよう定期的に改善していく予定である。

### リサーチ・アシスタント(RA)制度

専任教育職員の外部資金による研究プロジェクト等の補助業務に従事するリサーチ・アシスタント(RA)の制度が設けられている【8-34】。大学院博士後期課程に在籍する学生を対象としている。教育職員の研究補助を行うことにより、大学院学生の研究能力を高めることを目的としている。

## (8) 教育支援体制

教育補助業務に従事する、大学院学生によるティーチング・アシスタント(TA)制度がある【8-35】。学部における教育の質的向上を図るとともに、大学院学生に対して教育・研究能力を高める機会を提供している。また、情報処理に関する授業には、学生アシスタント(SA)を配置し、学生の授業理解を助けている。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のために実施された遠隔授業のノウハウを蓄積し、2022年度に教育・学修支援センターを開設した。同センターでは教育支援の一環としてICTを活用した教育方法を導入する教員やICTを活用した自主学修を行う学生をサポートしている。

### 8.1.5. 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点 研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み
---------------------------------

研究倫理を遵守し、研究が適正に遂行されるよう必要な規程を定め、審査体制を整備している。

#### (1) 研究倫理に関する規程

東京女子大学公的研究費等の運営・管理及び監査の実施体制に関する規程【8-36】

東京女子大学における公的研究費等の不正使用に対する取扱規程【8-37】

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(令和3年2月1日改正文部科学大臣決定)の改正を受け、研究活動に関するコンプライアンス検討委員会が検討を行

い、「東京女子大学公的研究費等の運営・管理及び監査の実施体制に関する規程」を整備した。公的研究費等の運営及び管理を適正に行うため責任体系、行動規範及び不正使用に対する措置等の取扱いを定め、公的研究費等の運営・管理及び監査の実施体制を強化する内容となる。2021年度に改正を行い、本学公式サイトで公開している【8-38】。

東京女子大学における研究活動に係る不正行為の防止及び不正行為への対応に関する規程【8-39】

研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文科科学大臣決定）に基づき、2015年7月に本規程を新規制定し、本学公式サイトで公開した【8-40】。規程には、研究活動における不正行為防止の実施体制及び不正行為に係る対応に関する事項を定めている。

人を対象とする研究に関する倫理審査規程【8-41】

人を対象とする研究に関する倫理審査規程施行細則【8-42】

個人情報の保護、インフォームド・コンセントおよび研究対象者の保護等に関する研究者と研究機関の責務および審査基準を明確に定めた規程を制定している。

## (2) 学内審査機関

研究活動に関するコンプライアンス検討委員会・調査委員会

学長を最高管理責任者とするコンプライアンス検討委員会は、公的研究費の運営・管理に関する事項について審議し、不正防止計画の推進を図る。不正使用に対する処置は、調査委員会が調査し、最高管理責任者が統括する。調査委員会の構成員には弁護士、公認会計士等の第三者若干名を含むことを規程【8-37 第8条】に定め、客観性及び透明性を確保している。

研究倫理教育推進委員会・予備調査委員会・調査委員会

学長を最高管理責任者とする標記三委員会は、研究者倫理の向上、研究活動に係る不正行為の防止及び不正行為への対応のため設置された。不正行為の発生が疑われる場合は、最高管理責任者が設置する予備調査委員会、調査委員会が対応すること、調査委員会の構成員には法律の専門知識を有する有識者等、過半数を外部有識者とすることを規程【8-39 第8条、第19条、第20条】に定め、客観性及び透明性を確保している。

人を対象とする研究に関する倫理審査委員会

人を直接対象とする研究に関する倫理審査をする委員会である。構成員は男女両性からなる、人文科学又は社会科学分野を専門とする専任教育職員若干名、自然科学分野を専門とする専任教育職員若干名とし、さらに脳科学研究及び遺伝子を扱う研究等の審査にあたっては、自然科学分野を専門とする外部有識者1名以上、人文・社会科学分野における外部有識者1名以上、一般の立場を代表する外部の者1名以上を含むことを規程【8-41 第3条第2項、第3項】に定めている。

## (3) 研究倫理に関する教育

コンプライアンス教育

公的研究費の適正な使用に対する意識の向上とルール周知等のためコンプライアンス教育を毎年度行うこと、公的研究費等の運用・管理・監査に係る教職員は研修に参加する

ことを規程【8-36 第11条】に定め、実施している。

#### 研究倫理研修

研究者倫理の向上のため、研究倫理研修を、研究活動に関わる者全員を対象に実施している。新任者に対しては、文部科学省のガイドライン及び本学の規定の概要を周知する研修会を実施し、一般財団法人公正研究推進協会APRINのe-learningの所定コースの受講を義務づけている。これらの研究倫理研修は、原則として日本語および英語で提供しており、いずれもオンラインでの受講を可能とするなど、対象者のバックグラウンドや時勢に対応し、受講しやすい体制を整備している。また、人を対象とする研究に関する研究倫理教育として、倫理審査申請者に対して、APRINのe-learningの所定の2コースを受講することを義務付けている。大学院学生には、講義とグループ討議を含む研究倫理教育を毎年度実施している。

**8.1.6.教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

#### 評価の視点

適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価  
点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究等環境の適切性に関する点検・評価及びそれに基づく改善・向上に関しては、各部局又は委員会において、定期的に検証を行っている。教育研究等環境については、施設設備といったハード面、図書館サービス、研究倫理など多岐にわたるため、全学的な観点から教育研究等環境について検証を行い、改善していく体制の強化と運用が課題である。

基準2に記載するとおり、自己点検・評価委員会では、内部質保証体制における各組織のPDCAサイクルを確認するため、2021年度より「PDCAサイクルチェックシート」を作成し、学内の委員会に提出を依頼している【2-31】。2022年度からは、教育研究等環境にかかわる委員会、組織にも同シートの提出を依頼した。一年間の総括と次年度の課題について報告を受けることで、全学的な見地から教育研究環境全体の活動状況について適切性を確認していく。

#### 8.2.長所・特色

「教育研究環境の整備に関する方針」によって、一貫した方針に基づき教育研究環境整備を行っている。景観と歴史的建造物を守り、ネットワーク環境の整備にも力を入れている。安心と安全、快適で豊かな教育研究環境を提供している。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために実施された遠隔授業のノウハウを蓄積し、2022年度に教育・学修支援センターを開設した。ICTを活用した教育方法を導入する教員や自主学修を行う学生を支援することで、教育研究環境の整備に寄与していると評価できる。

#### 8.3.問題点

教育研究等環境については、施設設備といったハード面、図書館サービス、研究倫理な

ど多岐にわたるため、個々の委員会、組織において適切性を点検しているものの、全学的な観点から検証を行い、改善していく体制がとられていなかった。

そのため、自己点検・評価委員会が内部質保証体制における各組織のPDCAサイクルを確認するために導入した「PDCAサイクルチェックシート」を、教育研究等環境にかかわる委員会、組織からも提出させることで、全学的な観点から検証・改善が行えるように体制を整えている。

#### 8.4.全体のまとめ

本学では、「東京女子大学方針」に「教育研究環境の整備に関する方針」を定め、歴史的建造物を大切に守りながら、最先端の設備も積極的に導入し、教育環境の整備を行っている。また、キャンパス整備計画に基づき、施設、設備の整備を行っている。

特に、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、遠隔授業のための対外接続回線の整備を優先的に行った。現在もハイブリット授業等の対応への学内インフラの強化のため、対外接続環境の改善、学内無線LANのアクセスポイントの整備を継続して行っている。

また、図書館では、図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備に努めるとともに、図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者を配し、必要な講習会、研修を受講している。

教育研究活動を推進させるための方策としては、研究費の適切な支給、外部資金獲得のための支援、研究室の整備、研究時間の確保、リサーチ・アシスタント（RA）制度・ティーチング・アシスタント（TA）制度の導入等の整備を行っている。

教員が研究活動を進めるうえで研究倫理を遵守するための方策として、研究倫理に関する規程や学内審査機関を整備し、コンプライアンス教育や研究倫理研修等の教育の機会を設けている。

教育研究等環境の適切性については、自己点検・評価委員会を中心に、点検・評価に努めている。

以上のことから、教育研究等環境について、適切に整備されていると評価できる。

## 第 章 社会連携・社会貢献

### 9.1.現状説明

9.1.1.大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

#### 評価の視点

大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

東京女子大学方針のなかで、「社会連携・社会貢献に関する方針」を以下のように定めている【2-1 社会連携・社会貢献に関する方針】。

社会連携・社会貢献に関する方針

- 1.高等教育・研究機関として、蓄積された知見及び最新の研究成果を学外に還元することで、地域住民の文化的教養の啓発に寄与する。
- 2.本学の施設および教育資源を活用し、卒業生および地域の女性のキャリア構築支援を行う。
- 3.専門的な学識を通じて、政策形成や国・自治体などの課題解決に貢献する。

さらに、2020年3月に策定した「学校法人東京女子大学中期計画」（2020年4月1日～2025年3月31日）の「【 】東京女子大学SDGs宣言 未来に開かれた大学 」および「【V】社会連携・地域貢献 社会・地域に開かれた大学 」において、以下のとおり目標を明示している。

【 】東京女子大学SDGs宣言 未来に開かれた大学

目標1：「東京女子大学SDGs宣言」を採択し、学生と教職員が協働して、持続可能な社会実現のための取り組みを積極的に展開する。

【V】社会連携・地域貢献 社会・地域に開かれた大学

本学の教育資源を活用し、社会や地域、卒業生を連携した活動を展開することによって、ひろく認知される大学を目指す。

目標1：本学の教育資源、施設・設備を可能な限りで開放し、ひろく認知される大学を目指す。

目標2：在学生、教職員、卒業生との連携をより一層強化する。

東京女子大学方針および中期計画は、教授会、部長・課長会で報告され、本部ニュース【1-17】により、全学的に周知、共有されている。

以上のことから、社会連携・社会貢献に関する方針は、大学としての一貫性、整合性を確保しており、適切に公表していると言える。

9.1.2 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点

学外組織との適切な連携体制

社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

地域交流、国際交流事業への参加

(1) 学外組織との適切な連携体制

近隣の自治体等との連携

社会に開かれた大学を目指し、所在地の杉並区との関係を密にし、実現可能な地域貢献を検討していくために、2011年度に杉並区と区内高等教育機関との連携協働に関する包括協定を締結した【9-1】。この協定は、杉並区、女子美術大学・女子美術大学短期大学部、高千穂大学、東京立正短期大学、明治大学と連携して、教育、文化、まちづくり等の分野での協力、地域の発展と人材育成等に寄与することを目的とし、各機関からなる推進協議会が、事業の円滑な運営を図るために設置されている。また、杉並区教育委員会の受託事業として、杉並区内大学公開講座【9-2】の共催を行っている。

本学は杉並区にあるが、敷地は武蔵野市と隣接しており、杉並区に加えて武蔵野市との社会連携の体制も構築している。また、かつて本学の短期大学部、現代文化学部があった三鷹市との連携体制も継続している。

武蔵野市とは、亜細亜大学、成蹊大学、日本獣医生命科学大学、武蔵野大学とともに武蔵野地域五大学共同事業【9-3】に参加しており、「武蔵野地域五大学共同講演会」

【9-4】、「武蔵野地域五大学共同教養講座」【9-5】を共催している。また、武蔵野市と武蔵野地域五大学が武蔵野地域住民の生涯学習活動の向上を目的として、継続的な学習機会を提供するためのバーチャルな学習空間としての市民大学「武蔵野地域自由大学」【9-6】を2003年度に開始した。本学は2015年度より、従来の武蔵野地域五大学共同教養講座および共同講演会と武蔵野市寄付講座【9-7】に加え、夏季特別講座（一般対象）【9-8】を対象科目として提供している。

また、三鷹市の特定非営利活動法人「三鷹ネットワーク大学推進機構」による教育・研究機関の地域への開放と、地域社会における知的ニーズを融合し、民学産公の協働による新しい形の「地域の大学」を目指す取り組みに参加している。現在は本学名誉教授による数学の講座を、本学寄付講座として提供中である【9-9】。

1) 心理臨床センター

杉並区の地域支援講座請負受託（こども発達センターからの委託協力を受けた発達障がい児の支援者対象の講演会、ワークショップなど）、武蔵野市教育支援センターからの就学前児童の特別支援教育に関する審議・決定の基礎資料となる発達検査の受託により、各自治体と連携体制を構築している（詳細は(2) 心理臨床センター参照）。

2) 国際交流センター

一般財団法人杉並区交流協会の会員となり、同協会が企画する、留学生のホームビジット等の事業を留学生に紹介している。

### 他の教育機関との連携

創立100年を超える伝統を持つ東京にある私立の女子大学、津田塾大学、日本女子大学と本学は、定期的に3女子大学懇談会を開催し、学長をはじめとする役職者が出席し、各大学が提案する議題について意見交換をするなどの連携関係を持っている。

高大連携協定校は、(2022年9月)現在9校あり、本学の教員が協定校に出向いて授業を行っている【9-10】。また、高校単位での大学訪問を受け、在学生によるキャンパス・ツアーや在学生との交流を行うなど、相互連携をしている。2022年度には、高校1年生を対象とする「探求的な学習活動」に資する教育連携活動のプログラム案を策定した。

海外の協定校は、2022年9月の時点で、アジア、アメリカ、ヨーロッパ、オセアニアの9か国1地域34校ある。2015年度は6か国12校の協定校であったが、国際交流促進のため拡充した。現在の協定校のうち、学術交流を含む包括交流が可能な大学は9か国1地域20校で、学生交換・学生派遣留学が可能な大学は、9か国1地域31校である【9-11】。

ほかに、アジア・キリスト教大学協会(Association of Christian Universities and Colleges in Asia: ACUCA)に、キリスト教精神を基盤とする加盟校と連携してアジアの教育分野に貢献するため、2019年に加盟した【9-12】。

## (2) 社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

### 本学独自の公開講座、講演会、授業公開

杉並区、武蔵野市、三鷹市との連携の下で行う講座、講演会、授業のほかに、本学独自に実施する公開講座や講演会、比較文化研究所、女性学研究所企画の講演会、講座、正課授業の一般公開を通して、教育成果の社会還元をおこなっている。

公開講座としては、社会連携委員会が一般社会人を対象とした夏季特別講座を企画、実施している【9-2】。また、イギリスの公的機関であるブリティッシュ・カウンシルの講師による、レベル別社会人英語講座を実施運営している【9-13】。

起業が女性の社会進出のキールートとなる中で、コンテストを通じて起業マインドを芽生えさせ、実際に起業を行う女性の育成を目指す、「東京女子大学ビジネス・プランニング・コンテスト」を実施しており、2022年度で第6回となる【9-14】。応募資格は高校生以上の女性で、新たに起業する意思がある、または応募アイデアを実行する意思がある方、すでに事業を営んでいてこれから新たな事業展開をする方となっている。審査は本学教員のほか、省庁、NPO法人、企業の研究所など学外からの審査員を迎え、応募のプランが社会的なニーズに込んでいるか、実現可能か、などについて客観的な審査を行っている。毎年度、高校生から事業者まで幅広い世代の応募者から受賞者を選抜している。2021年度、2022年度はCOVID-19に対応するため、オンラインでコンテストを実施した。選考と並行して「ブラッシュアップ講習会」を開催し、本学教員や起業家による講義、アドバイスを行っている【9-14】【9-15】。また、希望者にはTOKYO創業ステーション(東京都の起業をサポートする団体)【9-16】を紹介している。最終審査会においては、前年度の受賞者から受賞後の活動状況などを報告してもらい、受賞後の事業展開の状況を確認すると共に、最終審査会参加者の今後の活動への奨励につなげている。

教育研究成果の社会への還元としては、毎年8月に、本学教員の最新の研究成果を中

学・高等学校や予備校の教員を対象に公開し、教育の新たな視点を提供することを目的にした「高等学校教科別セミナー」を開催している【9-17】。

#### 1)比較文化研究所

学内外の研究者を講師に招き、比較文化学的なテーマによる公開シンポジウムや公開講演会を開催し、学内外からの参加者を得ている。また、研究所が企画する正課授業（総合教養科目「比較文化」）を、年度により公開している【9-18】。

比較文化研究所に附置した丸山眞男記念比較思想研究センターでは、丸山眞男文庫の遺贈図書・各種草稿資料類の整理を進めるとともに、講演会、読書会等を開催し、出版物を刊行している【9-19】。さらに研究成果の社会への還元とともに比較思想学分野の知見の提供のため、例年は正課授業（総合教養科目「比較思想」）を一般に公開している。

#### 2)女性学研究所

歴史や文学における女性、職業や教育などさまざまな社会的領域における女性のあり方をめぐるプロジェクト研究、個人研究の成果や国内外の専門家による公開講演会等を実施している【9-2】ほか、「女性史青山なを賞」により、各年度の優れた女性史研究を助成している【9-20】。また、例年は、研究所が企画する正課授業（総合教養科目「共生社会とジェンダー」）を一般に公開している【9-21】。

#### 心理臨床センター

臨床心理学分野の大学院学生のための実習・研修の場、および地域に開かれた社会貢献の場として、2009年4月に開設した。相談事業、ネットワーク事業、研修・研究プログラム事業を柱にしており、一般市民も対象とした講演会を実施している【9-22】。また、自治体からの委託協力も受けている。本学の臨床心理学分野の発達障がいに関する研究成果を地域に還元している。

当センターでは、杉並区のこども発達センターから委託協力を受け、発達障がい児の支援者を対象にした2回の講演会、3回のワークショップ【9-23】、児童発達支援事業者による実践研究会報告会【9-24】では、本学の臨床心理学分野の教員がコーディネーターまたは講師を担い、本学内の場所を提供して実施している。この講座は2014年度以降、継続提供しており、また、2021年度からは武蔵野市教育支援センターからの委託を受け、就学前児童の特別支援教育に関する審議・決定の基礎資料となる発達検査を実施している【9-25】。特別支援が必要な児童数の増加に伴う地域自治体からのニーズに応え、本学の施設と研究成果を活用して貢献している。

#### エンパワーメント・センター

エンパワーメント・センターは、本学の社会連携・社会貢献に関する方針のうち、特に2にあたる、卒業生および地域の女性のキャリア構築支援を行う役割を担っており、卒業生を主な対象としたキャリアプログラムおよび女性の生き方を示唆する講演会や女性起業家育成講座を開催し、一般市民も受け入れている【9-26】【9-2】。

2017年度からは「女性の起業」【4-13】という正課授業を公開し（基準4 p.34参照）、社会人受講者を得ている。

#### そのほかの活動による教育研究活動の推進

本学の社会連携・社会貢献に関する方針 3.専門的な学識を通じて、政策形成や国・自治体などの課題解決に貢献する、については、国や地方自治体等の政策形成への寄与が

あげられる。教員個人の専門分野、研究成果を生かして、個別に、国や地方自治体等の政策形成への寄与、貢献が行われている。大学としてこれらの政策形成への寄与を奨励している【9-27】。

### (3) 地域交流、国際交流事業への参加

本学のリソースを利用した地域交流活動として、A.レーモンドによる歴史的建造物（文化庁登録有形文化財）7棟の専門家による解説付きの見学会【9-28】やチャペルコンサートなど演奏会の公開を行っている【9-29】。通常は、近隣地域に在住・在勤している18歳以上の女性を対象に図書館を開放しており、閲覧席の利用、開架資料の閲覧・貸し出しができる【9-30】。

杉並区立郷土博物館分館、杉並区立西荻図書館等地域の施設からの要請により、本学初代学長新渡戸稲造やキャンパスの建造物等に関する写真や資料を提供している【9-31】。

以上の文化財やパイプオルガンの音楽に触れる活動などを通し、教養を豊かにする機会を提供し、本学の建学の精神への理解を広めている。

本学の学生ボランティア活動は、ボランティア・ステーションが、学内外から集まるボランティア関係の情報を学生に提供している【9-32】。大学主催の活動としては、「東日本大震災復興支援ボランティア」【9-33】（主に岩手県大槌町）、キリスト教センターによる「リトリート」【9-34】、ボランティア団体の活動説明会などを行ってきた。杉並区周辺の養育家庭学習ボランティア、埼玉県の貧困家庭の小～高校生への学習支援ボランティアには毎年多くの学生が参加している。杉並区との連携による防犯ボランティアも継続して行っている。

ボランティア・ステーションが後援し、難民問題を考える学生有志による難民支援（Meal for Refugees）活動も行われている【9-35】。2019年度は国際交流センターが国連UNHCR協会のUNHCR難民映画祭学校パートナーズに加盟したことを受け、自主上映会と学生有志の活動報告会を学外にも公開する形で実施した【9-36】。上映会は2020年、2021年、2022年はCOVID-19のため実施を見合わせた。

海外ボランティア活動としては、キリスト教センターが主催するタイ・ワークキャンプがある【9-37】。このキャンプは、創立100周年記念事業「挑戦する知性」プロジェクトの一つとして、本学のキリスト教精神を表す犠牲と奉仕（Service and Sacrifice）を実践して学ぶことを目的に、2016年度に開始し、毎年2月にタイ北部チェンライで実施している。学生と引率教員は、現地のクリスチャンの女性が、両親と住むことができない山岳民族の子供たちを20数名預かり共同生活をしている施設に滞在し、土地を開墾して畑を作る支援活動や、子供たちに日本語を教えるなどの交流活動を行う。2021年、2022年はCOVID-19のため実施を見合わせた。

2015年以降、海外の協定校を拡充したことで、幅広い国際交流事業を企画することができるようになった。例えば、国際交流センターが2019年度に日本語プログラム【9-38】を行った際には、杉並区教育委員会の協力を得て地域と連携した国際交流を実施することができた。

### (4) SDGs宣言

キリスト教の「犠牲と奉仕」の精神に基づき、一女子大学として持続可能な社会の実

現のために活動を展開することを示す「東京女子大学SDGs宣言 未来に開かれた大学」を、2021年10月大学評議会において採択した【9-39】。SDGsの17のグローバル目標のうち、本学では特に子ども、教育、ジェンダーを中心に9つの目標に取り組むこととしている。2022年度は、SDGs推進委員会を設置し学内での活動を進めている。オンラインによる講演会や教員によるウクライナ支援フリーマーケットを通してSDGsの目標の理解を全学的に進めた。

また、ボランティア・ステーションと共催で2022年12月に「ウクライナ支援クリスマスチャリティコンサート」を実施し【9-40】、ウクライナへの支援活動を行った。地域住民、卒業生、学生、教職員等より約60万円の寄付が集まった。

### 9.1.3.社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 点検・評価結果に基づく改善・向上
--

社会連携活動に組織的に取り組み、社会貢献に資することを目的として、2015年に社会連携委員会を設置し【9-41】、社会連携活動の適切性についても同委員会の審議事項としている。社会連携委員会や研究所・センター等の各部局で、開催状況や参加者アンケート結果等に基づいて各々の社会連携活動について適切性を検証し、改善・向上に取り組んでいる。

基準2に記載するとおり、自己点検・評価委員会では、内部質保証体制における各組織のPDCAサイクルを確認するため、2021年度より「PDCAサイクルチェックシート」を作成し、学内の委員会に提出を依頼している【2-31】。2022年度は、社会連携委員会にも同シートの提出を依頼し、一年間の総括と次年度の課題について報告を受けることで、全学的な見地から教育研究環境全体の活動状況について適切性を確認している。

2021年10月にはSDGs宣言を採択し【9-39】、全学的にSDGsに取り組む基盤が整備された。SDGs推進委員会においては、SDGsを踏まえた学生や教員の個々の活動について包括し、大学の活動全体での適切性を検証していく予定である。

## 9.2.長所・特色

### (1)タイ・ワークキャンプ

建学の精神「キリスト教の精神をもって、人格形成の基礎とする」こと、「犠牲と奉仕」の精神を体現する社会貢献のプログラム【9-42】として評価できる。

また、IR専門委員会では過去3回分の活動報告書から内容分析を行い【4-107】、本学の標榜するキリスト教精神に基づいた「犠牲と奉仕」の精神を実践し、再認識したことを確認している。また、国際的な視野で社会に貢献したいという意欲を高めて帰国した者も見られ、学生にとっての学びの機会としても成果を確認している。

2021年、2022年はCOVID-19のため実施を見合わせているが、状況が好転したら再開する予定である。

## (2)東京女子大学ビジネス・プランニング・コンテスト

これまでに6回開催し多数の表彰を行ってきた。表彰したプロジェクトの中には事業化に至った事例もあり【9-43】、起業を目指す幅広い層の女性を支援する取り組みとして機能している。コンテストでは、選考と並行して、応募者がプランを実現できるよう具体的なアドバイスやサポートを行っており、グランドビジョンに掲げる「女性の生涯にわたるキャリア構築を支援する」に適う女子大学ならではの取り組みとして評価できる。

### 9.3.問題点

なし

### 9.4.全体のまとめ

本学では「東京女子大学方針」に「社会連携・社会貢献に関する方針」を定め、学内に周知するとともに、学外にも公表している。

この方針に基づいて、近隣の自治体と連携協定に基づいた取り組みや、独自の公開講座、講演会、授業公開、地域交流や国際交流事業への参加等を行っている。

この他、本学の建学の精神に基づき「東京女子大学SDGs宣言 - 未来に開かれた大学」を策定し、持続可能な社会の実現に向けた取り組みを行っている。

これらの社会連携・社会貢献の適切性については、全学的な内部質保証活動の一環として、点検・評価を行っている。

以上のことから、本学では、地域等と連携した取り組みを継続的に行っており、社会連携・社会貢献を適切に実施していると評価できる。

## 第 章 大学運営・財務 ( 1 ) 大学運営

### 10.1.1.現状説明

10.1.1.1.大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

#### 評価の視点

大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示  
学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

本学の教育理念・目的の実現に向けて、東京女子大学方針のなかで、中長期的な管理運営の方針を以下のように定め、本学公式サイト及び毎年度の事業報告書に掲載し、学内外に周知している【2-1】【10-1-1】【10-1-2 p.4】。

#### 管理運営に関する方針

1. 関係法令及び学内諸規程に基づいた、組織及び業務の適正な管理運営を推進する。
2. 各組織の権限と責任、意思決定プロセスを明確に定める。
3. 教育理念・目的達成のために、ガバナンスとマネジメントを強化し、学長のリーダーシップを確立する。
4. 教育研究活動等の向上と発展のため、教職員に対する研修を恒常的、計画的に推進する。
5. 事務職員による教育研究支援機能、法人運営機能を強化する。
6. 教育研究活動を安定的に支えるため、中長期的な財務計画を策定し財政基盤を確立する。

2020年3月に策定した「学校法人東京女子大学中期計画」【1-17】の1つに、大学運営についての大項目「アクションを支える体制の充実 - 開かれた組織・運営 - 」を設定している。教育研究活動の基盤となる環境整備を着実に推進し、教職協働により大学を取り巻く急速な環境変化に対応できる体制を構築するため、目標、主な取組等を定めて計画の着実な実現に向けて取り組んでいる。中期計画は、教授会、部長・課長会で報告し、本部ニュース【1-17】【2-29】により、全学的に周知、共有している。

以上のことから、大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中長期計画を実現するために必要な大学運営に関する方針を明示し、適切に周知しているといえることができる。

10.1.1.2.方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

#### 評価の視点

適切な大学運営のための組織の整備  
適切な危機管理対策の実施

学校法人東京女子大学職制規程【6-1】に、本法人の組織及び業務分掌を定めている。

#### (1)学長の選任方法及び職務・権限

学長の選任は、学校法人東京女子大学寄附行為施行細則【10-1-3】に基づき、学長選

挙規程【10-1-4】、学長候補選考委員会内規【10-1-5】、学長選挙管理委員会等内規【10-1-6】により、厳正に行っている。学長の職務・権限については、寄附行為施行細則【10-1-3 第2条】、職制規程【6-1 第5条】および学則【1-4 第6条】に「大学の教育に関する事項を総轄する」と規定されており、校務に関する最終決定権を有する。

## (2) 役職者の選任方法と権限

学長の補佐体制は、副学長、学部長及び大学院合同研究科会議議長が担っている。

副学長は、置くことができるとし、学長の指名により理事会が決定し、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる、と学則及び職制規程に定めている【1-4 第6条の2】【6-1 第5条の2】。2015年の学校教育法の改正以降、職務を決めて毎年1名から3名の副学長を配置している。

学部長の選考については、学長が教授会の意向を参酌して、理事会に提案し、決定される。その役割を「学長を補佐して、学部の校務をつかさどる」旨を学則に定めている【1-4 第6条の3】【6-1 第16条】。

大学院合同研究科会議議長は、各研究科間の連絡を密にするため設置され、大学院合同。同研究科会議の運営責任を担っている。その職務は、職制規程【6-1 第20条】において、学長を補佐して「大学院の学務を統括」することと定めている。

また、学部に、リベラル・アーツ教育における全学共通カリキュラムの重要性に鑑み全学共通教育部長の職を置いている。全学共通カリキュラムを支える事務組織としての全学共通教育センターの長となり、その業務全体を統括している【6-1 第16条の2】。全学共通教育部長の選考は、学長が教授会の意向を参酌して、理事会に提案し、決定される。

以上の教学の役職のほか、職制規程には、研究科会議議長、学科主任、専攻主任、図書館長、各研究所長、各センター長、各委員会委員長等の職務と選任方法を定め、規程に基づき円滑な大学運営に努めている。

## (3) 学長による意思決定とそれに基づく執行体制等、教授会の役割

東京女子大学の教育研究に関する意思決定は、東京女子大学学則【1-4】、東京女子大学大学院学則【1-5】、大学評議会規程【2-10】等に基づき、学長が教学の意向を参酌して行う。

学部には教授会が置かれ、東京女子大学学則【1-4】および現代教養学部教授会規程【5-11】に基づき、学生の入学・卒業、学位の授与、教育課程の編成等の重要事項を審議し、学長に意見を述べる。

大学院の各研究科には、研究科会議が置かれ、東京女子大学大学院学則【1-5】に基づき、学生の入学・修了、学位の授与、教育課程の編成等の重要事項を審議し、学長に意見を述べる。研究科会議は各研究科間の連絡を密にするため、各研究科会議構成員全員からなる合同研究科会議として開催している【6-2 第1条】。大学院の将来計画、研究科・専攻の新設・改廃等の重要事項については、上部審議機関として、学長を議長とする大学院委員会が設置されている【1-5 第65条】。

特に重要なものは、教学の最高審議機関である大学評議会が審議している。大学評議会の審議事項は、東京女子大学学則【1-4】、東京女子大学大学院学則【1-5】並びに大学評議会規程【2-10】に明記されている。

さらに学則その他重要な規則の改廃、学部・学科・研究科・専攻等の設置及び廃止、教員の採用・昇任に関する業績審査、教育研究に関する長期展望に係る事項等の教育研究に関する重要事項の意思決定については、大学評議会の意向を参酌して、学長が理事会に提案し、理事会が最終決定している。

また、上述のほか学長の諮問機関として学長、副学長、学部長、全学共通教育部長、大学院合同研究科会議議長、事務局長を構成員とする学長室会を設置し【10-1-7 第2条】、教学に係る大学運営の重要事項の基本方針を学長に提言し、学長の職務の迅速、円滑な遂行を支援している。

#### **(4) 教学組織(大学)と法人組織(理事会等)の権限と責任**

本法人における各組織の権限と責任は、学校法人東京女子大学寄附行為【1-3】、同施行細則【10-1-3】、学校法人東京女子大学職制規程【6-1】に定めている。

法人業務の意思決定は理事会が行う。理事会は寄附行為第18条【1-3】に基づき予算・決算、資産の管理・処分、学長の選任、専任職員の任免等に関する法人の重要事項を審議決定する。理事長は寄附行為第11条【1-3】に基づき、法人を代表しその業務を総理する。

一方、学長は、寄附行為施行細則第2条【10-1-3】及び東京女子大学学則第6条【1-4】に基づき、理事会の議決に従って、大学の教育研究に関する事項を総轄して、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

本学では、理事会と教学組織は、ともに協力して大学を維持・発展させていく責任があると考え、両者の連携強化を図るべく、理事会・教授会合同作業部会を設置し、理事会と教学組織が重要事項の方針を協議することにより、一体化した大学運営を行っている。理事長をはじめとする主な役職理事と、学長、学部長など教学の役職者が同じ目線で議論を交わすことが可能となっている。近年では、2024年・2025年に向けた教学改革について、大学運営と教学の両側面から率直な意見交換を行い、建学の精神そして教育理念の実現に向けて取り組んでいる。

また、将来計画推進委員会、危機管理委員会およびハラスメント防止委員会に、各々理事1名が委員として参加し【2-9 第2条】【10-1-8 第5条】【7-28 第9条】、将来構想や危機管理等においても理事会と教学組織の連携を図っている。

#### **(5) 学生、教職員からの意見への対応**

学生からの意見については、学友会による「学生大会」、在学生及び4年次を対象とした「教育・学生生活に関するアンケート調査」（基準4 p.53 参照）、学生参画型FD「学生と教員による座談会」（基準6 p.75(1) 参照）などの機会を設け、出された意見や要望等のうち大学運営に関するものについて、関係部署にフィードバックし、学生の意見を考慮した適切な大学運営を図っている。

教員からは教授会又は大学院合同研究科会議を経て大学評議会を通じて、職員からは部長・課長会を通じて、意見を聴く機会を設けている。

2023年3月の食堂什器のリニューアルにあたっては、数名の学生にインタビューをしたほか、配色について入職1年目の若手職員にヒアリングを行って決定している。また、2020年3月に策定した中期計画は、若手教職員を中心とするワーキンググループで作成中であった「2025アクション・プラン」を織り込むなど、日頃より学生や若手教職員の意

見を積極的に取り入れている。

#### ○適切な危機管理対策の実施

危機管理対策については、学長を委員長とする危機管理委員会が中心となり、想定される危機の予防、発生した危機への対応に努めている【10-1-8 第4条、第5条】。

2020年の新型コロナウイルス感染拡大に際しては、学長を委員長とする危機管理委員会を定期的開催し、関連部署と連携して情報収集・集約を行い、その時点における本学独自の活動制限指針のレベル【2-37】の確認と対応を決定するほか、感染者の発生等不測の事態への対応の検討を行ってきた。【10-1-9】

また、2020年度から2021年度にかけては新型コロナウイルス感染症対応の副学長を置き【10-1-10】、同副学長を班長とし、大学運営部長、教育研究支援部長を構成員とする「新型コロナウイルス感染症対策班」を編成し、活動制限指針のレベルの範囲内におけるキャンパスでの活動の再開について、学生、各部署からの教育研究活動実施の要望をとりまとめ、校医の意見を参考に慎重に検討を行い、実施可否を判断してきた【10-1-11】。

2022年度以降は規模を縮小し、迅速かつ的確な対応を適時行っている。

#### 10.1.1.3. 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点 予算執行プロセスの明確性及び透明性
----------------------------

予算配分は、学校法人会計基準、学校法人東京女子大学寄附行為【1-3 第36条】及び経理規程【10-1-12 第42条～第44条】に基づき行っている。事業活動収支の長期的な均衡を図るとともに、教学改革および魅力あるキャンパスの形成に向けた戦略課題に対し、重点的に資金を配分している。

翌年度予算編成方針は、毎年9月に評議員会の審議を経て、理事会において決定する【3-12 協議事項 .2】。予算編成方針決定後、10月から11月にかけて、当年度の予算執行状況と次年度予算編成方針に基づく次年度事業計画と予算要望のヒアリングを予算執行単位ごとに行う。ヒアリングは、教学部門は担当課（分野）、共通教育各分野、各研究所、図書館、各センター別に、法人部門は課単位に行っている。

その後、各執行単位から出された次年度特別要望事項について、予算委員会を2～3回開催して精査した後、学長の意向を取り込み全学的視点から調整を行い、3月に事業計画は大学評議会、評議員会の審議を経て、予算は評議員会の審議を経て理事会で決定する【10-1-13】。

予算執行は、学校法人会計基準と本法人の経理規定に基づき各部署の責任者の下で所定の手続を経て行う。予算化済の案件であっても執行に当たっては、金額と支払区分により、学内規定に基づいて稟申による支出承認を必要とし、透明性を確保している。

予算は、個々の教学部門の支出については、教育研究支援部の各課が管理を行い、さらに、教学、法人運営を通して経理課において全学的な予算統制を行っている。

予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みについては、予算執行単位ごとに実施されるヒアリングの際に、当年度の予算執行状況を合わせて聞き取りを行い、予算執行の適切

性を検証するとともに、翌年度の予算申請内容の適切性を確認している。毎年度末には事業計画の結果としての事業報告書を作成し【10-1-2】、評議員会及び理事会において報告することにより検証を行っている。

10.1.1.4.法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点 大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置
--------------------------------

## ○大学運営に関わる組織の構成と人員配置

### (1)職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその運用状況

事務組織は、学校法人東京女子大学事務組織規程【2-22】に基づき、主に、法人・管理業務を担当する大学運営部と大学及び大学院の教学組織の事務を担当する教育研究支援部の2部体制で構成されている。事務組織図【2-22 別表第1】のとおり、大学運営部に4課2室、教育研究支援部に9課2室を設置している。ほかに理事長直属の内部監査室を置いている【10-1-14 第5条】。

各組織には、必要な人数の専任事務職員を配置【10-1-15】しており、ほかに業務の繁閑、専門性等に応じて契約職員、臨時職員、派遣職員を配置し柔軟に対応している。

事務機能の改善については、事務局長、部長及び課長で構成する部長・課長会【10-1-16】、又は事務局長及び部長で構成する部長会【10-1-17】で検討している。自己点検・評価の結果を踏まえ、組織変更又は所管業務の大きな変更を伴うと判断されたものは事務組織検討専門委員会で検討したうえで、部長会の審議を経て理事会決裁による規程改正を経て、行っている。

事務職員の採用、昇格、昇任、異動等の人事制度については事務職員人事委員会により【10-1-18】、学校法人東京女子大学職制規程【6-1 第42条別表第5】、学校法人東京女子大学任免規程【10-1-19】、および事務職員任用規程【10-1-20】に定める手続と基準に従い適正に採用、昇任、昇格等を行っている。また、採用にあたっては、事務職員人事委員会で採用方針を決定し、採用方法、時期等を見直している。

### (2)業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備

業務内容の多様化、専門化に対応するため、公認会計士、司書などの資格を有する者や大学院（博士前期・後期課程）修了者など多様な経歴を持つ人材を採用しているほか、専任職員の研修を充実させている。一方で、留学ファシリテーターなど専門的知識やスキルを持つ派遣職員の活用、一級建築士やキャリアカウンセラーの業務委託及び図書館における一部業務の外部委託を行っている。

### (3)教学運営その他の大学運営における教職協働

2019年5月には、社会の要請、学生・受験生のニーズの変化に対し、中長期的な視点に立ちつつ、柔軟性と機動力を以て企画立案を担う部署として「企画室」を設置した【10-1-21 別紙3 職制規程一部改正】。企画室の室長は教育職員が務めているが、管理部門である大学運営部の下に位置付けることにより、学長が教育・研究に関する課題に取り組むにあたり、教育職員と事務職員の協働を図りつつ、機動力を担保する体制となってい

る。

事務組織は、教学の意思決定に必要な情報提供、企画・立案等を補佐する。また、教学の主要な委員会には担当課長等が構成員として参画することで、教職協働体制を敷いている。学長主導の各種プロジェクトやワーキンググループにおいても若手教員、若手職員混合で構成している。2021年度の公式サイトリニューアルに際しては、広報委員会の基にユニットを構成し、本学の学び、教員の研究、学生や卒業生の活躍の様子などをわかりやすく発信するサイト作りを教職協働で行った【10-1-22】。

#### (4)人事考課に基づく、職員の業務評価

本学の事務職員人事評価制度は、職員育成を目的として、事務職員人事評価規程【10-1-23】および評価マニュアル(ハンドブック)【10-1-24】を整備し2010年から実施している。評価は、各課長による1次評価、部長による2次評価を受けて事務職員人事委員会で審議し、常務理事の承認を得て理事長に報告する。1次評価の際はすりあわせ会議を行い、また評価者研修を行って、適正な評価が行われるよう努めている。最終評価は、本人にフィードバックし、当期における評価について所属長と話し合い、次期の業務につなげている。この人事評価の結果は、事務職員人事委員会で、昇任、昇格及び異動を審議する際の客観的根拠として扱われている。

#### 10.1.1.5.大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点

大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント(SD)の組織的な実施

教職員SD研修実施方針に基づき【2-1】、毎年度職員研修計画を策定し、階層別研修、目的別研修を実施している【6-19】。特に、教育の質的転換に共通理解を深めるために、テーマを定めて職員全員参加のSD研修を実施するほか、教職協働で教学改革を進めるために、FD・SD合同研修を積極的に開催している。また、外部研修への派遣も毎年行い職員の能力や意識の向上を図っている。

特に、発達障がいやメンタルヘルスに問題を抱える学生への対応や、科研費、ハラスメントなどの研修は定期的に行い、教職員の資質向上を図っている。

近年、増え続ける業務に対して、2022年度には「大学のDXを考える - 業務の効率化を目指して、業務フローを振り返ろう - 」と題し、一般職員を対象に業務の無駄を省き、必要で重要な事柄に時間をかけていく体制構築を目的とした研修を2日間にわたり実施した。

また、2020年度以降新型コロナウイルス感染拡大により中止しているが、ニューヨーク国連本部での海外研修や、台湾、香港などで開催される進学相談会に職員を毎年派遣し、研修と位置付けている。

この他、近隣大学と情報共有、情報交換を行い業務改善に資する目的で合同研修を行った。異なる視点で業務を捉え、共に職員同士の交流も行うことができた。

10.1.1.6.大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価  
監査プロセスの適切性  
点検・評価結果に基づく改善・向上

○適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価

大学運営の適切性の点検・評価は、主に教育研究活動にかかる事項については学長室会【10-1-7】が、事務組織については部長会【10-1-17】がそれぞれ主体となって行っている。さらに全学的見地から自己点検・評価委員会での検討を経て、客観性を担保している。点検・評価の結果、問題点については、教学に関する全学的な事項は将来計画推進委員会【2-9】で、事務組織に関する事項は部長会で検討し、具体策を実行しPDCAサイクルを回している。

監査プロセスの適切性

監査プロセスは、監事監査として財務監査、業務監査（教学監査を含む）および理事の業務執行状況について監査を行うほか、財務監査では公認会計士監査と連携して監査を行い、その結果を公表することで、その透明性、適正性の確保に努めている。財務監査は、監事、内部監査室、監査法人が、教学監査は監事及び内部監査室が連携して行っている。

内部監査室は、外部資金（科研費他）の執行管理及び法人としての資金運用を重点に監査を行っているほか、監事、外部監査法人による全般監査を実施している【10-1-25】。2021年度には、今後の大学改革に向けて教学諸活動の質保証について教学監査を実施するため、業務委託1名を配置した。教育の質向上を重要な視点として、有限である教育資源を有効に活用すべく、正確性、公正性及び効率性の観点から客観的な立場で検証を行い、理事長、監事に意見を求めたのちに、理事会で報告を行っている。

いずれも、法令、寄附行為、関係規程に基づき監査が行われ、監査計画（監査の実施内容、留意点）に基づき、監査体制を明確にして、恒常的かつ適切に検証を行っている。

(1)内部監査

学校法人東京女子大学内部監査規程【10-1-14】に基づき内部監査室により実施している。

(2)監事監査

私立学校法第37条第3項、学校法人東京女子大学寄附行為第16条【1-3】、学校法人東京女子大学監事監査規程【10-1-26】、学校法人東京女子大学監事監査実施細則【10-1-27】による。

- ・監事2名（非常勤）が理事会、評議員会に出席、理事長、学長、常務理事、財務理事、事務局長および内部監査室と随時意思疎通を図るほか、監査法人と定期的に意見交換を行っている。
- ・監事による監査報告書【10-1-28 p.18】は、私立学校法第37条3項の定めによる。本法

人の教学を含む業務執行が適切に行われていること、財産の状況が適正に表示されていることおよび理事の業務執行が適法かつ適正に行われていることを示すものである。この監査報告書は、私立学校法第47条第2項の規定及び学校法人東京女子大学財務書類等閲覧規程【10-1-29】に基づき、財産目録ほかの財務書類とともにステークホルダーの閲覧に供している。

#### **監査法人による監査**

私立学校振興助成法第14条第3項に基づき実施している【10-1-28 p.19】。

- ・毎年、監事、理事へ当年度監査計画の事前説明を行い、了解を得た監査計画に基づいて監査が実施されている。本法人としても、会計上の対応を前広に監査法人に事前に相談し、その意見・助言に基づき適正な処理を行うよう心掛けている。

以上のことから、大学運営の適切性について、定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上の取組を行っているとは判断できる。

### **10.1.2 長所・特色**

#### **(1) 理事会・教授会合同作業部会**

理事会と教学組織がともに協力し、大学を維持・発展させていくため、両者の連携強化を図ることを目的に設置している。理事会と教学組織が大学の経営と教学の将来計画に対する方針を協議することにより、一体化した大学運営を行っていると言える。

2024年・2025年に向けた教学改革にあたっては、理事会から要望事項を伝えるとともに、教学での検討状況を進み具合に合わせて報告して意見交換を行い、理事会と教学組織の意思疎通を逐次図っている。

#### **(2) 教学運営およびその他の大学運営における教職協働**

2019年5月に設置した「企画室」は、中長期的な視点に立ちつつ、柔軟性と機動力を以て大学の教育研究の課題について企画立案を行っている。企画室の室長は教育職員が務めているが、管理部門である大学運営部の下に位置付けることにより、教育職員と事務職員の協働を図りつつ、機動力を担保する体制となっている。2020年3月に策定した学校法人東京女子大学中期計画の着実な実行にあたっては、進捗状況のとりまとめを行っており、将来計画推進委員会の事務局でもある企画室が果たす役割が大きくなっている。

#### **(3) 公式サイトリニューアル**

2021年度公式サイトリニューアルに際しては、広報委員会の基にユニットを構成し、本学の学び、教員の研究、学生や卒業生の活躍の様子などをわかりやすく発信するサイト作りを教職協働で行った。同ユニットは若手の教職員から構成され、コンセプトや構成、制作会社の選定など所属（部署）に関わらず幅広く意見を述べるとともに、更新作業をスムーズに進めるうえで、各部署で方向性を共有する重要な任務を遂行した。

サイトリニューアル後はオウンドメディアの充実を図りSNSとの連携によりサイトコンテンツの閲覧数、フォロワーが増加している【10-1-30】。

### **10.1.3 問題点**

なし

#### 10.1.4 全体のまとめ

大学の建学の精神および理念・目的を実現するために必要な大学運営に関する方針を定め明示している。学長のリーダーシップを確立するため、役職者の責任と権限を明確にし、学長が教育研究に関する意思決定を行うにあたり、執行体制を確立し、迅速かつ円滑な職務遂行を支援している。そして、そういった教育研究活動を安定的に支え、質の高い教育研究を発展させるために、事業活動収支の長期的な均衡を図り、戦略課題に重点的に資金を配分するよう予算を編成し、予算統制制度に基づき厳格・公正な予算執行に努めている。大学運営に必要な事務組織を設け、大学業務を円滑かつ効果的に機能させるべく人材の育成および配置を行っている。大学運営の適切性については、監査体制を明確にして、恒常的かつ適切に検証を行うとともに、その結果をもとに改善・向上に取り組んでいる。

## 第 章 大学運営・財務（２）財務

### 10.2.1.現状説明

10.2.1.1. 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

#### 評価の視点

大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定  
 <私立大学>  
 当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

中長期的な管理運営の方針の一つとして、財務の方針を「教育研究活動を安定的に支えるため、中長期的な財務計画を策定し財政基盤を確立する」と定め【2-1】、建学の精神に基づく質の高い教育研究を発展させるために、理事会の責任を明確にし、安定した財務基盤の確立に努めている。また、財務の状況と具体的施策については、学内における目標の共有化と共通理解を目指して、毎年「財政報告書」を作成し、「本部ニュース」にて教職員に配付している【10-2-1】。

財務情報としては、学内外のステークホルダーの方々に対する説明責任を果たすとともに本学の状況についてご理解を得るため、予算・決算の状況、事業計画、事業報告書を本学公式サイトに掲載している【10-1-1】。

なお、当面の具体的な財務目標を以下のとおり定めている。

- ( 1 ) 教育活動を安定的に支えるために、中長期的な財務計画を策定し、安定した財務基盤を確立する。
- ( 2 ) 人件費比率を適正水準（同系統大学の平均水準）まで下げ、教育研究経費比率を引き上げる。
- ( 3 ) 科学研究費、補助金等の外部資金を積極的に獲得し、収入構造を改善する。
- ( 4 ) 募金制度を再検討し、恒常的な寄付金の拡充を図る。
- ( 5 ) 教職員他、ステークホルダーの理解を得られるよう財務情報を積極的に公開する。

当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

本法人は大学の教育研究目的の実現に向けた予算配分を行い、教育研究活動を支えるとともに、計画的な基本金組入れ等の施策を実施し、財務基盤の確立を図っている。本法人の財務指標の現況は、以下の通りである。

事業活動収支計算書関係比率

(%)

比率名称	指標*	対象	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
人件費比率		本学	55.9	52.1	50.4	57.1	54.7
		他学平均	56.3	55.6	53.8	54.4	52.7

教育研究費比率	本学	27.4	28.2	27.4	29.7	31.1
	他学平均	31.2	31.1	31.0	31.4	33.6
管理経費比率	本学	9.1	8.6	8.4	9.5	9.3
	他学平均	9.9	10.1	10.0	9.8	9.0

\* 指標（目指す方向）：一般的な評価（○：高い値が良い、△：低い値が良い、～：どちらとも言えない）

\*\* 他学平均：日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政」より文他複数学部大学法人の平均

人件費比率は、2016年度から2018年度にかけて同系統大学の平均よりも低い状態で推移している。これは2014年度から2018年度の創立100周年記念募金等の臨時的な収入の増加によるものである。教育研究経費比率は20%台後半での推移が続き、近年は同系統大学の平均に近づいている。管理経費比率が2015年度までは6～7%で推移していたが、2016年度以降増加している。この増加要因は、2015年度の新寮建設に伴う寮経費の増加や2018年度の創立100周年記念事業関連支出である。

大学間の競争が厳しくなる中で、本学の教育環境を継続的に改善し、新たな施策を行うには、他大学に劣後しない財務体質の構築は不可欠である。持続可能な経費節減策を講じ、人件費比率や管理経費比率を適正に保ち、教育活動へ重点的に予算配分を行い、教育研究活動経費比率を他大学と同水準並みに維持することを目標としている。

#### 施設・設備計画との連動性

より良い教育研究環境への実現に向けて施設・設備の充実は不可欠である。施設・設備計画は現在、第2期キャンパス整備計画（2012～2022年度）【8-2】を策定し、同計画に基づき設備の改修とメンテナンスを行っている。2015年度に新寮が竣工し、2016年度より稼働している。また、借入を行わずに収支を平準化するため、キャンパス整備計画に基づき2011年度から毎年1.5億円の第2号基本金への組み入れを開始し、2014年度からは毎年2.06億の組入を行った。2015年度及び2016年度は構築物分の組入れを決定し組入額を2.86億円に増額した。（第2号基本金組入額は2015～2016年度は5.72億円、2017～2021年度は10.3億円の合計16.02億円。2022年度は1.25億円組入を予定）大学全体の予算の中で施設・設備の予算規模は多額であるため、計画的に第2号基本金の積み立てを行い、収支バランスを考慮した予算配分に努めている。

教学の将来を見据え、教育の充実と教育環境の改善を継続して進めていくには、前提としてその施策を支える安定した財務体質が求められる。事業活動収支の均衡を図るとともに、教学改革に向けた戦略課題に対し重点的に資金配分を行い、健全な財務体質の確立を目指している。

10.2.1.2.教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点

大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）  
教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み  
外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

本法人は教育研究水準の維持・向上のため計画的な予算配分を行い、教育研究活動を支えるとともに、基本金組入れ等の施策を実施し、財務基盤の確立を図っている。本法人の財務の状況は、財務3表【10-1-2 p.45-46】、財産目録【10-1-28 p.16-17】、5ヵ年連続資金収支計算書【10-1-2 p.53(1)】、5ヵ年連続事業活動収支計算書【10-1-2 p.54(2)】、5ヵ年連続貸借対照表【10-1-2 p.55(3)】、事業活動収支計算書関係の財務比率【10-1-2 p.55(5)】に示す通りである。

大学経営を持続的かつ安定的に運営するために、特定資産の引き当てを実施し、長期的な財務基盤を確保している。直近では第2号基本金引当特定資産を2.06億円、減価償却引当特定資産を3億円、退職給与引当特定資産を2億円積み立てている。特に退職給与引当金における退職給与引当特定資産の充足関係を示す指標である退職給与引当特定資産保有比率は2016年度の72.9%から2020年度は98.7%と大きく増加し、2021年度に100%に達している。特定資産の継続的な引当により純資産額は2016年度から2021年度にかけて23億円増加している。

教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

理事会は教育改革を推進する学長と随時コミュニケーションを取り、教学と連携して改革の実現に最大限の努力を行う方針である。教学改革に向けて必要となる支出に備え、引当金および特定資産を計上している。2018年度に実施した学科・専攻の改組においては、改組にかかわる費用に充てるため、理事会の承認のもと引当金の一部を取り崩している。理事会からは将来計画推進委員会に「2018年度改革の取り組みについて」【10-2-2 別紙13】が提示され、理事会と教学との共通理解の下に、強固な財務体質の実現に向けて検討を進めた【10-2-3 ( )報告事項13】。

財務体質の基盤構築に向けては、予算全体の在り方を見直し、主に管理部門の経費を計画的に節減して事業活動収支全体の均衡を図る中で、教学改革に向けて教育と教育環境の質的向上を図る施策に重点的に資金を充当する方針を立てている。なお、対象とする施策は、学長のリーダーシップの下で決定している。

外部資金(文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等)の獲得状況、資産運用等

本学の事業活動収入の8割弱が学生納付金であり、学生納付金に大きく依存する構造となっている。寄付金や科学研究費等の外部資金収入や補助金収入等、収入の多様化を図ることにより、財務体質の安定を目指している。

外部資金の受け入れ状況は、【10-1-2 p.50(4)】のとおりである。

#### (1) 科学研究費助成事業

研究者に応募手続きの説明会や過去に審査を経験した教員によるアドバイスを行う機会や応募に向けた相談会など、獲得に向け積極的な支援を行っており、毎年、理事会には、応募件数、採択率を他大学との比較も含め報告している。2021年度の採択率は41.1%である。

#### (2) 競争的な補助金

大学全体で進めるプロジェクトについては、教育研究の更なる充実、教育の質を向上させることにより、補助金獲得に努めている。

#### (3) 寄付金

恒常的な支援組織として、在学生の保護者を会員とする東京女子大学教育後援会【10-2-4】と、卒業生を主たる会員とする東京女子大学維持協力会【10-2-5】を有している。その他、卒業生、退職教職員等からの寄付がある。2014年度から2018年度にかけては創立100周年記念募金を設置し、卒業生、在学学生保護者、教職員、企業各社等から記念事業及び本学の教学理念への賛同を得て、目標額10億円を超えて総額で12.7億円の寄付を得た。

#### (4) 資金運用

長く低金利の状況が続いているが、安全面を最優先したうえで、特定の業種の偏りによるリスクを避け、運用期間の長期化も含め有利な運用に努めている。資金運用実績は資料のとおりである【10-2-6】。資金運用管理規程【10-2-7】に基づき実施し、毎年理事会で前年度の運用状況を総括し、必要が生じた場合は運用基準の見直しを行っている。

### 10.2.2 長所・特色

大学全体の中で、多額な予算規模となる施設・設備の充実にあたっては、キャンパス整備計画を策定し、計画的に改修とメンテナンスを行っている。収支バランスを考慮し、安定的に遂行するため、計画的に第2号基本金の組み入れを行っており、これまでの第1期および第2期計画においては、いずれも自己資金で実施している。

また、大学経営を持続的かつ安定的に運営するため、特定資産の引き当てを実施し、長期的な財務基盤を確保している。特に、退職給与引当金における退職給与引当特定資産保有比率は100%を計上している。特定資産の継続的な引き当てにより純資産額は2016年度から2021年度にかけて23億円増加している。

### 10.2.3 問題点

事業活動収入の約8割が学生納付金であり、学生納付金に大きく依存する構造となっている。安定的な入学者の確保のほか、科学研究費、補助金等の外部資金を積極的に獲得し、恒常的な寄付金の拡充を図るなど収入の多様化を図ることにより財務体質の安定に取り組んでいく。

### 10.2.4 全体のまとめ

建学の精神に基づく質の高い教育研究を発展させるために、中長期的な財務の方針を定め、理事会の責任を明確にしている。また、教育研究の目的の実現に向けた予算配分を行って教育研究活動を支えるとともに、基本金組入れ等の施策を実施している。特に、教育研究水準の維持に欠かせない施設・設備の充実にあたっては、キャンパス整備計画を策定し、借入を行わずに収支を平準化するために、計画的に第2号基本金への組入れを行い、収支バランスを考慮した予算配分を行っている。

大学経営を持続的かつ安定的に運営するために、特定資産の引き当てを行い長期的な財務基盤を確保している。教学改革にあたっては、その実現を可能とするため、改革を推進する学長とのコミュニケーションを密にし、引当金および特定資産を計上し、必要となる支出に備えている。

学生納付金に大きく依存する構造については、寄付金や科学研究費等の外部資金収入や補助金収入等、収入の多様化を図るべく具体的な改善策を検討し、全学で取り組んでいく。

これらの施策により財務基盤の確立を図っている。

## 終章

2009年度の第1期認証評価の受審以来、本学は毎年自己点検・評価を行ってきた。本報告書は、既往の点検・評価と改善状況を踏まえつつ、2022年度に、自己点検・評価委員会が、大学基準協会の10の基準に沿って包括的な自己点検・評価の結果をまとめたものである。

### 1. 全体の総括

#### (1) 理念・目的

1918年、「東京女子大学」はキリスト教の精神に基づき女子に高等教育を教授することを目的とし創立した。2018年に創立100周年を迎えるにあたり、本学の教育理念・目的を現代社会に活かし、目指す基本方向を明らかにするため、2014年度には「東京女子大学グランドビジョン」を定めるとともに「大学として育成する人物像」を明示した。2020年3月にはグランドビジョンの更なる実現に向け、「学校法人東京女子大学中期計画」を策定した。現在、計画の達成に向けて大学全体で取り組んでいる。

#### (2) 内部質保証

「東京女子大学 内部質保証の方針・手続き」において、自己点検・評価委員会を全学内部質保証体制推進組織と定めている。自己点検・評価委員会では、到達目標を設定し、毎年テーマを決めて自己点検・評価を行い、外部評価を定期的に受けている。学部・研究科および各専門委員会など担当部署で行った自己点検・評価報告書案は、自己点検・評価委員会に提案され、自己点検・評価委員会が全学的な見地から点検・評価を行っている。大学全体に関わる事項については、中長期的な改革の方針、改善計画を策定する将来計画推進委員会と自己点検・評価委員会が連携を取りながら改善・改革を進めている。

また、内部質保証体制システムの適切性については、学外委員を含む内部質保証体制評価委員会において確認している。

#### (3) 教育研究組織

大学の理念・目的に基づき、社会の要求に応えられるよう、学部・研究科、研究所、センター等を適切に設置し、本学の教育研究に必要な組織は十分整えられている。2018年度の教育課程改正の検証により、2022年度より英語センターを設置し組織面から英語教育の強化を図るとともに、AI・データサイエンス教育研究センター及び教育・学習支援センターを設置し、データサイエンス力の強化およびICTを活用した教育・学修支援体制の構築を目指している。

#### (4) 教育課程・学習成果

「東京女子大学グランドビジョン 大学として育成する人物像」を定め、この方針に沿って教育課程の編成方針、学位授与方針を策定している。教育課程の編成方針に基づき、順次性・体系性ある教育課程を編成している。学部は、多様なものの見方を養う全学共通カリキュラムと高度な専門性を身につける学科科目を柱とし「専門性をもつ教養人」を育成している。キリスト教主義に立脚した女性の自己確立とキャリア探究の基礎を作るリベラル・アーツ教育を展開し、基礎から応用へと積み上げる順次的・体系的な教育課程を編成し、全学科で卒業研究を必修としている。今後も学部全体でキャリア教育を推進していく。大学院では、コースワークとリサーリワークを適切に組み合わせ、教育課程を編成し

ている。また、学部、大学院ともにシラバスの充実に組織的に取り組み、学位授与方針との関連の項を設けているほか、授業の準備学習をはじめとする教室外学修を促すことで単位の実質化に努めている。さらに学部では、学位授与方針に示した学修成果の修得状況について、アセスメント・ポリシーに基づき策定した「東京女子大学アセスメント・プラン」により、多角的に学修成果を可視化・分析している。教育課程の適切性や教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性について、点検・評価を継続的に行い、改善・向上に取り組んでいる。

#### (5) 学生の受け入れ

学生の受け入れ方針は、学位授与方針、教育課程の編成方針を踏まえて策定し、本学公式サイト、大学案内、大学院案内で公表し、入試要項にも記載している。入学者選抜は、コロナ禍であっても公正・公平に実施できるよう努めている。合格者判定については、入試委員会等が原案を作成、教授会、研究科会議で公正に判定した上で学長が参酌して決定している。定員管理は、数理科学科の定員に対する入学者比率がやや高いが、概ね適正である。大学院は、博士後期課程の入学者確保が喫緊の課題である。

#### (6) 教員・教員組織

本学の求める教員、教員組織の編成方針は、「東京女子大学方針」に定められている。専任教員数は大学設置基準、大学院設置基準の定める員数を上回り、教育課程に相応しい教員を配置している。募集・採用・昇格は基準と手続きを定め、適切性を担保している。教員の資質の向上のため、各種の研修や授業評価アンケート、教員相互の授業参観等、多様な取り組みを実施し、大学組織の活性化を図っている。

#### (7) 学生支援

学生の支援に関する方針は、学習支援、経済的支援、生活支援に加え、本学の特徴である女性のキャリア構築に関する支援について、「東京女子大学方針」に定められている。コロナ禍においては、オンライン授業受講サポート、就職支援のオンライン化、「SS プロジェクト」による経済的支援等、様々な支援を行っている。教室外学修に関しては、ICTを活用した支援にも力を入れており、コロナ禍では英語学習プログラムを自宅で利用できるようにした。キャリア構築支援は、リベラル・アーツ教育に基づく正課教育と正課外の連携・連動により、生涯を通じキャリアを探究できる女性の育成を目標としている。その成果は高い就職率(2021年度学部の就職率[就職者/就職希望者]は99.4%)となって現れている。

#### (8) 教育研究等環境

教育研究環境の整備に関する方針は、教育・研究の成果をあげるため、全学的な見地から設定している。歴史的建造物を大切にしつつ、最先端の設備も積極的に導入し、教育環境の整備を行っている。特に新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、遠隔授業のための対外接続回線の整備を積極的に行った。2022年度には、ICTを活用した授業運営や学生の学修支援の中核となる教育・学修支援センターを開設し、さらなる教育研究環境の整備を行っている。

#### (9) 社会連携・社会貢献

社会連携・社会貢献に関する方針を定め、その方針に沿って公開講座、チャペルコンサート、研究所の企画による正課授業の公開、武蔵野地域五大学共同事業等を行い、地域住

民の教養の啓発に寄与している。この他、「東京女子大学 SDGs 宣言 - 未来に開かれた大学 - 」を策定し、持続可能な社会の実現に向けた取り組みを行っている。

#### (10) 大学運営・財務

##### [1] 大学運営

本学の教育理念・目的の実現に向け、中長期的な管理運営方針を定め、適正な管理運営の推進、意思決定プロセスの明確化等を定めている。学長の権限・職務については寄附行為施行細則、職制規程および学則に定めており、校務に関する最終決定権を有する。学長の補佐体制は、副学長、学部長及び大学院合同研究科会議議長が担っている。教学組織と理事会との連携強化を図るべく、理事会・教授会合同作業部会を設置し、一体化した大学運営を行っている。教学の主要な委員会には担当事務職員が構成員として参画し教職協働体制を敷いている。

##### [2] 財務

中長期的な管理運営の方針の一つとして、財務の方針を定め、建学の精神に基づく質の高い教育研究を発展させるために、理事会の責任を明確にし、安定した財務基盤の確立に努めている。大学の教育研究目的の実現に向けた予算配分を行い、教育研究活動を支えるとともに、基本金組入れ等の施策を実施し、財務基盤の確立を図っている。教学の将来を見据え、教育の充実と教育環境の改善を継続して進めていくため、事業活動収支の均衡を図るとともに、教学改革に向けた戦略課題に対し重点的に資金配分を行い、健全な財務体質を確立していく。

## 2. 今後の展望

今回の自己点検・評価を通して、改善すべき点、発展させるべき点が明らかになった。「東京女子大学グランドビジョン」の更なる実現に向け、2020年3月に策定した「学校法人東京女子大学中期計画」の達成に大学全体で取り組んでいく。また、大学の内部質保証体制をより実効性のあるものとするため、これまで個々の委員会、組織において適切性を確認していた事項について、大学全体の内部質保証の取り組みの中で検証ができるよう、全学内部質保証推進組織である自己点検・評価委員会と各組織との連携を強化していく。

予測困難で正解のない今の時代こそ、本学のリベラル・アーツ教育が真価を発揮する時であると考えられる。本学の特長であるリベラル・アーツ教育をさらに深化させ、未知なる課題に立ち向かう力を備えた学生を育成するため、これからの時代にふさわしい教育・研究の質の向上に取り組んでいく。

2023年3月31日

自己点検・評価委員長 大山 淑之